

令和6年第4回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（12月6日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	15
11. 日程第5 議案第61号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	20
12. 日程第6 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	21
13. 日程第7 議案第63号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	22
14. 日程第8 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及 び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	23
15. 日程第9 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	25
16. 日程第10 議案第66号 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について	25
17. 日程第11 議案第67号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び同組合規約の変更について	30
18. 日程第12 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて	31
19. 日程第13 議案第69号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	32
20. 日程第14 議案第70号 令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	34

21. 日程第15 同意第22号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	35
22. 日程第16 発議第5号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	36
23. 散 会	37

第2号（12月9日）

1. 議事日程	38
2. 出席議員氏名	39
3. 欠席議員氏名	39
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	39
5. 議会事務局職員出席者	39
6. 開 議	40
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	40
8. 日程第2 一般質問	40
小野 広嗣	40
野村 広志	64
小辻 一海	80
隈元香穂子	94
9. 延 会	105

第3号（12月10日）

1. 議事日程	106
2. 出席議員氏名	107
3. 欠席議員氏名	107
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	107
5. 議会事務局職員出席者	107
6. 開 議	108
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	108
8. 日程第2 一般質問	108
南 利尋	108
八代 誠	125
市ヶ谷 孝	134
栢山 晋司	143
9. 延 会	148

第4号（12月11日）

1. 議事日程	149
2. 出席議員氏名	150
3. 欠席議員氏名	150
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	150
5. 議会事務局職員出席者	150
6. 開 議	151
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	151
8. 日程第2 一般質問	151
小園 義行	151
9. 散 会	167

第5号（12月20日）

1. 議事日程	168
2. 出席議員氏名	170
3. 欠席議員氏名	170
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	170
5. 議会事務局職員出席者	170
6. 開 議	171
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	171
8. 日程第2 報告	171
9. 日程第3 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	171
10. 日程第4 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	173
11. 日程第5 議案第63号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	174
12. 日程第6 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及 び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	175
13. 日程第7 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	176

14. 日程第 8	議案第66号	志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について	177
15. 日程第 9	議案第69号	令和 6 年度志布志市一般会計補正予算（第 7 号）	178
16. 日程第10	議員定数等調査特別委員会の調査報告		180
17. 日程第11	議案第71号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	186
18. 日程第12	議案第72号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	188
19. 日程第13	議案第73号	志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	190
20. 日程第14	議案第74号	令和 6 年度志布志市一般会計補正予算（第 8 号）	192
21. 日程第15	議案第75号	令和 6 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	193
22. 日程第16	議案第76号	令和 6 年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	194
23. 日程第17	議員派遣の決定		196
24. 日程第18	閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長）		196
25. 日程第19	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）		196
26. 閉 会			196

令和6年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
1 2 月 6 日	金	本会議	全員協議会 開会・会期の決定・議案上程
7 日	土	休 会	
8 日	日	休 会	
9 日	月	本会議	一般質問
1 0 日	火	本会議	一般質問
1 1 日	水	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
1 2 日	木	委員会	予算常任委員会
1 3 日	金	休 会	
1 4 日	土	休 会	
1 5 日	日	休 会	
1 6 日	月	休 会	
1 7 日	火	休 会	
1 8 日	水	休 会	
1 9 日	木	休 会	
2 0 日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第60号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第62号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号	志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号	志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について
議案第67号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
議案第68号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第69号	令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第70号	令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
同意第22号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
発議第5号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	令和6年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第75号	令和6年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第76号	令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申出について	
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）	
閉会中の継続調査申出について	
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広 嗣	1 多文化共生 施策の推進に ついて	(1) 急速な少子高齢化に伴う労働力不足が深刻化する日本にとって、経済活動を維持・発展させていくために外国人人材の受入れが必須になりつつある中、多文化共生社会の実現に向けて、外国籍の皆さんが心身ともに安全に安心して暮らせる環境づくりをはじめとした、多文化共生施策の推進に関する本市の認識について問う。	市 長 教 育 長
	2 男性介護者 の支援につい て	(1) 男性が在宅で介護をする場合には、仕事と介護の両立が難しいことや介護の知識や家事の経験不足、地域との関わりの希薄さなどから社会的に孤立するケースが見受けられる。本市の現状と孤立防止支援の取組状況について問う。	市 長
	3 子供のネッ トリスク対策 について	(1) 好奇心が旺盛な子供たちにとって、インターネットは、自分の世界を広げてくれる魅力的なツールであるが、一方でネット依存やネットいじめ、SNSを通じた性犯罪被害、長時間にわたりパソコン・スマホの画面を見ることによる健康被害など、様々なリスクが伴う。子供が安心・安全にインターネットを利用するためのネットリスク対策について問う。	市 長 教 育 長
	4 G I G Aス クール端末の 活用状況と更 新について	(1) G I G Aスクール構想の下で整備された端末の活用状況と今後の更新について、文部科学省では「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務付けている。本市の取組状況について問う。	市 長 教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 野村 広 志	1 学校給食における食物アレルギーへの対応について	(1) 文部科学省では、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成するよう指針が出ているが、本市での現状について問う。	市 長 教 育 長
	2 子育て支援について	(1) 学校から帰宅しても、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後児童クラブが開設されているが、現状について問う。 (2) 実費負担などの受益者負担を除き、公費によって放課後児童クラブを支援していく考えはないか。	市 長 教 育 長 市 長
3 小 辻 一 海	1 道路行政について	(1) 道路法第3条において、道路の種類として市町村道を含む四つが挙げられている。市道路線として認定する基準の在り方について問う。	市 長
		(2) 市道が損傷する原因を特定、分析しているのか。また、今後の補修工事の計画等について、どのように設定しているか問う。	市 長
		(3) 近年、異常気象に伴う自然災害の発生が相次いでいるが、市道への被害及び復旧状況について問う。	市 長
		(4) 住宅地を中心とする生活道路について、しっかりとした計画に基づき、維持・管理が実施されているか問う。	市 長
		(5) 県道110号線塗木大隅線改良工事の進捗状況と今後の見通しについて問う。	市 長
4 隈元香穂子	1 新型コロナワクチン接種について	(1) 全国で新型コロナワクチン接種による死亡と認定される事例がある。被害者家族が予防接種健康被害救済制度を申し出ようとする場合、サポート体制はできているのか問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 隈元香穂子	2 ジェンダー ギャップ解消 について	(1) 本市におけるジェンダーギャップ解消に向けての取組を示せ。 (2) 市役所内において、同じ年代の職員で男性と女性を比較して、役職、経験業務に差はないのかを問う。	市 長 市 長
	3 ハラスメント 条例について	(1) 他自治体で首長のハラスメント行為が問題になっている。本市のハラスメント対策は、どのようなものがあるか問う。 (2) 職員向けのハラスメント防止規程や「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の中で、特別職（市長、議員等）がハラスメント行為をした場合の対応が明記されておらず、いずれも不十分なものである。条例制定の必要性を問う。	市 長 市 長
5 南 利 尋	1 財政運営に ついて	(1) 昨今、多くの市民が物価高騰等により、大変な思いをされている。農畜産業や商工業等においては、資材価格の高騰、市場価格の低迷により、経営危機に陥っている業者も多くある。このような現状において、令和5年度の決算額は7億7,786万9,000円であった。 大変な思いをしている市民や事業者の現状をしっかりと把握し、市民の要望する支援や整備事業に予算を計上すべきではないか問う。	市 長
	2 災害対策に ついて	(1) 昨今の気候変動の影響により、大規模な災害が多発している。未然に防ぐ対応策を検討すべきではないか問う。 (2) 中山間地域の小さな河川では度重なる災害により、多くの寄州が点在し、さらなる災害を発生させる要因になっている。早急に対策を講じるべきではないか問う。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 南 利 尋	3 環境行政について	(1) 生ごみの出し方について、衛生上の観点から見直してほしいとの要望がある。「溶けるポリ袋」を活用し、改善すべきではないか問う。 (2) 令和6年3月定例会の一般質問において、「5Rを推進しながら、最終処分場の在り方を検討していく。」という旨の答弁があった。どのような検討がなされているのか問う。	市 長 市 長
	4 観光振興について	(1) 「稼ぐ観光」を実現するためにも、「志布志ブランド」の構築を図るべきではないか問う。 (2) ダグリ岬ベイサイド構想の進捗状況について問う。	市 長 市 長
6 八 代 誠	1 物価高騰対策について	(1) 物価の高騰は長期化しており、原油の価格や人件費にも影響が及んでいる。市として、この現状をどのように捉えているか。また、来年度の予算編成に当たって、物価高騰対策として何らかの支援が検討されているか問う。 (2) 本市発注の公共事業及び指定管理委託事業において、受注者が賃金の著しい変動や価格高騰などの影響を受けた場合の対応について問う。 (3) 本市単独の補助事業で設定されている補助金の上限額については、物価の高騰が続く現状を考慮した見直しが必要と考える。補助金等交付要綱を見直す考えはないか問う。	市 長 市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 市ヶ谷 孝	1 高齢者世帯への支援について	(1) 少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴う社会情勢の変化により、高齢者世帯の割合は増加傾向にある。高齢者が自宅で安心して健康に暮らすことのできる行政サービスの重要性は、今後ますます高まっていくと思われる。本市では、配食支援等を実施しており、また、民間事業者による移動販売サービスも展開されているが、より深化していくと見込まれる状況に対応するため、柔軟かつ継続性を備えた取組として、どのように進めていく考えか問う。	市 長
8 栢山 晋 司	1 イベント運営事業について	(1) 「市民総参加型」のイベントを実施するとして、例年、予算が計上されている。コロナ禍を経て、人流の変化や物価の高騰によって、イベントの開催に影響を及ぼしていると考えるが、今後、どのように地域活性化の推進へつなげていくのか問う。	市 長
	2 ダグリ岬海水浴場の現状について	(1) ダグリ岬海水浴場には、日陰となる場所がなく、トイレは不衛生な状況にある。海水浴場の利用者のため、対応すべきこと、実施できることがあるのではないかと問う。	市 長
	3 教育施設について	(1) 避難所としての活用も想定される市内小・中学校の体育館に、エアコンを設置する考えはないか問う。	市 長 教 育 長
9 小園 義 行	1 特定利用港湾の指定について	(1) 今回の海上自衛隊と米海軍との共同訓練に関する情報提供が、国や県からどのようにあったのか。	市 長
	2 国保について	(1) 県が保険料水準の統一に向けた作業を行っているが、その事に対してどのように受け止めているか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9 小園義行	2 国保について	(2) 本市は、いろいろな努力をして保険税の引上げをしていないが、統一保険料になると、現在より負担はどのようになると予測しているか。	市 長
		(3) 未就学児の均等割 1 / 2 の軽減については、子育て世帯の支援として早急に実施すべきと考えるがどうか。	市 長
		(4) 従来 of 保険証は、今年の12月 2 日から発行されなくなったが、いろいろな問題が予想される。それぞれに対する本市の対応を問う。	市 長
	3 教育行政について	(1) 9 月議会の一般質問で担任や専科の先生の病気休暇が 4 名あると答弁があったが、その後の対応を問う。	教 育 長
	4 会計年度任用職員制度について	(1) 昨年の給与勧告に基づいて 4 月遡及を実施されたのか。	市 長
		(2) 今年度の給与改定があった場合、4 月遡及に向けて対応すべきと考えるが、どうか。	市 長
		(3) 勤勉手当の対象職員数と支給率はいくらか。	市 長
		(4) フルタイム職員の考え方はどうか。	市 長

令和6年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和6年12月6日（金曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第66号 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第12 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第13 議案第69号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第70号 令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 同意第22号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 発議第5号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松山支所長兼
 総務市民課長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長兼
 地域振興課長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者
 兼 会 計 課 長 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

議会グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時15分 開会 開議

○議長（福重彰史議員） ただいまから令和6年第4回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠議員と小辻一海議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月20日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりです。

陳情第11号は総務常任委員会に、陳情第12号は文教厚生常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第33期事業報告書及び決算報告書並びに第34期事業計画書及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にしていきたいと思います。

—————○—————

日程第4 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第4、議案第60号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、一般職の職員のうち、55歳を超える者の昇給につきまして、国・県及び他市の一般職の職員の状況に鑑み、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うこと

とするため、関係する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第60号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

本案は、一般職の職員のうち、55歳を超える者の昇給につきまして、国・県及び他市の一般職の職員の状況に鑑み、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うこととするため、条例中の関係する規定を改正するものでございます。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

これまで、55歳に達した職員の当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給は、2号給の昇給としていましたが、今回の改正によりまして、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り、昇給するものとします。昇給する場合の号給数は、規則で定める基準に従い、決定するものとするところであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 今回のこの条例の一部改正で、55歳に達した職員に対して、60歳までの間、それ以後ということでしょうけど、勤務成績が極めて良好であるという場合と、特に良好である場合、これは、二つわざわざ区切っていますね。それは、どういう基準に該当するのか。これに該当しない職員は、私たちはその職員の人を何という表現で見たらいいのか、ちょっとお願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

人事評価の成績につきましては、5段階に分けて行うものでございます。最上位の評価が「極めて良好」という形で、A評価ということになります。次のB評価といたしまして、「特に良好」という形になると思います。次が標準として、C評価として「良好」ということになります。その次がD評価「やや良好でない」ということになります。そして、E評価の「良好でない」という5段階の評価ということで、人事評価等の成績に基づきまして、評価を行うことになるということでございます。

○19番（小園義行議員） 今、そういう5段階の評価で同一グループ内の職員に対して、「極めて良好」、「特に良好」、そして「標準」と、今課長からありましたね。これは、誰がそれを判断して、極めて良好だというふうにやるのか。人事評価ですので、そういう人事評価の委員会みたいなのをつくって、今後はやっていくというふうにされるのか。そこについての考え方は、どういうことなんですか。

○総務課長（小山錠二君） 現在、人事評価につきましては、平成28年度から評価書の導入を行っているところでございます。その評価に対しましては、現在、一般職であればサブリーダー、

グループリーダーが評価をします。サブリーダーであれば、グループリーダー、課長が評価をしていきます。そしてグループリーダーに対しましては、課長、そして副市長が評価をする形となっています。現在、平成28年度からこの人事評価制度を活用し、そしてその評価の目揃えということで、それぞれの評価者の研修をこれまで、令和元年から令和5年度まで評価の研修を終えてきているところでございます。それらを踏まえて、参考にしまして、今後「極めて良好」、そして「特に良好」ということで、5段階の評価をしていくということになると思います。

○19番（小園義行議員） いわゆるリーダー、サブリーダー、そして課長、そういった形で今後はやる、これまでもそうだとことです。今回わざわざ55歳を超える人に対して、55歳に達した後のことで、これまでの平成28年度からやってきたそれを、「やっぱりよかったね」という評価でされて、この55歳というそこにあったのか。ひいては、これを一般的に考えると、その検証の上でこの人事評価の導入がされていると理解をするわけですが、実際、公務員というのは、「日本国憲法を遵守し、全体の奉仕者として職務に精励します」と宣誓している以上、それに上下があるということ自体が問題だなというふうに思うわけです。そこらについては、きちんと宣誓して入っている職員が、全体の奉仕者として良い職員、そうでない職員というのを選別されて、非常にこれは職員全体の働き方の意欲とか、そういったものに影響があるというような気もするのですが、そういったものもきちんとして、ここで提案に至ったという理解でいいのですか。

○総務課長（小山錠二君） これまでも人事評価制度を行う中で、やはり頑張った職員には評価をしてあげないといけないということについては、市長からも伺っています。それらも踏まえまして、公務員として全体の奉仕者として、あるべき姿はもちろん標準のこととありますので、それ以上の成果が上がるよう日々努力をするということは、私たちの努めでありまして、それらを踏まえまして、今後評価には対応していきたいとは考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかにありませんか。

○13番（西江園 明議員） 今、説明がありましたので、ある程度理解はしましたが、まず、今回の条例の提案に至ったその中身については理解したところですけども、この表現について「誰が判断するんだろうな」と私も疑問を持ちました。まず1点目お伺いしますが、この条例は、上位法とかは関係なく、志布志市独自で今回考えて提案された条例というふうに理解していいのか。それと先ほど「グループリーダーとかサブリーダーとか、そういう人たちが中で評価するんだ」という答弁だったのですが、例えば、ここに座っている課長級の皆さんは、誰が評価するのか、それが2点目。それと3点目が、例えば教育委員会は、出向という表現がいいのかどうか分かりませんが、来ていらっしゃるそういう課長級の皆さんは、どういう評価をするのか、その三つを伺います。

○総務課長（小山錠二君） まず、経緯でございますが、経緯につきましては、国の制度の中で、平成26年1月1日から55歳を超える職員の昇給抑制の措置が講じられているところでございます。これにつきましては、あくまでも国家公務員を対象とした内容ということで、地方公務員法では第14条の「この法律に基づいて定められた給与等が社会一般の情勢に適用するように、随時、適

当な措置を講じなければならない」と規定されていることを鑑み、法の趣旨からは地方自治体の努力義務ということで、これまで課せられてきたところでございます。その後、令和5年度につきまして、総務副大臣から地方公務員給与改定等に関する取扱いにつきまして、技術的な助言として通知が発出されたことから、これまで令和5年、令和6年の2年間につきまして、本市としては職員組合と協議を重ねて確認書を交わし、今回この12月定例会で改正案を提出したところでございます。

2点目の課長級の評価につきましては、これまでも課長の業績目標ヒアということで、副市長、そして市長の経営方針ヒアということで、その中で課長級についてはヒアリングを行い、評価をいただいているところでございます。

3点目の評価方法については、先ほど言いました副市長が業績目標ヒア、そして市長の経営方針ヒアリングというところで評価をしているところでございます。

○副市長（溝口 猛君） 課長級の評価につきましてですが、私のほうでは業績評価ということで、各課長1年間の業績目標を3項目から5項目提出していただいています。そのことにつきまして、ヒアリングを年3回しまして、先ほど総務課長が言いましたとおり、最終的にはAからEまでの評価、A、B、Cが良好という形になりますけど、そういった形で一次評価をして、その分について市長のほうで二次評価という形になっています。今回の条例改正につきましては、55歳以上の職員が一律2号給昇給していたという経緯がございます。先ほど総務課長からもございましたが、「法の改正で一律は駄目だ」という県のほうからの指摘もいろいろございまして、人事評価に基づいて昇給をするというような流れに今後なると思います。

○13番（西江園 明議員） こういう表現があると、結局、我々議員の立場から見るのは、恣意的な評価というのが一番懸念されるわけですね。「誰が、何を根拠に」といって、今、小園議員からありましたが、逆に職員間で、「あの人は上がったよな、何が基準だろうか」とか、そういう変な誤解を招かないような運用をですね、こういう表現があると、その基準というのは何だったのかというふうに思ってしまうので、その辺は十分運用においては配慮をお願いをして、終わります。答弁は結構です。

○議長（福重彰史議員） ほかにございませんか。

○14番（丸山 一議員） 今、お二人の議員からいろいろ質問があったわけですが、やはりこういう条例を考えてみますと、何か職員の人たちは、毎日が針のむしろに座っているような気がするわけですね。自分たちがやっている仕事はどういう評価を受けているのか、誰が評価をするのか、その結果どうなのかということを、すごく我々も気にしますし、誰がどういう視点で、どういう目線でその人を評価するのかというのがすごく気になるわけですね。例えば、議場におられる課長の人たちにとりまして、一生懸命されているとは思いますが、それをどうやってランク付けをするのかなという気がするんですよ。ですから、それが正当な評価であればいいんですけど、風評では、「いや、あげんじゃげな、こげんじゃげな」とかいろいろな話が聞こえてくるわけですね。ですから、そういうのがないように、特に首長は、任命権者でもあるわけですから、

そういうところが何か偏ったようなやり方ではまずいなど。それが正当な評価であれば別に問題はないのですが、職員組合とのその打合せとか、協議的なものは、間違いなくスムーズに今まで2年間やってきているのですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

人事評価につきましては、先ほども申しましたが、令和元年から令和5年まで5年間かけまして、職員の評価の目揃えということで研修を行ってまいりました。最終的には、その当時の係長級、サブリーダー級の研修評価ということで、皆さん同じ目線で、同じ視点、同じ考え方を持って、それぞれ評価をしていくということでございます。この評価の前には、自分のことを自分でまず評価をする自己評価ということもございますので、その評価に基づいてその目線で、また第二、第三者の目線で評価をしていくということで、これまで5年間の研修をしてきたところでございます。そして、職員組合につきましても、昨年度の令和5年度からこの導入につきまして、それぞれ他市の導入の状況を踏まえまして、双方で調査・研究を進めながら、まずは事務レベルでの協議ということで重ねてまいりました。最終的には、組合との団体交渉につきまして、確認書を交わしたところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかにございませんか。

○9番（八代 誠議員） 一点だけ確認をさせてください。私、この条例については、昇給するほうへスムーズにというか、昇給することを奨励する条例なのかなというふうに考えていたのですが、今の質問等あるいは答弁等をお聞きして、どちらかという、年齢に達したから昇給するのではなくて、昇給を抑制するような意味での条例ということで理解をすればいいですか。一点だけお願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

国からの平成26年の通達の中では、「昇給抑制」という言葉でこちらのほうを受けています。しかし、その後の運用に関しましては、人事評価に基づいて評価をして行うということでございますので、先ほど副市長からもありましたように、2号給の昇給ということが一律ではなく、評価に基づいて行うということでありますが、結果としては、「極めて良好」、そして「特に良好」という形での昇給ということになれば、55歳以上の職員のモチベーションの向上にもつながればというようなこともうたわれているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

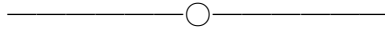
○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第5、議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 議案第61号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、議案第61号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設する措置が講じられたため、関係条例の規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第61号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、新たに「拘禁刑」を創設する措置が講じられたことにより、本市の各種の条例の規定の中で、「懲役」又は「禁錮」と表記されている箇所を「拘禁刑」に改正するものであります。

初めに、条例の本則につきまして、新旧対照表により説明申し上げます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

現在、市の条例で、その既定の中に「懲役」又は「禁錮」という表記があるものの改正について、制定が古いものから順にお示しするものでございます。

改正の対象となる規定の内容は、大別すると、2種類ございます。1種類目は、各種の資格要件に「禁錮」以上の刑に処されることが関係するものであり、付議案件説明資料の2ページの第1条関係から5ページの第2条第4号関係までが、これに該当するところでございます。2種類目は、罰則として「懲役」を規定するものであり、5ページの第3条第1号関係から7ページの第3条第5号関係までがこれに該当いたします。

これらの規定につきましては、法律と同じく「懲役」又は「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改正するものであります。

続きまして、条例の附則につきまして説明を申し上げます。議案書を御覧ください。

議案書の附則第1項は、条例の施行期日を規定するものであり、刑法等の一部を改正する法律

の施行の日から、この条例を施行するものでございます。なお、具体的には、令和7年6月1日からの施行となります。

附則第2項は、この条例の施行前の行為の処罰については、なお従前の例による。つまり、改正後の「拘禁刑」ではなく、改正前の「懲役」又は「禁錮」に処されるという経過措置を規定するものでございます。

附則第3項から附則第7項までは、附則第2項の規定にかかわらず、他の条例の規定との兼ね合い等によっては、改正後の「拘禁刑」と改正前の「懲役」又は「禁錮」のどちらが適用されるのか、疑義が生じることを想定し、その取扱いに関する経過措置を規定するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

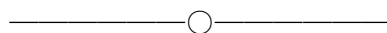
これから採決します。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第6 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第6、議案第62号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の医療費の負担軽減を図るため、医療機関等での窓口負担のない制度の対象を市町村民税課税世帯まで拡充するとともに、子ども医療費の助成の対象者を、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の助成の対象者まで拡充するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（若松利広君） 議案第62号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の8ページをお開きください。

本市の子ども医療費に係る制度につきましては、現行では、資料の上段に記載してございますように、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度があり、支払方法につきましても、自動償還払い方式、現物給付、償還払い方式など、各助成制度によってばらつきがあるところでございます。今回、鹿児島県が実施している乳幼児医療費助成制度につきまして、課税世帯に属する0歳から6歳までの未就学児を、これまでの自動償還払い方式から、窓口負担のない現物給付方式に拡充する改正が行われることに伴いまして、本市につきましても、子供が世帯の状況等に左右されず、安心して受診できる環境を確保する観点から、資料の下段に記載してございますように、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの全ての子供について、各助成制度に関係なく、窓口負担のない現物給付方式にすることを提案するものでございます。

続きまして、付議案件説明資料の9ページをお開きください。

第2条の「定義」につきまして、同条第2項の重度心身障害者医療費助成制度とひとり親家庭医療費助成制度の対象者である子供を助成対象外とする規定を削除し、生活保護世帯の子供以外の0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの全ての子供が対象となるように改正しています。

同条第6項につきましては、市町村民税非課税世帯を定義していますが、市町村民税の課税、非課税で区別する必要がなくなりますので、削除するものでございます。

第9条第2項につきましては、市が受給資格者に代わり、保険医療機関等に支払うことができるといった現物給付について規定していますが、市町村民税の課税、非課税世帯で区別する必要がなくなりますので、市町村民税非課税世帯の子供に限ると規定している部分を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

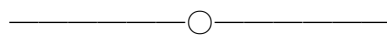
以上で、補足説明を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第7 議案第63号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、議案第63号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の改正による同令の条項の整理が行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第3項第1号中の「同条第7項」を「同条第6項」に改め、また同項第2号及び第3号中の「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第8 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第64号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準を柔軟化する等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○保健課長（北野 保君） 議案第64号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の11ページをお開きください。

本条例案は、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっていることを踏まえ、人員の配置要件の柔軟化が図られるものであります。通常、地域包括支援センターに従事する職員につきましては、必要となっている職種と人数が定められており、第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人、いわゆる3職種を配置することとなっています。

今回の改正につきましては、1番目の改正内容の概要を御覧ください。

改正後の(1)に常勤換算方法による職員配置となり、例えば、常勤職員の勤務時間が8時間の場合、4時間の非常勤職員を2人配置することで、常勤職員を1人配置したことと同じ扱いとするものであります。

また、(2)では、複数圏域に包括支援センターが設置されている場合に、複数圏域の被保険者数を合算した数に対して、3職種を配置すれば、基準を満たすというものであります。この場合において、質を確保する観点から、当該一つのセンターに3職種のうち、いずれか2以上の職種を配置しなければならないこととしています。

例といたしまして、2のイメージ例を御覧ください。

被保険者が5,000人いるA区域、4,000人いるB区域、7,000人いるC区域がありますが、現在の基準では、改正前のように、合計12人を配置する必要があります。改正後は、被保険者数1万6,000人に対応する配置数は、3職種3人ずつの合計9人を配置すればよいことになり、さらに各圏域に2職種以上を配置すれば、基準を満たすことになります。

説明資料の12ページをお開きください。新旧対照表になります。

第1条関係は、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例になります。

第4条第1項の改正は、常勤換算方法に関する改正でございます。

同条第2項の改正は、複数の包括支援センターが設置されている場合の基準を改正するものであります。

同条第3項は、今回の改正に伴う文言の整理でございます。

第2条関係は、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございます。

次のページをお開きください。

第12条の改正は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)から、同号イに移ったことに伴い、改正するものであります。

本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するとしています。国の省令の施行日は、令和6年4月1日となっていますが、各市町村の条例の改正につきましては、最長1年間猶予することとなっていますことや、本市においては、包括支援センターが1か所であり、改正の影響を受けないことから、今回の改正となったものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第9 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第65号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正による同令の条の繰下げが行われたため、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものであります。

なお、この条例は、政令の施行の日と同じく、令和7年6月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第10 議案第66号 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第66号、志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、市の観光まちづくりの推進並びに歴史的建造物の有効活用及び保護を図るため、歴史的建造物を利用して行う事業に対し、負担の軽減の措置を講ずることとし、歴史的建造物の貸付額、貸付期間等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（江川一正君） それでは、議案第66号、志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は、16ページになります。それでは、議案書のほうを御覧ください。

第1条では「目的」を規定しており、市が所有する歴史的建造物を利用して行う事業に対し、負担の軽減の措置を講ずることにより、観光まちづくりを推進するとともに、歴史的建造物の有効活用及び保護を図るとしています。

第2条では「定義」を規定しており、第1号において歴史的建造物、第2号において利用事業、第3号において指定事業者について定めています。

第3条では、「歴史的建造物の貸付額」を規定しており、同条第2項において、1年当たりの貸付額は、その利用事業に供する歴史的建造物に係る貸付期間の開始日が属する年度の固定資産評価額に100分の1.4を乗じて得た額としています。

第4条では、「歴史的建造物の貸付期間」を規定しており、貸付期間の開始日が属する月を含め180月を超えないものとするとしています。

第5条では、「指定事業者の公募」を規定しており、指定事業者の指定を受けようとする法人又は団体等を公募するとしています。

第6条では「指定事業者の基準」を、第7条では「目的外使用等の禁止」を、第8条では「指定事業者の指定の取消し等」を、第9条では「権利及び義務の承継」を規定しています。第10条では「委任」を規定しています。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行すると規定しています。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（丸山 一議員） 志布志城のところ、福山氏庭園を復元されましたけれども、あれは3億5,000万円ほどかかりまして、かなり金額がかかったなという意識はあります。今回もこういうふうに歴史的建造物ですから、やはりある程度の制約は必要であろうと。福山氏庭園の場合は、「中まで開放して、皆さんに見てもらうためには、あれだけの設計になった」と担当から聞いていますので、それはもう十分納得はしているのですが、こういう歴史的建造物に関しましては、どこかで上限を設けないことには、やはりある程度の金額もかかることだし、指定事業者がどういう業者かも分かりませんし、どこまでそういう細かい協議をしていくのか。どこかで規定を設

けないことには、勝手にされても困るわけですし、そういうところの厳しいチェック体制というのは、どうなっているのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君）　今回、この貸付事業者につきましては、公募という形で募集をします。それによりプロポーザル方式で決定していくという方式になっているところで、条例を提案しているところでございます。改修につきましては、その指定された指定事業者のほうで改修を行っていく形になっていきます。その際には、私ども文化財の管理担当課のほうと綿密な打合せをしながら、利用しやすい施設という形での改修を進めていこうということで、考えているところでございます。

○14番（丸山　一議員）　前の福山氏庭園の場合はですね、3年ほど前からずっと見ていたのですが、だんだん金額が加算することによって、かなりの金額になるなというのがあって、結果的には3億5,000万円ですよ。ですから、ああいうことを考えますと、やはりある程度の限度額というのをつくったほうがいいだろうと。歴史的建造物ですから、これは残さなくちゃいけないんですけども、やはり国とか県とかと協議をされまして、ある程度のラインというのを引いておいて、そこで限度額というか、やはりどこまでやるのかという明確なラインを引いておいて契約をして、どこまでやっていただけるかという明確な基準というのを設けないことには、際限なく、またエンドレスになってしまうのではないかと危惧しているんですけど、どうでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君）　今回の補正予算で、債務負担行為という形をお願いをしている部分がございます。それによりますと、令和7年度の債務負担行為ということで、私どもとしては、改修費6,600万円を上限ということで考えているところでございます。

○議長（福重彰史議員）　ほかにありませんか。

○17番（小野広嗣議員）　今、丸山議員のほうからも質疑があったわけですが、今もありましたように、この福山氏庭園に関しても、年々いわゆる金額が大きくなっていく。そして、宮大工さんを四国から呼んで、年度途中のある期間を区切って、毎年、年度を超える形でお呼びして工事に当たっていただいているということで、大変な金額を要していったと。これはですね、本当によく考えていただきたいんですよ。我々議員が市民からどれだけこのことについて苦情を受けたか。それは、当然市民の皆さんが理解をされていない部分があるから、そうなるわけですよ。この事業に関しては、僕は、本当にどんどん進めていっていただきたいというふうに思うんですけども、やはり市民の側に対して、こういった事業を展開する上では、「こういった財源が必要なんです」ということを、本当に丁寧に話していかないと、金額だけがひとり歩きをして大変な状況になって、同僚議員と話しても、かなり多くの方々が市民から苦情を受けているわけです。そういったことも、今後の事業展開をされていく上では、しっかり配慮をしていかなければいけない。今回も出ましたように、債務負担行為をこうやって上げていらっしゃる。そして、この事業を今後展開するにも、プロポーザル方式でやっていくという中で、やはり特殊な技能を持った方々に従事していただきたい。古民家再生法に則った事業者やプロ集団が日本にも結構いらっしゃる。今、これが流行りになっています。そういったことも含めて、どこかに決まるで

しょう。決まった段階での協議というものをしっかりやっていないと、うなぎ登りになっていて、終わりなき事業展開になっていくというふうに思いますから、そこについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○生涯学習課長（江川一正君） 今回、提出いたしました条例につきましては、この事業者の方々が事業をされることによる負担の軽減措置という形で、行政財産使用料の負担を通常この施設をお貸しする、市の財産をお貸しする際には頂かないといけないとなっていますが、その軽減措置という形での本条例となっています。その後、各事業者等を決定ののち、事業者によるいろいろな営業活動をその施設で行っていこうということで、私どもは考えています。それによりまして、その地域ましてや志布志市においてのにぎわいづくり、麓地区のにぎわいづくり、そういった部分で事業を進めていきたいと考えているところでございます。今回、先ほど申しましたこの事業につきましての6,600万円という金額については、施設の改修費の補助ということで、私どもは考えているところでございます。営業に関する部分につきましては、その事業者が営業していくということで考えていますので、改修費で今回上げましたこの債務負担行為の金額で、あとは、使用料のほうを逆に賃借料という形で事業者から頂くという形で、事業の方向は進めていくということになっています。

○17番（小野広嗣議員） 事業の中身に関しては、全協でも説明を受けましたので、ぜひこういった推進をしていていただきたいなと思うわけです。進める中で、今も施設の改修費ということで、後で一般会計補正予算の第7号で出てきますが、そこに対する助成で6,600万円補助金を出すと。じゃあ結局、今回の施設改修費というものをどれだけみて、そして6,600万円というのを積算したのか、その根拠を教えてください。

○生涯学習課長（江川一正君） 今回の6,600万円の根拠でございますが、企業版ふるさと納税という形で、企業さんのほうから頂いたふるさと納税等がございます。そちらの活用と令和5年度に策定しました志布志東部エリア基本計画の業務で、改修費等を算出してございます。そちらのほうの概算の設計で出しました金額を参考とさせていただいて、補助率を考え、その後上限というのも設定させていただいたところでございます。

○17番（小野広嗣議員） それはそれでいいでしょう。ですから、いわゆるこの施設改修費というものをどれだけみて、そしてその助成の割合がどうなのか。そこを含めて答弁しなければ分からないじゃないですか。我々は、全貌が全然見えないんですよ。その点が一つと、例えば、本市においては、歴史のまちづくり事業推進基金がございますね。大きな金額ではありませんが、こういった金額の活用も途中で出てきたりするじゃないですか。そういったことも含めて、我々は、市民に答えていかないといけないんですよ。そこをもう少し丁寧に説明をいただきたいと思います。

○生涯学習課長（江川一正君） この金額につきましては、事業者様のほうから御提案いただいた金額を基に、3分の2の補助率といった形で考えています。その上限額が6,600万円ということで、3分の2の補助率で6,600万円を超えた場合には、事業者さんのほうで必要な金額につ

いては負担していただくということで、考えているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかにありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回、ある財産を有効に活かそうということですよ。そこで、委員会付託になると思いますが、一点だけ、ちょっと確認させてください。これは180月、決まった場合に、15年間法人なり、そこに貸し付けると。この15年で区切ったのは何なのですか。

○生涯学習課長（江川一正君） この15年で区切った理由といたしましては、先進事例等もございました。先進事例等を参考にしたところ、やはり15年というところが多かったのが一つと、もう一つ大きな理由といたしましては、改修をするとなった場合、私どもの補助金だけではなく、3分の1については事業者のほうの負担が出てきます。その負担につきましては、その事業者さんが自己資金なり、借入れなりをして、事業を進めていかないといけなくなるということがございます。そうした場合に、金融機関等からその融資を受けるわけですが、そのときの長期金利が大体15年というものが多いということをお伺いしまして、その最大の長さ15年の期間で償還を済ませるのと一緒に、私どもの施設のほうを活用していただくという形で年数を区切らせていただいたところです。

○19番（小園義行議員） 一応、15年ということでそういうことですね。そこに今度は、その法人がお客さんから使用料を頂くわけですよ。そうしたときに、15年を過ぎて再度の更新なり、そして15年を過ぎたらもう払い下げますよという、そういったものも考えておられるという理解でいいですか。

○生涯学習課長（江川一正君） 15年以内となっていますので、15年以内になることもあろうかと思えます。また、今、議員おっしゃられたとおり、延長を申し出られる形もございます。そういった部分に対応するような形で、条例のほうも整備しているところでございます。

○19番（小園義行議員） 法人としたら、そこに何千万円とかかるかもしれないけど、そのお金を投資したら、「もう自分の所有にしたいね」ということも考えられるわけですね。だから、再度の更新、15年過ぎてさらにまたこれを使いたいということであれば、投資したものを回収するために、「もう払下げをしてください」といったものも出てくる可能性がありますよね。そこに大きな金額を投資しているわけです。そういったことも踏まえて、当局としては、こういう形で今回条例をつくるということで理解していいですか。

○生涯学習課長（江川一正君） 現時点につきまして、その払下げの部分につきましては、私どもは今考えてはいなく、常に貸付けという形で考えています。そういった申入れがあったときには、また協議は行っていないといけない部分が出てくるとは思いますが、現時点では貸付けで考えているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託します。

○**議長（福重彰史議員）** お諮りします。

日程第11、議案第67号及び日程第12、議案第68号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（福重彰史議員）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号及び議案第68号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○**日程第11 議案第67号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について**

○**議長（福重彰史議員）** 日程第11、議案第67号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（下平晴行君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきまして、説明を申し上げます。

本案は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部変更の内容につきましては、同規約の別表第1及び別表第2中の「大口地方卸売市場管理組合」を削るものであります。

なお、同規約の変更は、令和7年4月1日から施行されます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（福重彰史議員）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（福重彰史議員）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（福重彰史議員）** 討論なしと認めます。

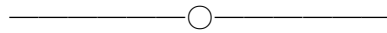
これから採決します。

お諮りします。議案第67号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（福重彰史議員）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、可決することに決定しました。



日程第12 議案第68号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、令和6年2月2日金曜日の午前8時頃、鹿児島市道高麗本通線を鹿児島県庁へ向かうため走行中、鹿児島大学法文学部付近交差点を鹿児島市道大学通線方向へ左折しようとした際に、公用車前方の横断歩道手前で一時停止していた和解の相手方が所有する自動二輪に気付くのが遅れ、自動二輪の後方に追突し、自動二輪及び相手方が転倒し、自動二輪の方向指示器、マフラー等が破損したものであります。

事故の原因は、公用車運転手の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方が所有する自動二輪の原形復旧等並びに和解の相手方の通院治療及び休業補償等に要する費用147万4,031円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（青山浩二議員） この事案につきましては、過失の割合が100：0ですので、金額についてどうのこうの言うつもりはありません。この147万4,031円の内訳を教えてください。自動二輪の原形復旧に幾ら、通院に幾ら、休業補償に幾ら、この内訳を示してください。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今回の賠償額は、傷害費と対物費に分かれています。その合算が損害賠償額となっています。

まず、傷害費です。治療費が30万9,526円、通院交通費が9,610円、休業損害費が5万8,367円、慰謝料が76万8,000円でございます。

続きまして、対物費でございます。これは、バイクの修理代になりますが、修理費が21万8,658円、レッカー費用が1万2,870円、代車費用が8万3,600円、通勤費が5,650円、駐車場代が7,750円で、合計の147万4,031円となっています。

○7番（青山浩二議員） よく分かりました。この相手の方は、しっかりともう完治をされて、社会復帰はされているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 事故に遭われたのが、先ほど市長が説明しましたように2月2日でございます。病院への通院が7月末までということで、完治されたということでございま

す。

○7番（青山浩二議員） よく分かりました。こういう事案は、いつ何時私たちも加害のほうになるかもしれません。そういったことを考えると、やはり再発防止のための教育、それから交通安全の意識付けのための定期的な安全運転講習ですね、こういったものが非常に大事になってくるのかなというふうに考えています。この事案を受けてではないんですけども、当局としては、こういった訓練教育なんかは、こういった形で実施されているのですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 今回の事故を受けまして、まず課長会を通じて各課、全職員へ事故の経緯及び安全対策等について情報の周知及び意識の啓発を行いました。その後、公用車安全運転指導委員会を開催いたしまして、当該車両のドライブレコーダーの映像の視聴や関係者への聞き取りを行いまして、事故の原因を検証し、今後の交通安全運転に活かすこととしています。例年、全職員に年に一度、安全運転講習会を開催して参加していただいておりますが、事故を起こしました当該職員につきましては、今年度安全運転講習会のほうに参加させたところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第69号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議案第69号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、障害児通所支援給付事業、自立支援給付費支給事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億637万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ311億6,116万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 議案第69号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億637万円を追加し、予算の総額を311億6,116万1,000円とするものでございます。

予算書は4ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、小中一貫校伊崎田学園中学校管理教室棟改築事業及び歴史的建造物の活用推進に伴う補助金で、限度額を総額で5億3,800万円と定めるものであります。

予算書の5ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、港湾改修事業負担金に伴う過疎対策事業債を810万円計上、同じく公共事業等債を1,810万円増額しています。また、かごしまの農業未来創造支援事業に伴う合併特例事業債を260万円、砂防施設保全事業に伴う過疎対策事業債を350万円、それぞれ増額しています。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、介護給付・訓練等給付費を5,356万3,000円、障害児通所支援給付費負担金を6,037万7,000円、それぞれ増額しています。

11ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整といたしまして8,980万4,000円計上、15目、ふるさと志基金繰入金は、スポーツ合宿誘致事業等に伴い、548万7,000円増額しています。

12ページの22款、市債は、3,620万円増額し、総額で16億6,413万7,000円としています。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出の款及び項の全般にわたって、児童手当の制度改正に伴い、総額1,100万円を増額しています。

予算書は18ページ、説明資料は4ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、利用者の増加により、障害児通所支援給付事業を1億2,075万5,000円増額、説明資料は5ページになりますが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、自立支援給付費支給事業1億712万7,000円増額しています。

予算書は27ページ、説明資料は3ページをお開きください。

8款、土木費、4項、港湾費、1目、港湾建設費は、国・県事業の増額に伴い、港湾改修事業負担金を2,839万6,000円増額しています。

予算書は30ページ、説明資料は7ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、令和8年度から伊崎田学園を施設一体型の小中一貫校とするため、伊崎田小学校の既設校舎、屋内運動場等の改修設計を行う必要があることから、小学校施設改修事業を441万3,000円増額しています。

以上が、補正予算（第7号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号は、予算常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第14、議案第70号及び日程第15、同意第22号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号及び同意第22号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第70号 令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第14、議案第70号、令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、居宅介護住宅改修費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款・項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算につきまして説明申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護住宅改修費を100万円増額するものであります。

予算書の4ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費を100万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 同意第22号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（福重彰史議員） 日程第15、同意第22号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第22号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月3日をもって任期が満了する津町千代子氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

津町千代子氏の略歴につきましては、説明資料の22ページに記載してあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第22号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第22号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 日程第16、発議第5号については、委員会提出の議案ですので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第16 発議第5号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第16、発議第5号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小園義行議員） ただいま議題となりました発議第5号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由は、行政組織の再編に伴う課の新設及び統廃合に合わせて、常任委員会の所管事項の見直しの措置を講じる必要があるものであります。

主な改正の内容は、総務常任委員会について、「情報管理課」を削除し、「港湾商工課」を「みなと振興課」に改め、文教厚生常任委員会について、「保健課」を「健康長寿課」に改め、「こども子育て課」の項目を新設し、産業建設常任委員会について「シティセールス課」の項目を新設し、「耕地林務水産課」を「耕地林務課」に改めるものです。

詳細につきましては、説明資料の新旧対照表のとおりであります。

最後に附則として、この条例は、令和7年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

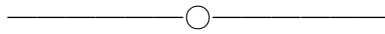
これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。



○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

12月9日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時41分散会

令和6年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和6年12月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

小 辻 一 海

隈 元 香穂子

南 利 尋

八 代 誠

市ヶ谷 孝

栢 山 晋 司

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史

3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

欠席議員氏名（1名）

1 番 永 田 梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課長 大 迫 秀 治
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松山支所長兼
 総務市民課長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長兼
 地域振興課長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者
 兼会計課長 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

議会グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠議員と小辻一海議員を指名します。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣議員の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣議員） それでは皆様、おはようございます。早速、質問通告書に従い、順次質問をいたします。

初めに、多文化共生施策の推進について、質問をいたします。

急速な少子高齢化に伴う労働力不足が深刻化する日本にとって、経済活動を維持・発展させていくために外国人人材の受入れが必須になりつつある中、本年6月14日に、外国人技能実習制度に代わる育成就労制度の創設を柱とする育成就労法と改正入管難民法が成立をいたしました。少子高齢化、人口減少に直面する現在において、働き手としての外国人人材の存在が一層重要になる中、新制度が果たす役割は大きいと思います。

そこで、本市における多文化共生社会の実現に向けて、外国籍の皆さんが心身ともに安全に安心して暮らせる環境づくりをはじめとした多文化共生施策の推進に関する本市の認識について、伺っておきたいと思います。

次に、男性介護者への社会的孤立防止の支援について質問いたします。

近年、核家族化による世帯構造の変化や女性の社会参加の進展、未婚率の上昇などにより、夫が妻を介護する、また、息子が親を介護するといった男性介護者が増加してきています。もちろん、家庭で介護をする家族は、男女を問わず、皆さん大変であります。今回は男性に特化して質問をいたします。男性が在宅で介護をする場合には、仕事と介護の両立が難しいことや介護の知識や家事の経験不足、地域との関わりの希薄さなどから、社会的に孤立するケースが見受けられます。

そこで、本市の現状と孤立防止支援の取組状況について伺います。

次に、ネットリスク対策について質問をいたします。

今の子供たちは、生まれたときからインターネットが身近にあります。好奇心が旺盛な子供たちにとって、インターネットは、自分の世界を広げてくれる魅力的なツールですが、一方で、ネット依存やネットいじめ、SNSを通じた性犯罪被害、個人情報の不正入手を狙った悪質なサイトへの無防備なアクセス、長時間にわたりパソコン・スマホの画面を見ることによる健康

被害など、子供のインターネット利用を巡る様々な問題が発生しています。

そこで、本市の子供が安心・安全にインターネットを利用するためのネットリスク対策について、伺っておきたいと思います。

次に、G I G Aスクール端末の活用状況と更新について質問いたします。

昨年の9月定例会においても、G I G Aスクールの課題と対策についてはお聞きをしています。今回は端末の更新に関連して、改めて質問をさせていただきます。G I G Aスクール構想は、児童・生徒に一人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していくものであり、子供たちの学びの機会を守るため、急速に普及をいたしました。

そこで、本市のG I G Aスクール端末の活用状況について伺います。併せまして、G I G Aスクール構想の下で整備された端末の更新については、文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務付けています。その点について、本市の現時点での取組状況について伺います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、多文化共生施策の推進につきまして、お答えします。

技能実習生や特定技能の在留資格で活躍されている外国人が年々増加していることは認識しているところであります。外国人人材を受け入れることで、様々な取組が必要であると考えていますので、多文化共生社会の実現に向けて、外国人と市民が共に安全・安心に暮らせるような施策を推進してまいります。

続きまして、男性介護者の支援につきまして、お答えします。

高齢者が在宅での生活を継続するためには、要介護状態になった際に、在宅での介護保険サービス以外のケアを行う家族介護者の存在が必要になり、その数は、高齢化の進行に伴い、増加していくものと認識しています。本市では、在宅での介護保険サービスを活用いただきながら、地域包括支援センターにつきまして、個別訪問等による相談や適切なサービス利用のためのケアマネジメント支援等を行っているところであります。現在のところ、男性介護者に特化した支援策を行っていない状況ではありますが、重度要介護者を在宅で介護している方を対象とした在宅重度要介護者等介護手当支給事業や市民税非課税世帯の方を対象とした介護用品等を支給する家族介護継続支援事業などを実施しているところであります。

続きまして、子供のネットリスク対策につきまして、お答えします。

子供は、様々な人や物、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていきますので、私たちは、子供が人生の最初の一步を踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切であると考えています。特に、乳幼児期は、体も心も大きく成長し、脳発達につきましても環境の影響を受けやすい時期でありますので、様々なリスクが伴うメディアとの付き合い方を考えることは、大変重要であるというふうに認識しています。

続きまして、G I G Aスクール端末の活用状況と更新につきまして、お答えします。

G I G Aスクール構想に基づく一人1台端末の整備につきましては、令和2年度に市内全ての児童・生徒に行き渡り、授業等で利活用を図っているところであります。現在、第2期のG I G Aスクール構想の端末更新に向けて、教育委員会で準備を進めているところであります。

○教育長（福田裕生君） 初めに、子供のネットリスク対策について、お答えします。

現在、インターネットは、子供たちにとって学習、趣味、友人とのコミュニケーションなど、生活には欠かせないツールとなっています。しかしながら、ネット依存、ネットいじめ、SNSを通じた性犯罪被害、悪質なサイトへのアクセス、長時間利用による健康被害など、様々なリスクがあることも認識しているところでございます。子供たちがこうしたリスクに巻き込まれないよう、学校と家庭、地域とが連携し、学齢期だけでなく、幼児期の早い時期から対策を講じていくことが極めて重要だと考えています。

次に、G I G Aスクール端末の活用状況と更新について、お答えします。

児童一人一人のより良い学びにつなげるために、一人1台端末と通信ネットワーク等を一体的に整備し、G I G Aスクール構想を現在も着実に進めてきているところでございます。現在、県全体でG I G Aスクール推進市町村連絡部会が開催され、第2期の端末更新及び共同調達に向けての準備・検討を進めているところでございます。G I G Aスクール構想の下で整備された端末更新への補助に当たり、端末の整備更新計画の考え方及び更新対象端末の処分計画の作成など、今後、県と十分に連携を進めながら、この計画に沿って推進していく予定にしています。

○17番（小野広嗣議員） それでは今、市長、教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたので、これからは一問一答で、進めさせていただきたいと思います。

まず、この多文化共生社会の実現に向けた施策であります。具体的な質問に入る前に、本市における外国籍の方々の実態について、国籍別に大まかで結構でございますので、お示しをいただければと思っています。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） お答えします。

本市の外国人住民の人口は、11月30日現在で760人です。そのうちの全体の約半数に当たる361人が技能実習生として滞在しており、技術や知識を学んでいます。主な国籍別ですが、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ミャンマーの方が多く滞在されており、外国人住民は、年々増加傾向にあります。

○17番（小野広嗣議員） 今、数字的にも国籍別にも簡単に説明をいただきました。細かい資料も頂いていますので、詳細は結構であります。本市においても年々外国籍の方々が増えてきている。なかんずく、このベトナム、インドネシアの方々が人数的には多いようであります。そこで、市長は、「8がけ社会」という言葉を御存じでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○17番（小野広嗣議員） であれば、御存じだということですので、詳しい説明は省きます。この言葉は、現役世代が2割減って、人手不足が深刻化する近未来を指す言葉であります。日本の18歳人口の推移は、減少傾向の一途をたどっており、2005年には137万人でありましたが、2035

年には100万人を割ってしまいます。つまり、新たな労働力を若者から確保することがより困難になっていく時代が、今後は続いていくということでもあります。質問の冒頭で述べました外国人材の受入制度が見直された背景には、国の労働力不足の深刻化があるわけではありますが、少子高齢化、人口減少が進む中、生産年齢人口は、2040年までに1,200万人減少すると見込まれています。このことは、本市においても決して無関係ではいられない問題であると思います。先ほどの答弁にもございましたように、本市においても既に、経済社会の重要な担い手となっている技能実習生をはじめとした外国人材が一層重要になることは確実であります。市長は、そういった近未来の現実をどのように受け止めておられるのか、まずお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃるように、少子高齢化や生産年齢人口の減少による働き手の不足が深刻な課題となるため、外国人材が今後ともより一層、重要な存在であるというふうに考えています。外国人と市民が交流を図るなど、共に住みやすい環境を整えていく必要があるというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 市長も十分理解をされていることだと思うわけですが、今後は、多文化共生社会を形成していくことがより一層求められることになるわけです。私なりにこの多文化共生社会を簡潔に定義付けると、志布志市で暮らす一人一人が、国籍の違いや様々な社会的あるいは宗教的、文化的背景も認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重しつつ支えながら、共に生きることができる社会だと認識をしているわけではありますが、市長は、こういったイメージを描かれているのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、いわゆる外国人受入環境整備の対応をしっかりと、より外国人が住みやすい環境づくりをしていくことがまず大事だというふうに思っています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長が答弁された観点からも、今後、外国人が安心して生活できるサポート体制の充実が志布志市においても望まれていくわけです。実は、法務省が本年8月以降、日本に住む外国人が抱える生活上の困り事といった相談に応じ、適切な支援へとつなぐ専門家として、外国人支援コーディネーターの養成研修を既に開始をしています。この件はこれでいいのですが、今後一層の受入れを進めるには、外国人の目線に立って寄り添える人材が欠かせません。その点、このコーディネーターの果たす役割は、大きいと思っています。ただ、多くの外国人は、自治体などの公的機関には相談していない現状があるようであります。政府の調査によりますと、その理由として、「相談できる部署や窓口がどこにあるのか分からない」と、この点が最多を占めています。今後の受入れの拡大に向けては、地域で安心して暮らせるよう、外国人住民を支援する相談体制の整備が欠かせないと思っています。生活全般に関する相談に多言語で対応する一元的相談窓口を設置している自治体も増えてきていますし、鹿児島県においても、外国人総合相談窓口を設け、県内に住む外国人の方々が在留資格や雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育などの生活に関する適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語で情報提供や相談を行っています。このような外国人が相談できる窓口が設置されている点については、本市もしっかりとそのことを周知していくことが大事かと思いますが、まずその一点と、

あと、本市の第2次志布志市総合振興計画の多文化共生社会の実現のところでは、こうあります。「外国人住民の情報ニーズを把握しながら、外国人住民に対する行政情報の提供の方針を作成します。日本人住民に対して提供されている行政等に関する情報を外国人住民も得られるように多言語や分かりやすいやさしい日本語を使い分けながら、情報を提供していきます」とあります。現在、その点については、こういった状況にあるのか。先ほどと併せて、その2点についてお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 本市においては、市のホームページで、鹿児島県国際交流協会や出入国在留管理庁との外部リンクを活用して、周知を図っているところであります。また、多言語通訳システムの導入を検討し、外国人の相談窓口の充実を図っているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 「ホームページ等で少し情報発信をされている。今後、多言語でのそういった窓口を設置できるように検討中である」という答弁であったかと思いますが、実は市長、この一元相談窓口を巡っては、国において2018年度から、全国での整備に向けて設置運営する自治体を支援する外国人受入環境整備交付金というのがもう既に設けられています。2022年度末時点で、全国247か所で設置をされています。この交付金は、実は、本年度予算にも11億円計上をされています。今後は、こういった交付金の活用についても、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） ありましたように、そういう外国人受入環境整備交付金に限らず、財源確保に努めながら、多文化共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、今答弁にあったように、前向きに進めていっていただきたいと思います。特にこの補助金の活用というのは、市長がしっかり持ってこれるものは持ってこようという姿勢であるので、しっかりその交付金の活用をお願いしたいと思います。今後、本市において多様性を認め合い、そして外国人住民への支援を含む多文化共生施策の在り方について検討し、推進するに当たっては、行政内部における議論はもちろん、当事者の皆さん、関係団体の皆さんの意見を聞くとともに、各種実態を十分に把握することがまず大事ではないかと思います。その点について現時点のお考えと併せまして、これは以前にも質問をしているわけですが、県内では国際交流協会のような組織が既に5割ほどもう設立されています。国際港を要する本市も、多文化共生の上からも、下平市長の下、設立に向けてしっかりと取り組むべきではないかと思っています。以前も市長の答弁で、「進んで、そういった取組をしてまいりたい」と述べておられますので、今後の速やかな設立を期待するところでもありますけれども、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 多文化共生施策を推進していく上では、各種実態の把握は欠かせないものと考えています。また、国際交流協会等の設立の必要性も理解しているところでもありますので、先進地事例等を調査・研究して、取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長のそういった答弁ですので、このことは協会の件も含めて、できれば、市長の任期中にそのめどがつくように取り組んでいっていただきたいと思います。市

長も御存じかと思いますが、お隣の大崎町では年々外国人が増えていまして、この人口に占める外国籍の割合で見えていきますと、鹿児島県では大崎町が一番多いわけであります。実は、本市も5番目なんですね。かなり多い自治体に志布志市も位置づけられています。その大崎町では、第3次大崎町総合計画等において、2030年の定住外国人数の目標値が1,000人で、いわゆるそのときの目標人口の10%とする計画を立てて、外国人に「大崎町で働きたい」、「大崎町に住みたい」と言われる選ばれるまちを目指した環境整備と、多文化共生に向けた施策が進められています。本市の第2次志布志市総合振興計画には、目標値は設定されていないように思いますが、本市も大崎町と同様にしっかりと目標値を設定し、市長のよく言われる「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」という、選ばれるまちを目指した環境整備に努めていくべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、本市の第2次志布志市総合振興計画をはじめとする各種計画で、定住外国人の目標値は設定していませんが、外国人に選ばれるまちを目指した環境整備に努めてまいりたいというふうに思います。そのようなことから、令和3年度には、在留外国人及び事業者の実態のアンケート調査を実施したところでございます。その時点では、コロナ禍のときでしたので、現状とは若干違うかもしれませんが、中身については、しっかりと対応しているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） ぜひとも、市長が言われるこの「選ばれるまち」になっていただきたいなという思いもあって、質問をさせていただいています。冒頭の質問でも述べました今回の国の法改正、これは外国人材の育成・確保の強化に加えて、職業訓練の充実や労働環境の改善によって、外国人材の人権を尊重する姿勢が明確になった点で意義があるものと言われていると思います。一方で、日本の社会で長く活躍できるよう、来日する外国人材への行政支援が課題になっているわけであります。例えば、先ほどもありました多言語での情報提供や日本語教育の充実は、社会になじんでいく上で欠かせませんし、本市でもごみの出し方といった社会生活上のルールを丁寧に教育していく機会も必要かと思えます。本市の第2次志布志市総合振興計画の多文化共生社会の実現の施策の方向性の2項目目につきましては、「日本語が得意でない外国人住民に少しでも分かりやすく情報を提供するため、行政職員や地域・企業へのやさしい日本語の普及に努めるとともに、その活用を促進します」とありますので、日本語や日本社会に関する学習支援について、市長、教育長、それぞれのお考えをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 外国人に対する行政支援の必要性は、より一層増してくるというふうに感じています。デジタル社会の発展により、外国人が生活しやすい環境整備が進んでいるとはいえ、学習・教育する機会の提供が必要であるというふうに考えますので、体制づくりも含め、一度しっかりと考えて今後の取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 本市につきましても、年々外国人の方が増えているということは認識しているところでございます。多様な文化的背景を持つ児童・生徒を受け入れ、適切に指導していくことは、教育委員会としても重要な教育課題の一つだと捉えています。現在、本市の小・中

学校に5人の日本語指導が必要な児童・生徒が通っています。学校につきましては、児童・生徒の学習状況や家族の状況など様々な実態把握を行い、個別の学習計画に沿って、きめ細やかな指導を展開しているところでございます。また一方、教職員に対しては、外国籍の児童・生徒の教育に関する共通理解を図るための研修を行ったり、定期的な情報交換を行ったりすることを通して、学校全体として受入態勢の構築を進めているところでございます。今後といたしましては、教育委員会として、県の教育委員会に対し、こういった日本語教育を必要とする子供への指導に長けた教員の配置などを要請するなど、様々な視点から学びの場の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 市長、教育長、それぞれのお考えを伺いました。十分理解できる答弁だと思うのですが、教育長には引き続き、もう1点だけお聞かせをいただきたいと思います。今、小・中学校に様々な施策を打っていらっしゃるということは理解をしましたが、この小・中学校における国際理解教育ですね、その辺の取組の中身について、状況をお示しをください。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

グローバル化の一層の進展が予想される中、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度やコミュニケーション能力を身に付ける異文化理解を深めるとともに、自国の文化を再確認するということは、極めて重要なことだと思っています。多文化共生社会を生き抜いていくのが今の子供たちですので、この点は、重要視しています。学校につきましては、外国語活動及び外国語科の指導を充実させるとともに、総合的な学習の時間等につきまして、国際理解に関する学習などの充実も図っているところでございます。具体的に申し上げますと、ALTとの交流を深めたり、日本や外国の文化・習慣等について調べたことを議論し、発表する機会を設けたりするなど、幅広い学習活動の展開をそれぞれの学校で工夫しながら推進をしています。さらに、外部機関と連携いたしまして、外国語教育等に関する教職員の研修の充実も図っています。また、中学生を対象とした英語技能検定助成事業やホームステイプログラム、イングリッシュキャンプなどにつきましては、国際理解教育の充実の一環として、今後も継続して実施してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今の教育長の答弁は、理解をいたしました。

あと、ちょっと市長部局のほうに、視点を変えて質問をしたいと思います。住環境整備という観点から、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが、最近は大分改善されてきているようでもありますけれども、外国人労働者がいわゆる劣悪な住環境に置かれていたケースが本市でもこれまで多々ありました。それは、外国人材を受け入れている雇用者側の責任というだけではなくて、外国人材をつなぎとめるためにも、しっかりと行政も関与して、住宅政策に関して支援する取組も大事ではないかと思っています。大崎町も外国人材が年々増えてきている中で、東町長は、「そういった方々のための住宅整備ができないか」と思案をされ、実は、私どもの山口前代表に住宅整備に向けた国の補助制度の創設を要望されており、現在、国においても検討が始まっています。今後は、国と市が連携して、そういった施策も打つべき時代になってきているのではない

かと思いますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、外国人が住環境については一番必要としていることではないかというふうに考えていますので、支援すべき取組がどういうことなのか、しっかりと調査・研究しながら、外国人の住環境整備の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 外国人の方々への住環境の整備に向けた取組という観点では、市長も十分理解をされていると思いますので、分かりました。

引き続き、市長にお聞きします。出入国在留管理庁により、2018年に制定されて以降、毎年改定をされています外国人材の受入れ・共生のための総合的対策集には、217の施策が盛り込まれています。また、厚生労働省は、令和2年度から令和4年度までに実施した地域外国人材受入れ・定着モデル事業において、外国人材の定着における地方自治体や地域が抱えている各課題に対して、各モデル地域である北海道、群馬県、福井県、岐阜県及び鹿児島県が行った施策や取組をまとめた事例集を作成しています。こういったものをしっかり参考にして活用することによって、本市に適した施策の展開を図ることができるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、議員から指摘がありましたように、様々な対応策や事例が示されていますので、本市に適した取組を見極めながら、多文化共生推進施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、まさに市長も質問を受けて、「本市に適した施策を模索していく、検討する」という答弁でありましたが、実は、この本市に適した施策を今後展開する場合、多文化共生に資する取組であれば、例年、この一般財団法人自治体国際化協会、通称C L A I R（クレア）と言いますが、このC L A I Rの多文化共生のまちづくり促進事業の助成金の対象になるんですね。医療、保健、福祉支援事業の提案を行い、採用されれば、助成金が下ります。大崎町では、一昨年、情報発信による多文化共生社会の実現に向けた基盤づくりと交流拠点の活性化事業として、在住外国人実態調査を実施し、町内に定住する外国人、国際的なルーツを持つ方々の中から、出身国、在留資格、職業などの多様性、住民生活への関わり方などを考慮した上で対象者を選び、合計10回ヒアリングと取材を行い、その成果を昨年2月、多文化共生特集記事「世界に友達を」として広報紙に掲載し、町内の世帯に配布するとともに、コンビニ等にも配置したほか、デジタルPR冊子「世界に友達を」は、A4版で17ページにわたりますが、それを制作しています。この事業も今述べましたC L A I Rの助成を受けて実施されたものであります。補助金を活用すれば、財源の確保も心配ありませんので、本市も知恵を絞った提案をできるよう積極的に取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市においても、デジタル田園都市国家構想推進交付金など、多文化共生推進の取組に活用できる補助金等の活用に努め、本市に適した様々な提案を行い、事業の展開を図っているところでありますが、議員がおっしゃるようにC L A I Rの助成事業も七つほどありまして、そういう事業の中身がどういうことで対応ができるのか、調査・研究してまいりたい

というふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 先ほども申し上げましたが、積極的な補助金活用ができるような知恵をしっかりと絞って、提案をしていていただきたいというふうに思います。これまで述べてきましたように、人口減と高齢化の影響で、若い労働者が採用できない地方にとっては、この外国人労働者は、不可欠な労働力になっているわけであります。受入れに関しての国の施策は当然であります。この外国人材の地方定着を促す市町村レベルでの政策支援も不可欠でありますし、ここまでのやり取りの中で述べられた市長の答弁を、今後より実効性のあるものにしていくためには、多文化共生推進のための体制づくりは欠かせないと思っています。御存じかと思いますが、総務省は、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、地域における多文化共生推進プランを策定しています。昨年4月に総務省が公表した多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している自治体が157ある一方で、志布志市では、いまだ総合計画の中に含める段階にとどまっており、単独でのプラン策定がなされていないことは大きな課題ではないかと私自身はと思っています。市の総合計画の中では、本当に分量が少なく、ただ1ページしか扱っておられません。この状況だと、既に策定をしている自治体とこの数年で一気に施策の差が開いてしまうことを大いに懸念しています。ぜひとも、今後の志布志市における、地域における多文化共生推進プランの策定に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 多文化共生推進のための体制を充実させていくことは、今おっしゃるように、大変必要であるというふうに考えています。市内で活躍されている外国人の存在は、本市にとって貴重な人材であることは間違いありませんので、外国人の方々に魅力あるまちだと感じていただけるよう取り組んでまいります。また、ありましたとおり、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定をしっかりと検討し、多文化共生施策を推進してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） いろいろ述べてまいりましたが、本市においても、今、市長の答弁がありましたように前向きな答弁でございますので、外国から来られる人々のためにも、そしてそこに住む志布志市民のためにも、この多文化共生推進のための体制を整えていただき、誰もが安心して定住できる環境づくりを目指していただけるよう要望して、次の質問に入りたいと思います。

男性介護者への支援についてであります。国の調査では、かつて女性中心で行われてきた家族の介護は、今では夫や息子など、男性が担い手の3分の1を占め、既に100万人を突破しています。当然、そういった中で多くの問題を抱えており、孤立し、追い詰められた男性介護者による虐待、心中などの事件は、後を絶ちません。他方で、介護離職を余儀なくされる人もいます。問題は、複雑多岐にわたっていますけれども、まず、本市における男性介護者の実態がお分かりであれば、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定の基礎資料である介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者等実態調査において、在宅の要介護者及び家族介護

者を対象とした在宅要介護・要支援者調査によると、回答者のうち、主に介護をしている方の性別を「男性」と答えた方の割合は、31.2%となっています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長からお示しをいただいた実態のとおり、夫や息子といった男性の介護者が本市においても、いまや31.2%となっており、今後もますます増えることが予想されます。冒頭にも述べましたように、男性が在宅で介護をする場合には、仕事と介護の両立が難しい、介護の知識や家事の経験不足、地域との関わりの希薄さなどから、追い詰められて虐待につながるリスクが高くなることも懸念をされます。国の調査を見ていきますと、家族介護者が肉体的、精神的、経済的に追い詰められ、社会的に孤立するケースが年々増えており、そうした中で、家族による高齢者虐待についての相談・通報件数は、もう既に4万件を超えています。特に最近では、認知症介護に携わる男性介護者の心理的負担が増しており、その上、男性介護者は、周囲に悩みを打ち明けず、最後の限界まで一人で頑張ってしまうケースが多く、男性介護者を孤立させない方法をみんなで考えていく必要があることを痛感をしたところでもあります。この点について、市長の率直な思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 男性介護者に限らず、まずもって、介護についての悩みや心理的負担について相談することができる地域包括支援センター等の窓口を市民の方々に認識してもらうことが必要であるというふうに考えています。その上で、介護者の性別やその他の特性に応じた対応を行うことができる相談体制を構築する必要があるというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、質問していますが、家族も含めての介護者の件については、私も90歳近い母と一緒に暮らしていますので、大変身につまされている現状がございます。国民生活基盤調査によりますと、同居中の介護者と要介護者の年齢構成について、介護者と要介護者が共に65歳以上の、いわゆる老老介護世帯が60%近くとなり、過去最高を記録しています。介護者と要介護者が共に75歳以上の割合は、既に30%であり、こちらも過去最高であります。これらの結果から、高齢化の進行に伴い、家庭内の介護を巡る状況が年々厳しくなっていることがうかがえます。地域包括ケアシステムの構築を進めることは、在宅での生活を進めることにつながりますので、家族で介護をする人がますます増えることにもなると思います。さらに、認知症の方が増加する中で、その負担も大きくなることが予想され、地域包括ケアシステムの構築を進めることはもちろん大切ではありますが、家庭で介護をする家族等を支える施策をさらに充実させることが大事になってきています。先ほども述べていただきましたが、本市にも幾つかの支援策があります。家族介護者への相談体制の強化、さらなる支援を図るべきではないかと思いますが、この点についての市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 現在、家族介護者の相談等については、主に、地域包括支援センターにおいて対応しているということで、先ほども話をしたところではありますが、今後は、男性介護者という視点を含めた家族介護者への相談体制を構築できるよう、専門職を含めた人員配置を検討していかなければいけないというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今の答弁は、大変理解のできる答弁であります。今、答弁にもあった

ように、本市でも様々なサービスを行ってきていただいていることは分かっているのですが、「さらなる充実が必要だな」という思いで質問をさせていただいています。市長も答弁で言われたように、特にこの男性介護者に特化した支援というのはないわけですね。この中高年男性というのは、排泄の世話や着替えなど、家族の体に直接手を当てて世話をするという行為をほとんどしてこなかった方が多いんですね。介護を担うことになった際に、その点の抵抗感が大きいと言われています。男性介護者を今風に言えば、「ケアメン」とも呼ぶんですが、自治体においては、市が主催する「ケアメン・カフェ」というものを設置して、そこには介護を経験した男性が参加し、自身の経験を通して男性による介護の大変さなどを話し合っているそうであります。同じ悩みを持つ男性介護者同士で肩肘張らずに語り合える場、弱みを見せられる場が、まずは本市においても必要かと思いますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃいましたように、「ケアメン・カフェ」って何だろうということで、ちょっと私も調べてみました。おっしゃるとおり、いわゆる寄り添って何でも話し合える、抱える課題に対してお茶を飲みながら話し合える場であるということでありました。御指摘のとおり、現在、男性介護者に特化した施策は行っていないということは先ほども言いましたが、まずは現在実施している事業の中に、男性介護者の視点を取り入れることや男性介護者が参加しやすい事業展開を行うように、検討していかなければいけないというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 少しでも一歩前進するような取組をと思うわけです。あと、男性介護者にかかわらず家族介護者にとって、在宅介護が困難となった方が速やかに入所できる体制づくりも重要で、私も入所に関する御相談を受けることは多々あるわけです。この本市施設の待機者の状況を当局にお聞きをしたのですが、直近で介護度によって違うわけですけど、100人ほど待機者がおられるということでもありますので、今後の本市の施設整備の展望は開けているのかすごく心配をするんです。その点については、難しい問題であることは重々分かっていますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 施設整備の予定につきましては、第9期の介護保険事業計画の策定の際に実施した要望調査では、本計画期間において、施設の新規整備の予定はないところであります。既に事業を実施している事業所から、特別養護老人ホームの定員を10人増床したい旨の要望があって、介護保険事業計画策定委員会において承認をし、計画に位置づけたところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今答弁を聞いても、この件に関しては、なかなか厳しい現状であろうと思います。いずれにしましても、今回質問しています男性介護者の困り事を早期に支援につなげていくためには、まずは相談窓口を活用していただくことが重要であると思っているわけです。介護に関する様々な制度や窓口のさらなる周知に努めることが大事だと思っています。先ほどから出ています地域包括支援センター「いきいきセンター」の市民の皆さんに対する認知度を上げていくことがもちろん大事でありますし、明年1月1日から本庁へ移転することなども含めて、丁寧な情報発信に努めていただいて、男性介護者や家族介護者が社会的に孤立しないよう、そういった支援に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員からありましたとおり、やはり、地域包括支援センターなどの相談窓口が市民の方々に認識されることが、まず必要であるというふうに考えています。市ホームページでの情報発信の在り方や市報での特集記事の検討など、より丁寧な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

次に、ちょっと視点を変えますが、この介護マークについてお聞きをしたいと思います。介護マークは、介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくため、静岡県で考案されたものとして有名であります。市長、こういったものですね。これを折り曲げて、プレートに入れて首から下げると。厚生労働省としても、各自治体を通じて介護マークの普及を図っておりまして、首にかけただけで簡単に利用できてますので、「一見、介護をしているのか分かりにくい場面でお困りの際には、ぜひとも利用してください」としています。例えば、男性が女性の下着売場で買い物をする際などにも役立ちますし、介護マークを付けて介護を行うことにより、介護中であることについて周囲の理解を促すとともに、介護を行う人の心理的負担の軽減を図ることにもつながりますので、本市もこの介護マークの普及・啓発に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、そういう方々を見分けるためにも必要だというふうに思っていますので、本市における家族介護者の要望等の実態調査を行った上で、取組について検討してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひとも、そういった取組を進めていっていただきたいと思います。

あと、本市においては、本年3月に、志布志市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定されています。そういった計画の中において、特に記載を充実する事項として、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組と高齢者虐待防止の一層の推進を掲げ、その上で、主な課題を掲げておられますので、先の質問と少し重なる部分もありますけれども、何点かお聞かせをいただきたいと思います。まず、家族介護者等が抱える問題として、介護者と仕事、育児、自分の生活との両立など、多岐にわたると考えられていますが、その多岐にわたる家族介護者等が抱える問題の解決に向けて、行政としてどのように向き合い、寄り添い、支援していこうとされるのか。併せまして、介護負担の軽減につながる正しい介護方法や知識の普及が必要とされていますが、その点については、今後どのように取り組まれるのか、2点お聞かせをください。

○保健課長（北野 保君） お答え申し上げます。

家族介護の困り事や心理的負担につきましては、その家族構成、状況等に応じて様々であると考えています。現在の制度や地域包括支援センターなどの相談窓口の情報発信に努めながら、寄せられる相談に対して一律に対応することなく、性差、世代等の特性を意識しながら丁寧に対応することが必要であると考えています。人為的な体制の強化を図りながら、情報発信に努めてまいりたいと考えています。また、介護方法の知識の普及については、家族介護交流事業等を開催

し、家族介護者の意見交換と併せて、介護の方法・知識等を学べる機会を設けてまいります。鹿屋市では、「ほっと会」と称する介護者交流会を年三回程度実施しているようでございます。介護者同士の語り合いや専門家からのアドバイスをしているようでございますので、これらを参考に、実施に向け検討したいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

あと、今後の取組としても出されていますが、冒頭も答弁でありました介護用品支給事業とか、介護手当支給事業のいわゆる在宅者への周知をしっかりと行って、利用促進を図っていくという方向性が示されているわけです。今、市が行っているこの支給事業の推進状況は、どのようになっているのか、そこを少しお示しをください。

○保健課長（北野 保君） 在宅重度要介護者等介護手当支給事業、いわゆる介護手当支給事業につきましては、要介護4または5の認定を受けた要介護者を在宅で介護する方に対して、月額1万円の介護手当を支給する事業でございます。令和6年9月末時点の支給対象者数は、66人となっています。家族介護継続支援事業につきましては、要介護4または5の認定を受けた要介護者を在宅で介護する市民税非課税世帯の方に対して、市内のドラッグストア等で介護用品を購入できる介護用品券を月額5,000円分支給する事業でございます。令和6年9月末時点の支給対象者数は、32人となっています。いずれの事業も要介護4または5の認定を受けた方に案内を送付しており、民生委員の在宅確認を受けた上で、申請をしていただいています。また、ケアマネジャー等にも事業の周知を行っており、申請の支援に御協力をいただいている状況でございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、答弁をいただいて、現状はよく分かりました。あと、この介護者自身の仕事、社会参加、心身の健康維持、生活の両立などが確保されるよう相談支援を行うとされていますし、そのためにも「介護状況を把握し、ニーズに合った支援の実施を今後行っていきます」とありますけれども、現在、検討されている新たな支援策があるのか、そこもお聞かせをください。

○保健課長（北野 保君） 議員御指摘の内容につきましては、家族介護者が在宅介護において抱える問題は、その介護者ごとに様々でございまして、複雑であるというふうに認識しています。現状の課題を整理したもので、それぞれの状況に寄り添った相談支援が必要であるというふうに考えを示したものでございます。現在、内部で検討が進んでいる新たな施策についてはないところでございますが、今後、相談支援を通じて施策と展開すべきものを検討してまいりたいと考えています。また、今回御提案いただきました内容につきましては、具現化できるよう調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、答弁があったように、しっかりと調査・研究を進めていただければと思います。今回質問したこの男性介護への支援にかかわらず、在宅介護の現場に携わる家族介護者には大変な御苦勞があることは、もう市長も十分御存じかと思いますので、今後とも行政にはそういった方々の立場に立って寄り添う、さらなる伴走型支援の充実を期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、子供のネットリスク対策に関連して質問しますが、この件については、令和4年9月定例会においても行っておりまして、その際には、スマートフォンなどが社会に広く普及する中、インターネットの使い過ぎで健康や生活に支障を来すネット依存が深刻化している中で本市の現状と対策について、教育長のみにお聞きをしています。その際、教育長は、「児童・生徒への情報モラル教育、メディアリテラシー教育をはじめ、保護者等への啓発にも力を入れて取り組んでいること。加えてその内容、方法についても絶えず工夫・改善を加えていく必要があると考えている」と述べておられます。最近も「志中の風」11月号を読むと、校長先生の「人権感覚とネットモラル」と題したコラムが掲載をされておりました。また、11月13日には、全学年を対象に人権教室を実施され、いじめ予防自由講話が行われるなどしています。そういったことから、一昨年の答弁にあった、その後の工夫、改善も含めての取組状況についてお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

学校では、技術・家庭科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間などの授業につきまして、発達の段階に応じたトラブルの対処方法や情報モラル教育をより具体的な事例を用いながら指導を進めています。保健体育の授業や養護教諭等から、インターネットの正しい使い方や過度な使用によるリスクについての注意喚起を様々な場で積極的に行っているところでございます。先ほど議員のほうからもお示しいただいたように、例えば学校便りであったりとか、人権週間等において外部講師を招聘したりとか、弁護士を招聘したりするなどの手厚い指導の在り方も模索しながら、そして、その取組をまた他の学校へも紹介しながら進めているところでございます。教育委員会では、年度初め、長期休業前、いじめ問題を考える週間前などに、情報モラル教育の徹底、それから最近でいいますと、闇バイト等の犯罪加担への注意喚起、鹿児島教育ホットラインやSNS等による相談・通報窓口、それから本市独自といたしまして、「424ひまわりダイヤル」等の相談機関の周知を行い、児童・生徒はもちろんですが、保護者への相談体制も整えているところでございます。併せて、毎年各家庭に配布しています「志アップ子育て手帳」の中には、発達の段階に応じたネット使用に関する家庭内ルールづくりについてのヒントなども掲載をしています。さらに、「まちづくり出前講座」、それから妊娠8か月以上の家族を対象といたしました「パパママ教室」で、ネットリスクについて広く注意喚起を行っています。これらの取組を通しまして、児童・生徒、それから保護者、これから子育てが始まる世代への意識啓発並びにインターネット等に起因する様々な問題の未然防止にはつながっているのではないかと捉えています。

○17番（小野広嗣議員） ただいまの教育長の答弁で、その後2年経って工夫を重ねられて、様々な取組がなされていることは理解をいたします。実は、一昨年の一般質問の際のやり取りの中で、私のほうでも情報提供あるいは提案も行っていますが、その際に教育長が述べられた答弁が、それ以降、この実効性のあるものとして結実しているのか、その点についてお聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 提供いただいた情報に基づきまして、本市で実施していますインターネット利用等に関する調査などにおいて、関連する項目を挿入いたしました。例えば、ゲーム依

存傾向にある児童・生徒の把握をするための項目を盛り込んで実施いたしましたところ、その数値が出てまいりましたので、それぞれの数値を基に各学校においては、当事者と見られる児童・生徒に具体的な注意喚起、指導をしたところでございます。その結果、依存傾向の児童・生徒を医療機関につなぐことができて、それに基づいた治療を行った結果、登校できるようになってきた事例もございます。

○17番（小野広嗣議員） その後もしっかり取り組んでいただいているということで、理解をいたしました。このゲーム依存やネット依存は、その多くが未成年ということです。この心身の発達に対する悪影響も懸念されておりまして、本市においても児童・生徒の健康状態や生活リズムの影響、不登校の背景などの関係性も含めて、今も述べていただいたように、しっかり取り組んでいただいているところはあるかと思うのですが、一方で、子供たちの依存傾向を定期的に調査する環境を整えて、この早期発見、早期対処をするための手だてを考えるためにも、さらに学校と保護者の連携強化が大事であると、それは今も行っています。この後もいろいろな質問をさせていただきますが、そういったことも含めての連携強化ということで、今、教育長にはお聞きをしています。その点はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会として、また学校として、この件に関する様々な調査等を実施したり、個別相談に応じたりしている事実がございます。そこで得られた情報だとか数値結果については、それぞれの段階でしっかりと共有しながら、場合によっては各家庭に対して、場合によっては学級の子供たちに対してとか、学校全体、そして地域コミュニティ協議会の中で協議していただくなど、様々な場でこのことを話題にさせていただくことが極めて重要だと捉えています。教育委員会としましては、そういった情報に基づいて、例えば公認心理士であるとか臨床心理士、それから医療関係の専門家と、ここはしっかりと連携して、早期発見、そして早期治療対応を重要視していく必要があると思っていますので、この件については、今後も引き続き強化してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 教育長も当然、十分認識をされています。今後とも児童と家庭、地域がしっかりと連携をして、今やっぺらっしやる取組がさらに充実をしていくということが一番望ましいことだろうと思いますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

先ほども少し触れられましたが、現在SNSを通じて、子供たちが犯罪被害に遭うケースが後を絶ちません。マスコミで様々報道されていますが、SNSへの危険性を社会全般で認識した上で、子供たちの健全な育成のために、あらゆる機会を使って施策を検討していくべきかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） このSNSの利用につきましては、先ほども答弁いたしました、「パパママ教室」であるとか、就学時の健康診断、PTAの教育講演会、学校保健委員会等の啓発だけでなく、今後私が特に強化したいと考えているのは、幼稚園、保育園、そして小学校の連携協議会の中での啓発指導というのを強化していく必要があるのではないかと考えています。ことさら、保健課、福祉課が1月からこども子育て課というふうになりますけれども、そういった

ところとの連携を今以上に強化いたしまして、幼稚園、保育園、さらには放課後児童クラブとの連携強化ということも大事にしていかなければならないと思っています。併せて、各学校が設置しています学校運営協議会のほうでも、子供たちのこのSNS使用の問題、課題等については、子供も保護者も地域の方々も一緒になって改善策を考えていただく、熟議していただく。そして、熟議の中で得られたより良い方法等を一緒になって取り組んでいくというようなことを大切にしていって、進めてまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 今、述べていただきましたが、実は教育長、全国的な傾向については、いわゆるマスコミ報道やデータなどを通してうかがい知ることができるわけです。本市におけるこのインターネットをはじめとしたSNS等に起因する様々なトラブル被害に遭っている児童・生徒の実態については、教育委員会としてはしっかり把握できているのか。そこが少し気になるものですから、お示しをいただければと思います。プライバシーをはずしてですよ。

○教育長（福田裕生君） SNS等に起因する児童・生徒のトラブルにつきましては、学校から提出をいただいている毎月の生徒指導報告等の中で、把握をさせていただいています。本年度は、SNS等による問題等につきまして13件認知をしています。教育委員会と各学校が一緒になって取組を進め、現在までのところ、13件につきましては、適切な対応がなされたところであります。本人の申出、それから保護者が我が子の様子を見て、「何か普段と違うな」という違和感を察知され、学校に相談をされたり、教育委員会に相談があって、このことが分かり、対応したケースもございます。学校に対しましては、このSNS等については、「ひょっとすると、何かこの子は、そういったことに巻き込まれているかもしれない」といったような危機感を持って、普段の観察も含めた子供との関係性をより密にするような、そういう体制づくりを指導しているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 少し実態をお示しいただきました。別角度で申し上げますと、本市においても、今度は、子供たちによるSNS上でのネットいじめ、こういったものも課題の一つかと思うわけですが、このネットいじめ対策における本市の取組と課題のようなものがあったら、お示しをください。

○教育長（福田裕生君） 先ほど答弁をいたしました本年度13件認知したという中のほとんどが子供たち同士によるネット上でのいじめのものでございます。学校においては、情報モラル教育を強化したり、ネットリテラシーの向上を図っているところでありますが、昨年度来、教育委員会として重点を置いているのは、特に本市には五つの中学校がございまして、生徒会活動の中で、このいじめ撲滅に向けた取組を子供目線で取り組んでいくということをやっています。実は、昨日開催いたしました「ANYTHING GOES FESTIVAL」の中で、この5中学校生徒会によるいじめ撲滅サミットの縮小版を紹介させていただきました。議員の方にも昨日参加していただいて、子供たちの様子を見ていただいたところでございます。つまり、子供たちが実際にネット上でのいじめ、または対面的に受けたいじめを具体的に示して、こういったこともいじめですよと、つらいですよ、苦しいですよ、助けてと言いたくなりますよねということを、多くの市民の皆さ

んの前で見せてくれました。そういった子供自身のいじめを基に、多くの皆さんと子供たち、学校はもちろんですが、市民の皆さんといじめゼロへ向けた取組を進めていくということは、今後は特に大事にしていきたいと思います。その中で、SNSについてのいじめももちろん、しっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、実態についても少し触れていただきました。触れられる範囲で答弁をいただいたというふうに思うわけですが、このネットでのいじめというのは、拡散が早いんですよね。そして、また誤った情報も付加される可能性があります。そして、事態が深刻化していく場合もあるわけですから、これらの実態や知識などを十分理解させる指導とともに、早期に発見、対応することが重要であると考えerわけです。今、これまで述べてきた点に関する教職員の皆さんの指導力の向上についてはどうなのか、気になるところではありますけれども、お示しをください。

○教育長（福田裕生君） 今、ネットいじめの現状等について答弁をさせていただきましたが、各学校においては、多くの教職員がこのことについても、実際、子供と向き合って対応してくれていますので、教職員の指導力の向上というのが、また私たちにとっての課題でもございます。管理職の研修会、生徒指導主任等研修会、養護教諭等研修会、情報教育担当者研修会などの内容を工夫することが、また私たちの重要な課題だと捉えておりまして、鹿児島大学のICT教育のアドバイザーに委嘱をしていますので、そういった専門の先生方に実際に来ていただいて、本市の現状を分かっていた上で、教員の資質向上につながるような研修内容を実施しているところでございます。また、内容等につきましては、保護者や地域の方々にも、その状況に応じた啓発のために使わせていただくこともしているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

それでは、少し視点を変えまして、市長部局のほうにもお聞きをしてみたいです。民間会社の調査によりますと、「0歳後半から6歳児がスマホにほとんど毎日接する」との回答が25%に増えてきています。実際にまちでは、外食先での待ち時間や大人同士が会話をしている間に、子供はスマホを見ていると、そういった様々な場面が見受けられることがあります。「スマホ育児」という言葉がありますが、タブレットやスマホを見せて育児をしたり、授乳しながらスマホを触っている親がほとんどの現代であります。私もテレビ報道で見て知ってはありましたが、本市の花火大会のときにも、ベビーカーの先のほうにスマホを取り付けて赤ちゃんに見せながら、一緒の人とおしゃべりをしながらベビーカーを押していくと、そういう光景に出会って、「まあ、志布志市でも、こういった光景を見るようになったんだなあ」と、驚いたところでありました。子供への健康的な配慮はもちろんでありますが、子供に対してはコミュニケーション能力を育てる教育の必要性を感じるわけであります。そういったことに対する親御さんに対する乳幼児期からの指導といいますか、助言はしっかりなされているのか、市長部局のほうにお聞きをいたします。

○市長（下平晴行君） 妊娠期を含めた母子保健事業の中で、メディアとの付き合い方や親子の関わりによって発達が促されていく直接的なコミュニケーションの重要性についてお伝えしてい

ます。正しい知識の啓発とともに保護者の思いも受け止めながら、指導や助言を行っているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 実は今回、この一昨年の教育長へのネット依存の深刻化に関する質問に引き続き、市長部局にも質問をしたわけです。一昨年もやっていますので、いろいろと考えたのですが、今回質問した背景には訳があるんですね。先月、県の委託事業として、県私立幼稚園協会が開催した研修会で、メディアリテラシー講座「メディア機器が乳幼児に与える影響、倫理教育について」と題して、子供のネットリスク教育研究会の副代表による講演が行われておりまして、そこに本市から参加されていた2名の方から、私自身がお話を伺うとともに、そのときの資料なども頂きました。講演の中では、本市に関することにも触れておられ、その内容が大変に気になったものですから、今回の質問となりました。市長は、「鬼から電話アプリ」というのは御存じでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○17番（小野広嗣議員） 御存じではない、はい。実は、このアプリでは、子供が悪いことをすると鬼が電話をかけてきて、子供を怖がらせて行動を改めさせるというものであります。一見、便利なツールのようにも見えますが、「子供に恐怖を与えることによってしつけを行うことには、長期的な影響や教育方針としての疑問が残る」とも言われています。実は、この講演の中で、このアプリの使用率調査の結果、鹿児島県下の中で志布志市と曾於市が圧倒的に多かったことが述べられています。このアプリを使っていると、落ち着きがなくなったり、怖がらせることによる反復脅迫によってPTSD、いわゆるこの心的外傷後ストレス障害になるケースもあるとのことで、発達障害とは違う成長障害に通じるので、特に就学前の対策が大事であるとされています。こういったことに対しての本市の認識と現状把握についてはどうなのか、気になったものですから質問をしています。お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今、ありましたように、幼児期は、現実と非現実との区別が困難であり、その部分を利用して子供に恐怖心を与えること、つまり恐怖で行動を支配するような子育ては、アプリに限らず、子供への良い影響を与えるものではないというふうに考えています。恐怖による支配は、エスカレートすると、児童虐待にもつながる可能性がありますので、やはり慎重な利用が必要だというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 市長も十分認識をされていると思います。先ほど申し上げましたように、現代では授乳しながらスマホを触っている親がほとんどで、その結果、83%の子供に愛着障害が起こっている現実があるとされているわけで、幼稚園や保育の現場で、今、気になる子が増えています。教育長は、御存じだと思います。いわゆるこのグレーゾーンの子供が増えているというのは、発達障害ではなくて、成長障害があるということで、これは携帯電話、ゲーム、タブレットなどからの影響であることが分かってきています。睡眠不足の影響もあって、朝起きれない、眠たい。そしてその結果、不登校が低学年児から始まってきているようであります。日没後の長時間のメディア使用が発達性変化や言語性機能に悪影響を与えたりもしますが、一方では、

それはしっかりとケアすることで改善されるとされています。目からの情報を減らしてあげることが大事であり、取り上げると、依存は強くなるので、それ以外の心の杖を見つけてあげて、コミュニティ強化により依存予防をする、大人や親が話を聞いて褒めてやる、一緒に楽しむことが大事であるといったことなどがこの講演で話されています。こういった点についての当局の認識と親御さんへの周知啓発の取組について、市長部局のほうにお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 親がテレビ、ビデオ、スマホを見ながら、あるいはテレビ、ビデオ、スマホに任せる育児は、親と子供が顔を合わせる時間を減少させ、子供の言語や情緒面の発達を阻害する危険があるというふうに認識をしているところであります。子供は、保護者や子供同士の会話で現実の体験を共有することにより、自分の気持ちを伝えるための言葉やほかの人の気持ちを感じる力を発揮し、親子や人との絆を育み、身体や心を成長させるということを伝え、母子保健事業の中で親子での触れ合い、遊びや関わり方などの紹介を行っているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今、健康被害と当局も認識されていますけれども、このメディアの危険な関係を、実は乳幼児の時期からしっかり察知して、対策に取り組むことが大事であるという思いから、市長部局も含めて質問をしているわけであります。子供がメディア漬けになって育つと、やる気が出ない、すぐにキレる、他人の悪口を言う、授業中に騒ぐ、勉強に集中できない、いらいらしているなど、いわば脳が慢性疲労を起こしている状態になっているということであります。こういったことを講師の先生がお話をされる中で、志布志市のことに触れられているんです。志布志市では、2学校で学級崩壊が起こっていると、そのことにも触れられています。詳しくはもう述べません。学級崩壊については、対処療法的な取組はもちろん大事ではありますが、乳幼児期からの対策が特に大事であり、教育委員会と福祉保健部局との緊密な連携による情報共有がさらに大事になっていると思います。この点については、市長、教育長、それぞれのお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 妊婦やその家族を対象とした「パパママ教室」、赤ちゃん訪問、乳幼児期の母子保健事業など、子供に関わる方が参加される機会を通じて、周知啓発を行っていくことが大切であるというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 本年度、実は、ある幼稚園から依頼を受けまして、保護者の方々に私自身が話をさせていただいたことがございました。親としてのスマートフォンを中心としたインターネットの活用の在り方、それからそれに伴う生活習慣の在り方などについて依頼を受けましたので、実際、私は、本市が実施しました調査結果の数値をお示ししながら、保護者として過度なスマートフォン等の使用によって、子供にどういった影響が出るかということを具体的にお示しをいたしました。その中で、先ほど議員のほうからも御指摘があったように、睡眠障害というのが一番疑われてきますよと、それから認知障害も含めてのことです、集中力がなくなるとか、常時いわゆる時差ぼけの状態で日中過ごすことになることによって、様々な不具合が生じるということなどもお話をさせていただいたところでした。今後、全ての幼稚園、保育園において、そういった形でできるかどうかということは、また別の問題といたしまして、多くの方々がスマー

トフォンの過度な使い方等によって、またそれに依存した子育てによって、良い影響だけでなく、それ以外のいわゆる悪影響が多分にあるんだということをしっかりと認識していただくことが、まず大事だと思っています。特性があるとか、ないとかいったような言葉がいろんなところで聞かれますが、そういうことではなくて、まずは親として子育てをする中で、どういった生活習慣づくりをしていくことが大事かということをお互いに一緒になって考えながら、より良い方向付けをしていくことを今後も関係課と連携を強化しながら、また一方で、専門家のお力を借りながら、また通信事業者との連携といったことも今後深めながら進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、それぞれ答弁をいただきました。実は、日本医師会と日本小児科医会がスマホが子供に与える悪影響や成長の妨げなどを切り口としたポスターを共同で制作しています。日本小児科医会では、「スマホに子守りをさせないで！」という啓発ポスター、そして日本産婦人科医会との連名のポスター等も作成しています。また、この「見直しましょうメディア漬け」というこの啓発のポスター。こういった中では、「メディア漬けの予防は乳幼児から！」ということで、五つの提言も行っていますので、市長部局のほうでも様々なソースを活用しながら、対策を練り上げていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） この件については、先ほどから言いますように、メディア漬けから幼児を守っていかなければいけないということも含めて、このことをやはり親がいわゆる「メディアは、子供の主食である」ということにならないように、対応していかなければいけないというふうに思っています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。この項の質問の最後になろうかと思います。皆さんの中にもテレビで御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、新聞にも載っていました。先月の29日には、オーストラリアで16歳未満の子供たちによるSNS、いわゆるソーシャルメディアの利用を禁止する法案が可決したニュースが流れましたね。そして、オーストラリアの首相は、法律が若者をソーシャルメディアの害から守るために絶対必要だという意見で、多くの保護者グループもこれに賛同したとのことでありました。また、同じく先月には、長時間のスマホ利用が影響していると思われる急性内斜視も、メディアで大きく取り上げられていました。また、韓国では、国を挙げて、ネット依存治療合宿を行っていますし、小・中学校でもスマホ禁止の法案を可決したフランスなど、各国での取組が様々始まっています。ですから、本市もただ単に国の動向を注視するだけではなくて、メディア機器を持つことでのメリットとデメリットを十分把握した上で、今後どのような取組が望ましいのか、しっかり議論していく必要があると考えて、今回質問をしています。最後に市長、教育長、それぞれのお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） メディア機器を持つことは、離れて暮らす家族などとビデオ通話ができたり、興味のある動植物を調べるなど、子供にとってプラスになる使い方もあるれば、一方では、乳幼児期に一番大切な見たり、聞いたり、触れたりというような実際の体験から学ぶ機会を減少させるというデメリットもあると思います。子供を取り巻く大人がメリット、デメリットを十分に理解し、ルールを守りながら利用することを未就学児から学ばせていくことが重要であると思

いますので、現在実施していることを中心に、しっかりと市としていわゆるスマホの取扱い方についても、取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 今後も引き続き、メリット、デメリットをしっかりと把握するためには、定期的な実態調査は継続してまいりたいと思っています。一方で、困ったときには、何でも相談できる相談体制、相談できる信頼関係づくりというのも非常に重要かと思っています。併せて、様々な視点、分野からの最新の知見を本市の施策としてどういったふうに活かせるのか、こういったところの調査・研究も進めていく必要があると考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、いろいろとやり取りをさせていただきました。ここでやり取りした中で答弁された内容が結実をして、奏功して本市の子供たちがこのネット被害から守られていてほしいという思いがあって質問したわけですから、それを実効性のあるものとして、今後つなげていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。GIGAスクール構想下における端末関連の質問になりますが、この件に関しては、昨年も質問をしています。それ以降の取組状況について、お示しをください。

○教育長（福田裕生君） それではお答えします。

児童・生徒一人一人の学習の定着、それから興味・関心に応じたAI型ドリル活用、そして児童・生徒、保護者の要望に応じたオンライン学習を進めることができるように、整備を進めてきています。あらゆるニーズに対応できるような学べる環境を整えてきたつもりでいます。また、本年度もタブレット研修会につきましては、初級、中級の講座を準備するなど、教職員の活用の状況に応じた研修会を実施してきました。さらに、ICT支援員による機器操作等に関する支援、各学校における校内研修等を実施し、ハード面・ソフト面からは、契約業者による支援スタッフの派遣も継続して行っています。先ほどから話題になっています情報モラル教育につきましても、管理職等の研修会や担当者会において、ネット依存やメディアコントロール等についての指導や協議等を行っているところでございます。保護者やPTAを対象としたネット依存、メディアコントロールに関する外部講師を招いた講演会を各学校で実施しており、教職員、保護者への啓発も今後も引き続き行っていく必要が非常に重要だと思っています。教育委員会といたしましては、今後とも多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供一人一人の関心や特性に応じ、資質能力が一層確実に育成できるような、そういった教育ICT環境の実現に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。昨年も一人1台端末の活用状況について、その活用状況において学校間格差があれば、それはまずいなということで、「その是正に努めていきたい」という答弁でありましたが、その後の状況はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 実は、本年度4月18日に実施されました全国学力学習状況調査の結果から、本市の子供たちの状況を把握したところでございます。いわゆる自己実現に関する項目、それから社会貢献意識に関する項目、学びに向かう力、人間性等に関する項目がどの学校でも伸びてきておりました。また、タブレットなどのICT機器を活用すると、友達と考えを共有した

り、比べたりしやすくなるという質問についても、肯定的に回答した児童・生徒が全国よりも高いという結果が出ており、本市の21校において、確実に成果が広がっているというふうに捉えています。今後さらに知識及び技能、思考力、判断力、表現力などに関する項目が伸びていくための土台がしっかりとできてきたというふうな認識をしています。

○17番（小野広嗣議員） 昨年の答弁より大分状況がいい方向に進んでいるなということが理解できました。もう1点、教職員の皆さんの利活用の状況、その能力の向上についてもお聞きをしています。その点はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 令和4年度と比較しますと、教材研究、それから指導の準備、評価、校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力など、大部分の項目で高い数値となっておりました。教職員の利活用が昨年度よりも着実に向上しているというふうな捉え方をしています。

○17番（小野広嗣議員） 今、教育長のほうから、着実に教職員の活用状況も向上しているということで、そのことについては安心をいたしました。あと、昨年の質問の際には、端末の更新経費を整備時と同様に国費で確実に措置する動きが出始めているということで、「GIGAスクール構想の第2ステージに入ってくるので、国の動向を見定め、早急に第2ステージに向けての構想を検討していただきたい」と申し上げました。教育長も、「第2ステージに向けては、更新時期を令和7年度と考えており、端末更新に対して国が補助するというような情報も入ったので、令和6年度には更新時期に向けた具体的な検討、そして準備を進めていきたい」と述べられています。その準備状況について、冒頭質問をしています。その件に対しての答弁と重なるかと思いますが、その点について答弁を求めておきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 端末更新のための公立学校情報機器整備事業に係る各種計画につきましては、11月29日に開催されました第3回鹿児島GIGAスクール推進市町村連絡部会において、県からの説明を受けました。令和6年度中の策定、そして公表に向けて、これは県としっかりと連携をしながら、準備を進めていかななくてはならないと考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 質問通告をした際には、そういった状況にはまだないときでしたよね。ヒアリングでもやり取りをさせていただきましたけど、そういったお話はされておりましたので、やっと県も動き始めた。県からの情報が少ないということも、お聞きをしておりました。今、そういったことで、大分情報が入ってきたということではありますが、ただいま教育長に述べていただいたわけであります。このGIGAスクール構想の下では、児童・生徒に一人1台の端末を配備することによって、端末が急速に普及をしたわけでありましたが、このGIGA第2ステージでは、政府の負担で都道府県に基金を創設をし、都道府県ごとの共通仕様書を基に、いわゆる共同調達することになり調達の大型化が予想されています。また、本年8月時点のGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査によりますと、全国的に端末更新の68%は、2025年度に集中をしています。そのため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのがこれまで活用してきた端末の処理であります。大量

の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題になるかと思いますが、本市では来年度以降、何台程度を新端末に買い替えて、旧端末を処分する必要があるのか、その点についてお聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

来年度更新予定台数につきましては、基準が更新年度の5月1日の児童・生徒数となっており、現時点での令和7年度の児童・生徒数の見込みは、小・中学校合計で2,363人であることから、その予備分15%を加えて2,717台を新規で購入する予定としています。また、使用済端末といたしましては、小・中学校合計で2,650台が処分の必要性があるところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、本市においても数字を聞きまして、かなりの数の購入予定台数、また処分予定台数と。そういう状況であるとする、懸念される事項が当然あるわけですね。懸念される事項の一つとして、この文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で、端末が再使用・再資源化されなかった場合には、第2期端末購入の補助要綱に弊害等となる懸念があるんですね。そして、3省合同通知によれば、排出事業者には処理の責任があり、仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながるということで、小・中・高等学校等の排出事業者としての責任を警告しています。そして、一般社団法人産業環境管理協会のリサイクルデータブック2023によると、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース・下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され不適正な処理が多発し、国際問題化しています。来年1月以降は、国際条約であるバーゼル条約の改定によりまして、政府間合意がない限り輸出は原則禁止されるため、使用済端末の再使用または再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められていますが、これらの点についての教育委員会としての認識を伺っておきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 端末の処分につきましては、今回策定する計画にも記述する必要があると考えています。法律に基づいた適切な対応が求められていますので、県と十分に連携を取りながら進めてまいります。現在、県が共同調達に合わせて、仕様の中で使用済端末の処理について記すことを検討しています。県全体に関わることでありますし、本市にも十分に関わってまいりますので、本市として適切な処理ができるよう、これも県との連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

あと、もう一つあるんですけれども、二つ目として、この3省合同通知では、「データ消去が適切に実施されなければ、個人情報漏えい等の責任が問われる可能性がある」とも言及しています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性があります。GIGA端末の記録媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねないわけであり、

この端末処分とデータ消去に対する教育委員会の認識と今後の具体的な取組についてお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 個人情報の流出などについては、これは決してあってはならぬことだと捉えています。使用済端末の処分に当たりましては、国の３省合同通知にある再使用及び再資源化手法に基づいて、県と連携を強化しながら慎重かつ丁寧に準備を進め、適切に処理を行ってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） あと、本年５月17日の環境省通知では、使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれており、国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を促進することが必要であるとしています。先に述べた３省合同通知では、端末の更新に当たって、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処分委託を現行端末の再使用または再資源化の指標として示しています。そういった意味では、教育委員会、市民環境課、小型家電リサイクル法の認定事業者、こういったものとの連携が密になっていかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） G I G Aスクール構想において整備した端末につきましては、今回の更新に合わせて、法にしっかりと基づいて適正な処理が行えるように、様々な情報を得ながら、県をはじめ、本市の必要な関係部署等と連携を密にしながら対応していくことが非常に重要だと思っています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そういった密な対応をやっていただきたい。

最後になりますが、このG I G Aスクール端末等の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、そのことが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪をせざるを得なかった事例や学校のデータがネットに流出した事案、またデータ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱状況が相次いでいます。来年度以降に更新が集中するこのG I G Aスクール端末を処分するに当たっては、法令を遵守した取組をしていかないと、教育長あるいは市長がおわびをしなければいけないような事態になっては大変ですので、そのことについての認識を伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 法令を遵守した適切な処分をするための必要な経費につきましては、十分な予算措置がなされるよう市長部局と十分に協議を進めながら、準備を進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 市長、ぜひとも市長部局におかれまして、そういった状況ですので予算措置をしっかりとやっていただきたいと思います。来年度に更新が集中するG I G Aスクール端末の大量処分に向けまして、今が一番重要な時期だと思って質問をしましたが、今後とも市長部局と教育委員会、あるいは事業者等が連携を取りながら、しっかりと対応をしていただきたいことを要請して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小野広嗣議員の一般質問を終わります。

次に、8番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○8番（野村広志議員） 改めましてこんにちは。議長にお願いしまして、少し腰を痛めていますので、このままの態勢で質問をさせていただきたいと思います。午前中少し時間がありますが、時間の限り進めてまいりたいなと思っています。

まず今回、2点についてお聞きをしてみたいです。まず1点目ですが、学校給食における食物アレルギーの対応について、お伺いをしてみたいです。

給食時間は、学校生活の中では楽しい時間のひとときではなかったのかなと思い出されますが、給食を食べながら友達と談笑する、そんな記憶が多くの皆様方にもあるのかなと思います。そのような中で、給食の安全性を担保するため、文部科学省では、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ることを目的に、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成するよう指針を出しています。まずは、本市のこのことについての現状について、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村議員の質問にお答えします。

学校給食における食物アレルギー対応食については、国が示している学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づいて対応することとされています。本市につきましては、令和元年度に学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成しています。食物アレルギー対策を全ての児童・生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにするために、安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーの児童・生徒を受け持つ担任のみならず、校長など管理職をはじめ、全ての教職員、給食センター、教育委員会、医療機関、消防等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠であるというふうに考えています。

詳細については、教育長が答弁します。

○教育長（福田裕生君） 本市の学校給食における食物アレルギー対応の在り方については、本市のマニュアルを基本的なガイドラインとして位置づけています。その上で、より一層の安全・安心な食物アレルギー対応食の提供に努めているところでございます。また、学校につきましては、本マニュアルを活用し、全ての学校関係職員の共通理解の下で、保護者や関係機関との連携を密にして、適切に対応をしているところです。今後も引き続き、食物アレルギーを取り巻く状況等を的確に把握し、必要に応じてその都度、マニュアルの見直しを行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 現状について、御説明をいただきました。では、本市の学校給食事業においては、民間事業者による業務委託がなされていますが、アレルギー原因食物の完全除去について、この委託業者との協議についてはどのようにできているのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） アレルギー対応食における委託業者との協議につきましては、委託業者の業務責任者等が、栄養教諭が作成する調理業務指示書に基づきまして、作業工程表と作業動

線図を作成し、毎日栄養教諭と打合せを行っています。その際に、対象アレルギー、対象者の学校、学年、学級、氏名、献立内容、除去食や代替食、先ほども申しましたが、作業動線図、調理作業工程について綿密に打合せを行いながら、作業にかかっているところでございます。

○8番（野村広志議員） では、委託業者になって1年少し経ちますが、しっかりと協議がなされて進められているという理解でよろしいということですね。では、食物アレルギーには、対応委員会というような組織的な委員会がございしますが、この組織体制については、整っているという理解でよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） 食物アレルギー症状が出た場合に備え、速やかに適切な対応を行うことが非常に重要であることから、アナフィラキシーショックを起こし得る児童・生徒については、特に配慮が必要であります。そのためにも、学校においては、学校長、養護教諭、栄養教諭、それから担任、給食担当者はもちろん、全職員が食物アレルギーに関する共通の認識や情報を持ち、医師との連携や保護者との連携、そして、その他救急の場合の消防等との連携も含めて、組織的な体制を整えているところでございます。

○8番（野村広志議員） では、少しお聞きしますが、この食物アレルギー対応の委員会というのは、各学校単位に設置がされているという理解でよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） そのとおりです。各学校です。

○8番（野村広志議員） 委員の方々も、先生方全て入って協議がなされると、共通認識を持たれているという理解をいたしたところでした。この学校給食における食物アレルギー対応については、これは特段の配慮や大変神経を使う業務ではなかろうかなと想像がつくわけですが、食物アレルギー表示、特定8品目、また特定原材料に準ずる20品目がございします。このような食品によるアレルギーに特に配慮が必要とする児童・生徒についてですが、本市ではどれぐらいいらっしゃるのか、その数値について少しお示しをいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 特に配慮を要する児童・生徒につきましては、アナフィラキシーの既往症のある児童・生徒が本市には3人います。

○8番（野村広志議員） アナフィラキシーの心配がある方が3名ということでありました。では、現在の数字が3名ということですが、少し前の数字があれば、この症状を持った方々というのがどういった推移であるのかというのが分かりますので、少し前の数字というのがございますか。

○教育長（福田裕生君） ここ5年間のアレルギーの対応者ということでの数字をお示ししたいと思います。平成26年度は34人でありましたが、令和6年度が56人、令和5年度が55人、令和4年度が57人、令和3年度が62人、令和2年度が58人、近年につきましては50人前後で推移しています。

○8番（野村広志議員） アナフィラキシーの関係の方と、アレルギー全般という形での数字を少しいただいたところです。全体の数からして、さほど大きく増えたり減ったりというのは、あまり見受けられていないようですが、かなりの児童・生徒の中で、このアレルギーの対応が必要

な方がいらっしゃるということが分かったわけです。大変これは心配するところもありますので、今回この質問に至っているわけですが、こういった症状というのが改善されていかないというか、数字的にも高止まりといいますか、この数字がずっとあるというのは、教育長、何か要因みたいなものが考えられるところがございますか。

○教育長（福田裕生君） 私の立場では何とも言い難いところはあるのですが、ある方がおっしゃった内容からいたしますと、医療診断の精度が以前よりもまして非常に上がってきているというのも一つあるし、食生活をはじめとした生活習慣の変化などにも起因するところがあるのではないかとということはお聞きしたことがございます。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩いたします。

—○—
午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開
—○—

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○8番（野村広志議員） 昼からもお願いいたします。

本市でも、アレルギーの対応をする児童・生徒が一定数いるというような報告をいただいたところでした。そういったことを踏まえながら、大変危惧するところもありまして今回の質問に至っているわけであります。過去には、他の都道府県であります、アナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという、非常に痛ましい事故が発生した経緯を踏まえると、本市でも委託業務が開始されてしばらく経ちますが、改めて警鐘を促したいとの思いでもあります。では、こういった学校給食における食物アレルギーへの対応策を検討するに当たり、まずは、保護者との情報の共有や医師の診断等によるアレルギー原因食物の正確な判断になろうかと思いますが、こういった流れで対応に当たっておられるのか、その流れについて少しお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） それでは、食物アレルギー対応の流れについて、御説明申し上げます。

給食センターから毎年学校へアレルギー実態調査を依頼し、学校を通じて全児童・生徒の保護者へ食物アレルギー対応の案内をしています。対応を希望される児童・生徒の保護者は、アレルギー給食依頼書に医師の診断書を添えて、学校に提出し、学校と保護者と給食センターとの3者で、対象者全員と個別面談を実施いたしまして、細かな打合せを行っています。給食センター側からは栄養教諭、それから市の職員、委託業者の代表も出席することもございます。具体的なアレルギー対応の実施につきましては、毎月、児童・生徒ごとに食物アレルギー対応給食一覧表を作成し、当該アレルギーの見落としがないか、学校と保護者に確認をした上でアレルギー対応食を提供するようにしています。献立によっては原因食品が数種類入り、対応が困難な場合がありますので、保護者に一部弁当を準備していただくこともあります。また、誤食を防ぐために、学校名、児童・生徒名を記入した専用の容器で学校に届けています。対象者のアレルギー対応食が関係学校に確実に届いているか、学校の先生方が確実に対応ができるように、アレルギー対応食

受取チェック表を用いて、該当する児童・生徒に届けられるような対応にしています。

○8番（野村広志議員） 様々、この流れについて今説明をいただきました。しっかりとその取組がされていることを確認ができたところです。国の対応指針が示されるその契機となったものが、2012年に調布市で発生をした児童の死亡事故でございます。当時、5年生の児童が給食でおかわりをした際に、除去食の対象であった料理を口にして、その30分後に体調が急変し、貴い命が失われました。その事故の検証結果報告書では、事故原因とされる除去食について情報共有、確認不足、あとエピペンの使用方法等が挙げられる中で、給食指導においては、担任の先生が給食を完食するという目標達成のあまりに、おかわりがもたらす影響について注意を怠ったというような記載がございました。現在、過度に給食を完食させるというような給食指導については取られていないかと思いますが、食品ロスの問題等もございますので、一概にはなかなかそれは言えないところなのかなと思っています。では、このようなことを受けて、本市では、先ほども少し触れられましたが、学校給食のアレルギー対応について、学校現場に対してどのような情報の共有や意見の交換、支援を行っているのか。そこ辺の状況について、少しお示しをいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 具体的な流れにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。学校の先生方に対しましては、アレルギー対応食受取チェック表を用いて、指導と適切な対応に怠りがないようにしています。学校においては、学校給食の配送車が到着し、コンテナが学校に下ろされるわけですが、コンテナを受け取った学校の職員が対応食も届けられているかを確認いたします。そのコンテナ室の受け取りを確認した担当者は、対応食を確認し、チェック表と一緒に担任にこれを手渡しするようになっていきます。学級担任等は、対応食の容器に個別に名前が記されていますので、名前を確認し、確実に配食をするようにしています。実際の対応食の内容が事前に連絡を受けたものと一致しているかを確認するようにしています。おかわりや児童・生徒間での交換での誤食がないかといったことについても、担任、それから本人も十分に配慮するようにしながら、対応を続けているところでございます。なお、おかわりににつきましては、いくらかその子供用の容器の中に若干多めに配食をし、おかわりをしたくなった場合は、個別の配食ケースに入ったものでおかわりをするようなこともしています。また一方で、完食を過度に強要することがないよう各学校には指導をしているところでございます。

○8番（野村広志議員） 細かく学校の現場でも対応が取られているというようなことが、今、確認が取れました。命に関わることでありますので、しっかりと向き合っていただきたいなと思います。また、市としても学校現場と密に連携して、ヒヤリハットの事例であったりとか、そういった共有等についても努めていただきながら、安全最優先で、このことについては進めていただければなという思いでいます。一方で、給食指導や個別指導等が学校の現場ではかなり細かく取られているようですけども、先生方に過度に負担が発生しているといったことというのは、心配はございませんか。大丈夫でしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在、アレルギー対応者は56人ということで、先ほど述べさせていた

だきましたが、現在のところは、学校によって過度な対応を迫られていて、非常に負担感が大きいといったような声はないところでございます。

○8番（野村広志議員） 少し安心をいたしました。しっかりとそこは状況を確認しながら、進めていただければなと思います。アレルギー対応の児童が56人いるということでしたが、給食時間にこの56人全てが個別の対応が必要だという認識なののでしょうか。除去食として提供されていれば、給食時間に特段の個別での対応は必要ないという認識でよろしいですか。そこはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） アレルゲンとなる食品を取り除いて給食を食べている児童が先ほど申した56人でございます。おかずなどを一部持参している児童・生徒は、これは頻度にもよりますが、月に一回程度持ってくる子が4人います。全て弁当を持参している児童・生徒については、現在おりません。また、牛乳を除いた給食を提供している児童は、13人いる状況でございます。ですので、毎日56人全員にということではないということでございます。

○8番（野村広志議員） 個別対応という形で、これは全てではなくて、その給食の献立に合わせて一部持参している方が4名ほどいらっしゃるということと、全て弁当で対応しているという児童・生徒については、現在はいらっしゃらないということで報告いただきました。確認ですが、アレルゲンとなる食品を取り除いて給食を食べている児童・生徒については、先ほど一部取り除いてということですが、これは調理をする過程の中で取り除くということでしょうか。それとも、学校に来た段階で、そのアレルゲンとなる食品を取り除くという理解でしょうか。そこはどのようなことでしょうか。

○教育長（福田裕生君） それは、調理の時点で既にもう取り除いているという状況でございます。

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。では、給食センターの中で、そのことはしっかり取り除いて調理をするということですので、アレルゲンの食品のエキスであったりとか、そういったものが混入する可能性はないという理解でよろしいわけですね。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。

では、もう1点、先ほど牛乳を除外して給食を食べている生徒が13人いらっしゃるということで、一定数おられるようではありますが、この牛乳を飲めない児童・生徒は、牛乳アレルギーと乳糖不耐症に分けらるようであります。では、その数について把握ができていますでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 牛乳、乳製品のアレルギーのある児童・生徒は6人です。乳糖不耐性の生徒は7人という報告を受けています。

○8番（野村広志議員） 乳糖不耐症の方も7名いらっしゃるということで、牛乳アレルギーについては、牛乳は適切に消化はできているけれども、牛乳中のたんぱく質が免疫系による反応によって、アレルギーを誘発しているようであります。通常これは小児の子供たちに見られるようではありますが、それに比べて乳糖不耐症については、消化酵素のラクトースの欠乏により、乳糖

が消化できない状態のことであるようで、下痢や腹部のけいれん痛を起こすようであります。成
長期において牛乳を摂取する目的や役割については、今さら説明する必要はないと思いますが、
こういった乳糖不耐症で牛乳が飲みたくても飲めない児童・生徒にストレスなく牛乳を飲んでも
らうために、現在、ラクトースフリーのミルクの普及が進んでいるようであります。ぜひとも、
この導入に向けた検討をしてみてはどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市につきましても、ラクトースフリーの取扱いについて、県の学校
給食会とも情報交換をしたところでございました。現在までのところ県内において、学校給食で
このラクトースフリー牛乳を使用しているところはないという状況でもありました。一方で、本
市には、ラクトースフリーであれば飲めるかもしれないという児童・生徒がいることを勘案いた
しまして、この導入に向けても協議をいろいろしているところではございますが、通常の牛乳よ
りも値段が高いということと、そのことについて学校給食会を通しての購入がどのような形で
できるかということも含めて、調査・研究を進めている段階でございますし、このことについては、
当事者となる児童・生徒や保護者の思いも今後十分に整理をしながら、検討を進めてまいりたい
とは思っています。

○8番（野村広志議員） あるおばあちゃんから御相談をいただきまして、お孫さんが乳糖不耐
症で牛乳が飲めないということでありました。そのおばあ様も、自分もやはり飲めないんだと、
牛乳を飲みたくてもずっと飲めなかったと。そして、原因が分からなかったというような御相談
でした。よくよく調べてみると、乳糖不耐症で牛乳の摂取はできないというようなことで、同じ
症状がお孫さんに出て、「今、学校でも飲んでいないんだよ」というような話があったところで
した。このラクトースフリーの牛乳が普及していて、市販されているものを実際に飲んでみられ
たと。そうすると、「私も孫も飲んでおいしかった」ということで、大変喜んでいらっしゃった
と。初めて牛乳を飲んで、「ストレスなく、飲めた」という話を聞いたところでした。学校でも
毎日出る牛乳でありますので、「そういった対応ができるといいよね」というようなお話もあ
ったところでした。ぜひ、これはまだ県内には事例はないかもしれませんが、一定数、この乳糖不
耐症の子供たちがいるという現状を踏まえて、確かにコスト面のことを考えると課題はあろうか
と思います。実際、普通の牛乳よりもかなり値段がいたします。そういったことを踏まえながら、
学校給食の一つの目的の中で、適切な栄養の接種による健康の保持推進を図ることという大きな
目的がございますので、ぜひとも前向きに検討いただきまして、皆等しく、牛乳をストレスなく
飲んでもらえるような環境の構築に向き合っていただきたいものだなと思いますが、もう一度、
いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員のほうから具体的な事例を紹介いただきまして、ありが
とうございます。今後も引き続き、関係の機関とこの件につきましても協議をしながら、できる
だけいい状況に持っていけないか、いろいろ調査・研究を進めていきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） ぜひとも、お願いをしておきたいなと思います。

では、もう1点、食物アレルギー対応として、自己注射薬エピペンについてであります、本

市の児童・生徒において、緊急時に必要とする対象者は何名ほどいらっしゃるか、お示しをいただけますか。

○教育長（福田裕生君） アナフィラキシー既往症のある児童・生徒は、3人ほどいます。エピペンを所持している児童・生徒は、そのうちの1人です。

○8番（野村広志議員） では、養護教諭であるとか教職員において、この自己注射薬エピペンについての知識や投与技術の研修等については、どのように現場としてはされていらっしゃるか。そこについても、お聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 学校につきましては、学校長、養護教諭、栄養教諭、担任、給食担当者はもちろん、該当児童・生徒のいる学校につきましては、全職員が年度の初めに対応の在り方についての共通認識と研修をするようにしています。私も実際、校長時代にそういう児童がおりましたので、年度の初めに実技研修をしたことがございました。その際には、以前は学校医の先生の指導を受けたこともございますが、現在につきましては、エピペン使用についての動画研修資料がございますので、それぞれの学校においては、その動画視聴によって先生方の意識を高め、そして適切な対応ができるような状況をつくっているところでございます。

○8番（野村広志議員） では、本市において、エピペンなどを使用したというような、そういった場面に遭遇したという事案等は、現在まで発生していますでしょうか。

○教育総務課長（児玉雅史君） 近年では、2件あったところです。1件目は、令和3年度に当時小学校1年生であった児童によるもので、その児童は、乳アレルギーを持っており、パンに脱脂粉乳が入っていたことを成分表で確認したものの、見落としが原因でそのパンを食べた後、アレルギー症状が発症。そのため、学校から保護者に連絡を入れ、学校に駆けつけた保護者がエピペンを打ち、病院へ連れて行かれた件がありました。2件目は、令和4年度に当時小学校3年生で、卵、タラ、練り物、エビ、カニ、貝類のアレルギーを持つ児童によるもので、給食を食べ終え、昼休みに外で活発に遊んだ後、アレルギーを発症されまして、そのため学校から保護者と担当医へ連絡をしました。救急車を要請しまして、近くの病院へ搬送され、エピペンを使用し点滴治療をされました。原因食品は、アレルギー食物解除となっていたタコが原因だったと、後から特定されています。

○8番（野村広志議員） 本市でも、2件ほどこういった事例があるということで報告いただきました。必要なこのエピペンの研修や教職員の周知については、これも不断なく執り行っていたきたいなとお願いをしておきたいと思います。対象の児童は、もう特定というか、しっかり分かっていますので、そういった御家族の方々ともしっかりと協議をしていただきまして、正しい運用について、当局としてもしっかりとそこは協議を図っていただければなとお願いをしておきたいと思います。学校現場においては、個別対応等で教職員の方々が大変御苦労されている現状がうかがえます。過度に負担が強られないように、先ほども話しましたとおり、十分に留意された指導体制であってもらいたいなとお願いをしておきたいと思います。

では、ここまで保護者や学校現場での対応になりますが、ここから給食センターでの調理現場

としての対応について、少しお聞かせをいただきたいと思います。先ほどアレルギー原因食品の完全除去について、委託業者等の協議はしっかりとできていて、対応ができているということが確認ができましたが、現在、この食物アレルギー対応の調理担当者並びに調理室等について、区別化がどの程度されているのか。その点についてお示しをいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 本市の給食センターにつきましては、アレルギー専用の仕切られた部屋は設けられておりません。委託業者である東洋食品のアレルギーに関する責任者の指示の下で、前日と当日朝の全体ミーティングにおいて、周知徹底を図ってもらうようにしています。また、原因食品と重ならないように作業動線に十分配慮し、担当者などはお互いに声をかけ合いながら作業を進め、アレルギー責任者が最終確認したものを学校へ届けるような流れにしています。民間委託にしたことによりまして、確認する人の数が増えたというのは、ある一方で、チェックがさらに細かくできるようになったという利点はございます。

○8番（野村広志議員） これは国のほうで、人と場所については区別することが望ましいというような指針が出ているようではありますが、現在の給食センターについては、部屋としての区別はされていないということでありました。調理師については分けているということでもありますので、この対応で別段問題はないというような理解でよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） 現在は、このような対応をしているところでございまして、大学の先生で食育についての専門的な知識を有されていらっしゃる方にも、以前も見ていただいたことがあります。施設として、また作業の状況として、今の状況で不足はないだろうと、そこをしっかりとやっていくことが望ましいということがございました。今後、さらにこの施設の改修の時期とか、いろんな時期になったときには、今、御指摘があったように仕切る方法などについても、やはりこれは調査・研究しながら進めていくことはあっていいかなと思っています。

○8番（野村広志議員） ほかの自治体の事例もいろいろ調べてみますと、やはり給食センターの改修であったりとか、増床といったタイミングに合わせて、このアレルギー対応専用の部屋を別段設けるというようなことも行われているようでもありますので、そういったタイミングを見ながら、本来であれば早急に対応していただきたいところでもありますけれども、そこも含めながら、検討方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、調理済みの食品管理について、給食センターで調理が終わった段階で、取り間違いの防止策や具体的な取組について、これは区別をいろいろやっているんだよということで、色分けであったりとか、特段徹底されていらっしゃるという理解でよろしいですか。そこはどうでしょうか。器等では分けているということでありましたが、区別の仕方について徹底していることというのは、ほかにございせんか。

○教育長（福田裕生君） 食材を入れる容器についての色分け等については、申し訳ございません、今は確認ができていないところではございますが、対応につきましては、除去食か代替食という対応をしています。除去食というのは、その献立からアレルギーの原因となる食品を取り除いたものであります。同じ料理の中で、複数の対象者の原因食品がある場合は、重複している全

での食材を今度は除去することもあります。代替食というのは、原因食品の代わりに別の食品で対応したものを提供していますので、現在においては、今の方法で十分に対応できているのではないかと考えていますが、国が示す指針とか様々なまた新しい知見等というのは、やはり情報として持っておく必要があると思っています。様々な形でより良いものを追求していく姿勢だけは、大事にしていきたいと思っています。

○８番（野村広志議員） 様々な学校給食のアレルギー対応について調べていく中で、最後に食事療法という手法から学べることに気付いて、提案申し上げたいと思いますが、食事療法とは、食物アレルギーが出ないようにするために、どうやってアレルギー物質の除去をしつつ、失われる栄養素をほかの物質、食品で補うかという考え方が基本になるかと思っています。この考え方は、献立にも活かせるものではないかと考えています。関連する研究を行っている独立行政法人の環境衛生保全機構や医師や調理師、栄養士の見解を伺ったり、給食センターで長年学校給食に向き合ってきたベテランの調理師などの力をお借りして、献立の研究を行い、例えば、アレルギー物質や宗教上、禁忌食材の心配のない献立をその日の献立として、全ての学校の児童・生徒が誰でも食べられるような献立を取り入れていくというような工夫をするべきではないかなと思っています。そこでお聞きしますが、今後、こういった食事療法というようなことも取り入れながら、学校給食の在り方を考えていくのかと、これは当然、委託業者との関係性もあろうかと思っていますけれども、そういった体制づくりがつくれるかどうか、委託業者と関係団体と協議をしていく考えがあるかどうか。そこについて、少しお考えをお聞かせいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 今、お示しいただきました、いわゆる食事療法につきましては、今後、医療的な知見からとか、作業的にどうかとか、栄養面でどうかといったような様々な観点から研究をさせていただいて、本市の施設で十分可能であるとなれば、早速、試しにやってみるとかいうようなことはあっていいと思っています。

○８番（野村広志議員） 先ほど同僚議員の質問の中で、本市の中にも、外国籍を持つ子供が５名いらっしゃるというような話がありました。これは、禁忌食材、宗教上の理由でなかなか口にできない食材等もあろうかと思っています。そういった方々に対して、給食も個別の対応となろうかと思っています。そういったことを全て含めながら、このアレルギーの対応も加味して、新しいこの給食の献立の作り方、在り方についてしっかりと検証しながら、研究を図っていただければという願いでの質問でありました。食育という観点でも、共に支え合って生きる、多様な人間性を享受するという視点から見れば、教育の一環として、もう一歩踏み込んだこのアレルギー対策の検討ができるのではないかなと考えていますので、検討方よろしく願い申し上げたいと思います。

もう１点、ただこれは、アレルゲンの食物を除去するだけではなくて、成長過程において抗体が付いていく中で、医師と連携をして適切な時期に除去を解除していくということも含めながら、考えていく必要性もあるのかなと思います。そういった観点にも立った食育の在り方についても、ぜひ、議論をいただきたいなと思いますが、教育長、これはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 給食を食育の観点から、食農教育の観点から充実したものにしていくことは、非常に重要なことだと思っています。一方で、アレルギー除去食品の解除については、これは医療的なことでもありますので、非常に慎重に進めていく必要があろうかと思います。先ほど課長のほうから具体事例を2例ほど紹介いたしましたが、2例目に紹介した事例は、一回医師の診断等で、もう解除してもいいとなっていた食材の調理されたものを食した後に、昼休みに外で遊ぶという運動をしたわけですね。最近分かっているのは、運動後に、いわゆる運動誘発性食アレルギーといったようなものがあるという報告も、全国的にも出ていますので、解除はなされていたが、何かのことが誘発となって食アレルギーを発症するというケースもありますので、このことは慎重にやっていく必要があるという認識であります。

○8番（野村広志議員） 教育長がおっしゃるとおりだと思います。医療的な観点から、非常に慎重に取り扱わなければならない事案だろうと思いますけれども、私が申し上げた成長過程において、そういったことが可能であれば、そういったことも向き合う議論の一つにさせていただきたいというようなお願いでありますので、そういったことも片隅に置きながら、議論を深めていただければなおお願いしておきたいと思います。いずれにおいても、このアレルゲン食物作用においては、絶対に勘違いや取り違い等が発生しないような体制づくりは必要かなと思います。ソフト面としては、冒頭お話をしました食物アレルギー対応委員会が各学校に設置をされていますので、そういった中でいろいろな議論をしていただく、組織的な対応を検討していただくということと、ハード面においては、給食センター内で、また学校給食現場において、いろいろな手だてが今講じられているというような説明がございましたので、可視化などを取り入れる最大的手段については、あらゆる可能性を排除をせずに、検証と検討を図って、不断の取組をしていただきたいとお願いを申し上げておきたいと思います。そしてこれは、何よりも児童・生徒本人はもとより、保護者や学校教職員、そして給食センターにおける関係者全てにおいて、情報の共有が図られること。まさにこのことが食物アレルギー対応における最大のポイントになるのではなかろうかなと思いますので、ぜひ、この点について、最後に教育長、本市における食物アレルギー対応への思いを聞かせていただければなおと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 食物アレルギーが原因となって、給食において事故が発生することはあってはならないと思っています。そう至らないようにするためにも、対策には万全を期しながら、それからこれまで対応していたことが最大にいいというわけでもないわけですので、よりいいと思われるものは積極的に導入しながら、万全を期していきたいと思ひますし、一方で、食という人にとっては非常に重要なことでもあります。食にまつわることを教育の素材にしつつ、健やかな成長を願ひつつ、この給食センターでの事業を今後もしっかりと推し進めてまいりたいと思ひます。

○8番（野村広志議員） アレルギー対応の給食については、確かに費用もかかるかもしれませんが。しかし、まずは命に関わる部分を最優先にして考えていくということは、大いに理解できるところであります。「もしも」や「万が一」があつてはならない食物アレルギー対応であらうか

と思いますので、関係各所と適切な対応方について強くお願いをして、次に移りたいと思います。

2 項目目の子育て支援についてお聞きをしてみたいです。

学校から帰宅しても、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後児童クラブが開設されていますが、現状について伺いたいと思います。まず、本市の中に何クラブ設置がされ、何名のお子様に通っていらっしゃるか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 放課後児童クラブにつきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るため設置されるもので、本市では現在18の児童クラブで、24支援単位、いわゆる24クラスで運営されているところであります。内訳でございますが、松山地域は三つの児童クラブで3クラス、有明地域は七つの児童クラブで9クラス、志布志地域は八つの児童クラブで12クラスとなっており、令和6年10月現在で定員885人に対し、744人の利用になっているところであります。

○8番（野村広志議員） 今、放課後児童クラブは、定数が885名ということで、実際744名が通っているという報告をいただいたところでした。設置目的を聞くとところでしたが、今、設置の目的も市長が述べられましたので、ここは理解したところでありました。では、この放課後児童クラブは、学校が終わってから、当然学年別に1年生からという形で児童クラブに行かれると思いますが、どんなスケジュールで活動がなされているのか、少しその内容について、お示しいただければと思います。

○福祉課長（若松利広君） 放課後児童クラブのスケジュールでございますが、授業が終わりましたら、放課後児童クラブのほうに入所していただきまして、そこから遊びを通したいろんな活動をするというところでございます。

○8番（野村広志議員） 「遊びを通して」というような報告があったところでした。これは確認ですけども、スポーツ少年団に通う子供たちや塾や習い事に通っているお子様たちも様々あるかと思いますが、こういったお子さん方もクラブに通っているというような現状はございますか。状況はどうでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 放課後児童クラブに入っている方でも、スポーツ少年団などの入会者というのはいらっしゃると思います。

○8番（野村広志議員） 先ほど744名という報告があったわけですが、これは放課後児童クラブが設置されてから、この数というのはどうなのでしょう。年々増えているというような捉え方でいいのでしょうか。それとも現状維持、ないしは減っているという捉え方でいいのでしょうか。そこについて、数字の推移が分かるものがあれば、お示しいただけますか。全体の母数は減っていますので、パーセントで教えていただいても構いません。

○福祉課長（若松利広君） 放課後児童クラブの対象者を小学校6年生まで拡充しました平成27年度は、志布志市内小学校の児童数1,721人に対しまして、利用者565人で、利用率32%でございます。平成30年度は、児童数1,775人に対して、利用者672人で、利用率は37%でございます。令

和6年度につきましては、児童数1,612人に対して、10月時点で利用者744人と、利用率46%となっております。少しずつ増加している状況でございます。

○8番（野村広志議員） 確実にというか、着実に増えているという現状。要因はもう当然、先ほど設置目的に合致するような内容で預ける、通っている子供が多くなっているというようなことだろうかと思いますが、こういった現状を踏まえたときに、やはり様々この放課後児童クラブの在り方についても考えていかなければならないなという思いで、今回の質問に至っています。では、この内容について少しお聞きします。クラブの中で、学習の見守りについてのところを少しお聞かせいただきたいのですが、当然ながら、学習することを主たる目的としておりませんので、学習指導はできないかと思います。どの程度学習の見守りがなされているのか。先ほど答弁で「遊びを通して」とあったところでしたが、現状は、やはり学校から出た宿題等々を済ませて、そういった遊びになるのかなと思います。その点について、学習の見守りは、どの程度できているのか。現状が把握できているものがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○福祉課長（若松利広君） お答えします。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に基づき運営されておまして、先ほど申し上げた設置目的にありますように、「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」とされています。このため、放課後児童クラブの設置目的に学習指導を行うことは想定しないところでございます。しかしながら、児童クラブによっては、自由時間等を活用しまして、自主的に宿題等を行っている児童がいるというふうには伺っているところでございます。

○8番（野村広志議員） 学校から出されている宿題であるとか宅習をまずは済ませてから、遊びやほかの活動に移るというようなことも想像がつくわけですが、このクラブは、大方、保育園の運営事業者が運営されている現状があります。であれば、市のほうからこのクラブのほうへ、子供たちのクラブでの過ごし方に関して、何らかの指針とか、ルールみたいなものを出しているという現状はございませんか。

○福祉課長（若松利広君） 本市における放課後児童クラブの運営指針としては、志布志市放課後児童健全育成事業実施要綱の第2条が該当すると思われます。この第2条では、子供の健全な育成と遊び及び生活の支援を定義し、その基本的考えとして、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることとしています。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して児童の育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うとしているところでございます。

○8番（野村広志議員） この放課後児童クラブの運営事業者の方に、少しお話をお聞きしたところであります。クラブで学習の見守りについて、クラブ側の好意であろうかと思いますが、宿題の見守りを任せっきりになっているのではないかと、そういった家庭が見受けられるのではないかと、家庭での学習の見守りがそのことで少しおろそかになっているのではないかとということ

をお聞きしたところでありました。あくまでこれは一部かもしれませんが、そのような事態が広がりを見せないためにも、このクラブでの過ごし方について、少し調査をされてみてはどうかと思います。市長、これはどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたとおり、基本的には児童福祉法第6条の3第2項ということでの取組として、放課後児童クラブの考え方がしっかりとうたってありますので、そこ辺を考えながらどういう指導ができるのか、また内部でも十分協議をしまいたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 令和6年度の実績、先ほど報告いただきましたが、46%の子供たちがこの放課後児童クラブに通っている。あまり長い時間ではありませんが、毎日こういった子供たちが通っているということであれば、この時間をどのように使うのかということも、これから大きな課題にもなってくるのかなと思いますので、ぜひ、そういったことを加味しながら、ここの時間の過ごし方、在り方、学習の見守りの在り方等も協議いただければと思います。これは改めて申すこともございませんが、あくまで、子供を守り育てる最終責任は、親自身にあります。学習においても、学校での学習はもちろんのこと、家庭での学習の必要性は皆さん御認識のとおりであります。また、その学習の見届けにおいても、親の責任と言えることではないでしょうか。放課後児童クラブの目的を再確認していただきまして、適切な施設の運営と見守り活動が必要かと思います。この点について、教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 放課後児童クラブにつきましては、適切な遊び及び生活の場を与えるということになっています。この生活の場を与えるという中において、自主的な宿題に取り組むというのは、これは否定できるものではないと思っていますところであります。しかしながら一方で、放課後児童クラブにそのことも含めて、全てを任せてしまっている状況がもしあるとすれば、それは保護者としての責任から逃れておられるのではないかなと危惧するところはございます。つまり、保護者が我が子の家庭学習状況を確認したり、時に助言したりしながら、自分の子供を認め、褒め、励まし、そして親としての重要な責任を果たしていくこと。これがまさに子育てとなっていくわけでありますから、今後、放課後児童クラブに通う子供たちの放課後児童クラブ内での自主的なこの学習の在り方と、その後、家庭に帰ってから保護者として、その確認をどんなふうにやっていくことが大切になっていくかについては、また関係課とも連携を深めながら、事業所との情報共有も図りながら、場合によっては一定の形をお示ししながら、一緒になって考えていくことはあっているのではないかと考えているところです。

○8番（野村広志議員） 今、教育長からありましたとおり、一緒になって考えていただけるといいのかなと思います。46%、744名の子供たちが通うと、これは詳細は出ておりませんが、1年生から6年生までということで、特に1年生においては、ほとんどというか、かなりの数のパーセンテージの子供たちが通われているということも聞いていますので、そういったことも含めながら、学校での生活の在り方、家庭での生活の在り方はもとより、放課後児童クラブの中での過ごし方ということも、もう一度、御検討いただければなと思っています。

ここのところでは最後になりますが、この放課後児童クラブの入会要件についてであります。保護者に幾つかの入会の要件が付されていますが、利用したくても要件に当てはまらずに、入会ができない方もいらっしゃるようであります。このような相談はございませんでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 本市に寄せられた相談につきましては、求職活動の要件で利用する場合、その求職期間が3か月以内と定められているため、この期間に就職先が見つからず、継続して利用はできないかといった相談はあったところでございます。この相談者につきましては、さらに1か月延長して、求職活動を継続していただいたところでございます。

○8番（野村広志議員） 当然、この放課後児童クラブの設置目的にも関係することで、この入会要件が設けられているということは十分に理解をしますが、社会環境の多様化が進んでいく中で、市民の多様な生活体系の変化等もあろうかと思えます。この入会要件について、今後、少し検討をしていく必要性もあるのかなと、私自身少し思っているわけですが、そこについて、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 放課後児童クラブにつきましては、先ほど言いましたように、児童福祉法第6条の3第2項にありますとおり、小学校に就学している児童であって、保護者が就労、疾病、介護等により、昼間家庭にいない子供を対象としていますので、保護者の就労等の要件を緩和することは、考えていないところであります。

○8番（野村広志議員） 当然、市長が言われることは理解します。では、現状として、実際に通わせている保護者の方々や通わせていない保護者の方々、こういった様々な子育て世代の方々にアンケート調査等でも取っていただきまして、こういった方々に意見を聞くということも必要ではなかろうかなと思えますが、そういったことというのは可能ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、先ほど言いましたように、児童福祉法第6条の3第2項があるとおりです。アンケートを取った場合に、どういう形でできるのかちょっと考えておりませんので、アンケートを取るということは考えていないところであります。

○8番（野村広志議員） その目的の意義が明確でなければ、単にアンケートを取ってもというような考えであらうかと思いますが、現状、何度も申し上げますように、約半数の子供たちが通うような施設でございますので、そしてまたそこに要件が付されて、なかなか現状としてはそこに通えないというような、実際にこれは予算の立て付けとしては、国や県という当然市も運営に対しての補助であったりとか、設置に対する補助というのは設けられています。だから、そこにも触れるから難しいというような理解でよろしいんですか。そこはどうでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 放課後児童育成健全事業という事業がございまして、こちらのほうの国の指針がございます。そちらに基づきましては、子どもは委託料として放課後児童クラブのほうには支払っていますので、基本的にはその要件の中で、「保護者が就労していること」ということが明記されている関係上、その要件を少し緩和するということは、難しいのかなというところでございます。

○8番（野村広志議員） 分かりました。では、この要件の緩和については難しいということでありましたので、次をお聞きします。では、費用負担のところではありますが、実費の負担など受益者の負担を除き、公費によってこの放課後児童クラブを支えていく考え方について、お聞かせいただけますか。

○福祉課長（若松利広君） 放課後児童クラブの運営費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の算定基準を基に市が委託料として支払っておりまして、令和5年度の実績で1億5,660万2,423円の決算額となっているところでございます。一方で保護者が負担する利用料金につきましては、1人月額4,000円、2人目以上1人増すごとに、プラス1,000円の利用料金でございます。また、8月のみ月額5,000円、2人目以上1人増すことにプラス2,000円となっております。おやつ代や活動費として各児童クラブで徴収し、活用をしておられるところでございます。このように保護者が負担する利用料金につきましても、2人目以降の児童の利用料金について減額するなど、利用者の負担軽減を図っていますので、これ以上の利用料の減額というのは、現在のところ、考えていないところでございます。

○8番（野村広志議員） 今、保護者の負担額についてもお示しいただきました。月額4,000円と8月については5,000円という形で、2人目以降はプラス1,000円というような形ですが、この月額4,000円の算出根拠というのはおありですか。

○福祉課長（若松利広君） 具体的な算出根拠といいますか、これは市統一で4,000円というふうに定めています。基本的には、おやつ代であったり、その活動に係る経費というところで市のほうで定めたものでございます。この金額についての算定根拠というものは、私どものほうでは把握していないのですが、ほかの市町村では、放課後児童クラブが独自に定めて、各園でそれぞれ徴収しているというところもございますので、本市の場合は、4,000円の統一というところで、運営をさせていただいているところでございます。

○8番（野村広志議員） 今、そのことだということでお聞きしたところでした。ほかの自治体を多く見ますと、やはり運営事業者自体がその費用を出しているという形であるようですが、本市においては、どこでも同じように4,000円という形で設定されているようですので、根拠となる算出根拠があるのかなという思いがあってお聞きしたところでありました。鹿児島県全体を見ても、言葉は正しくないかもしれませんが、非常に安いというか安価な金額のようです。全国を見ると、まだかなり高い金額の設定になっているようでもありますので、そういった面では大変考慮された金額なんだろうなと思いますけれども、公費によって支えていく、支援をしていくという考え方については、「なかなか難しい」というような回答があったところでした。難しいようでございます。

では現在、本市の放課後児童クラブの減免制度についてお聞きしますが、減免制度というのは設けておりませんか。

○市長（下平晴行君） 現在、放課後児童クラブの利用料の減免制度はないところであります。

○8番（野村広志議員） では、改めてお聞きします。「現在までに、減免制度はない」という

ことの答弁でしたが、支援を必要とする世帯ですね、実費を除き、子育て支援の観点から利用料の減免を検討する余地はないか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 生活保護世帯につきましては、子供の放課後児童クラブの利用料などの託児に係る費用については、生活保護費を算定する際に必要経費として計上できるため、減免する必要はないというふうに考えています。就学援助世帯につきましては、援助の対象に放課後児童クラブの利用料は、含まれておりませんが、利用料はおやつ代や活動費としての実費負担として徴収されていますので、減免を行う考えはないところであります。

○8番（野村広志議員） 減免制度はないということで、支援を必要とする世帯についても、今、市長から答弁があったとおりということでありますね。これはぜひとも検討いただきたいと思っています。先進事例を見たときに、この支援を必要とする世帯だけでなく、全世帯の放課後児童クラブの費用を公費で負担しているという自治体も実際にございます。また、先ほどありました生活保護世帯であったり、就学援助世帯等々含めながら、支援をしていくという広がりを少しずつ見せているようであります。本市としても、志布志市が子育てをしやすいまちとして選択していただけるように、一つのコンテンツという言い方はどうかと思いますが、今後、検討されることに期待したいと思います。いかがですか。現在、特に配慮いただきたい世帯等については、もう一度考えていくお考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） どういう形で全世帯を公費で支出しているのか、そこ辺の中身を調査して、できることであれば、どういう形でできるのかですね、そこはちょっと内部で十分協議してまいりたいというふうに思います。

○8番（野村広志議員） 実際に、小樽市は、全ての子供の放課後児童クラブの費用は免除しているようでありますし、実際に援助を必要とする世帯に対する支援を行っている自治体は、全国には幾つか見受けられるようでありますので、そういったことをしっかり検証していただき、研究していただければなと思います。「現段階では難しい」という回答でありましたので、そういった声もあるということは、まず受け止めていただきたいなと思います。多様な市民のニーズを把握され、子育てしやすい志布志市の現実に向けて、我々も市民に寄り添いながら様々な声をお聞きして、情報の収集をしていますので、今後の検討方を強くお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福重彰史議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番、小辻一海議員の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海議員） 皆さん、改めましてこんにちは。小辻一海でございます。一般質問通告書に従い、順次質問してまいります。

まず、質問に入る前に少しだけ時間をいただきたいと思います。去る11月30日、私たちの校区行事で2年ぶりに開催となりました夜神楽に、教育長をはじめといたしまして、職員の皆様、多くの市民の皆様に来ていただき、さらに市外、県外の多くの方にも御来場をいただきました。また、心配していました天候のほうにも恵まれ、田之浦小学校の児童、田之浦小学校卒業の中学・高校生の協力の下、24段の神楽舞を披露することができました。神楽舞をされた下東谷の田吾作どんから田の神様から、いろんなしゃもじとかいろんなものを頂いたので、「ありがとうございます申し上げますと、伝えてくれ」とのことでした。田之浦山宮神社神楽保存会の一員として、この場をお借りして皆様方に厚くお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。道路行政についてであります。答弁次第では早く終わるのではないかと思いますので、執行部の皆さんは、前向きな、理解ができる御答弁をお願いいたします。このことは、私も何回か質問しており、同僚議員の皆様も幾度となく質問しています。予算面や優先度などがあって、大変だとは思いますが、多くの皆様から、「何回も、個人で要望や我々議員を含め、いろんな人に頼んで整備をお願いしているのだが、何年経ってもそのままで、改善されない」との声をお聞きいたしました。今までの質問と重複するかもしれませんが、道路現状と維持管理についてお伺いしたいと思います。

まず、道路の役割であります。地震、台風、火事等の災害時の避難や消防・救助活動はもとより、地域住民の日常生活の安全性・利便性の向上または快適な生活環境の確保を図るため、貴重な役割を担っています。道路法第2条で、「この法律において『道路』とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいう」として、第3条に道路の種類を挙げてあります。第1号は高速自動車国道、第2号は一般国道、第3号は都道府県道、第4号は市町村道と記してあります。第3条の四つの道路以外にどのようなものが道路として考えられるか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えします。

道路法第3条には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の四つが挙げられています。市道とは、一般的に国道や県道と並び、道路法に定められる道路法上の道路であります。市道の認定につきましては、認定基準を内規で定めており、それに基づき行われているところであります。

○10番（小辻一海議員） では、道路法第8条で、「第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう」となっています。県内の市の中には、既存の道路を市道路線として新たに認定する基準及び手続について必要な事項を定める市道路線認定手続に関する要綱が定められ、その認定基準に従い、市道が認定されています。本市は、市道路線認定基準要綱が定められていないようですが、これは何を基準に市道路線として認定されているのか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、市道の認定基準は内規で定めており、改めて要綱を定めることは考えておりませんが、内容については、課長が答弁をいたします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

現在、要綱については定めておりません。内規として業務を行っておりまして、この認定基準の内訳でございます。4点ほどございます。まず1点目は、原則として国道、県道、市道に接続しているもの。2点目が、公共性に富み、生活関連性のあるもの。3点目が、その他産業の開発及び文化交流上必要と認められるもの。4点目が、幅員が4m以上あることというふうに定めています。要綱を設置していない主な理由としては、要綱も内規も特定の業務手続マニュアルとなることから、違いとしては、職員・市民用が要綱、職員用が内規となります。市道認定基準を内規で定めていることにつきましては、業務上支障がないことから要綱を定めていないところでございます。

○10番（小辻一海議員） 本市においては、建設課の内部的ルール、つまり業務を円滑に進めるために定められた内規によって、道路の認定を行っているということですが、全国の多くの自治体では要綱を定め、道路の認定を行っているようです。県内においても出水市、霧島市、南九州市など、幾つかの市において市道路線認定基準の要綱を定め、それに基づいて認定を行っています。市道路線の認定は、議会の議決を求められるもので、内規だけでは、認定基準が我々議員には判定材料として見えにくいような気がしますが、要綱を定められる考えはないか、お伺いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） 先ほど市長が申されたとおり、改めて要綱を定めることは考えていないところでございますし、特に、議会における市道路線の認定議案につきましては、この内規で定めた認定基準について御説明していますので、御理解いただけたらと思っています。

○10番（小辻一海議員） 市道路線認定基準の要綱を定めていただくと、我々議会にも市道路線認定の基準が分かりやすくなると思いますので、市道路線認定基準の要綱を制定していただくことを要請しますが、議員のほうは内規で分かると思いますか。ぱっと言われたときは、内規では分からないと思うんですよ。だから、ほかの市は、要綱を定めていると思うんですけど、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 先ほども御説明したとおり、業務手続マニュアルといいますが、要綱・内規について、要綱については職員・市民用という形になりますし、職員用として、建設課としては内規と定めさせていただいています。実際、こういった道路認定基準についてのお問合せ等があれば、こちらこういった認定基準に基づいて議会の御承認をいただいていますということでも説明いたしますので、改めて要綱等の制定を考えているところではございません。

○10番（小辻一海議員） 市民の方々が「どういうことですか」と要綱を聞かれたら、内規で対応しているということで、「ない」と答えられるわけですね。しかし、先ほど私が言っているのは、市議会の皆さんが要綱とか、条例とか、規程は、載っていますから見れるわけでしょう。内規は載っていますか。載っていないから、議会ではその判断がつかないから、どうされるんで

すかと聞いているんですよ。

○建設課長（富岡 裕君） 先ほどから何度も繰り返しのなりますけど、内規については、大きく4点ございます。ですから、その4点についてこういう基準になっていますよということで、お問合せ等があれば、市民の方にも公表するような形になります

○10番（小辻一海議員） お問合せとかすれば、答えられますよ。自分たちがその議会で、議決をいただいているんですよ。そのときに何を資料としてすればいいかというのは、内規は建設課の職員の方が内部で見られるものでしょう。内規というのは、自分たちは見えないわけですよ。聞きに行けば、「ああ、こういうことですよ」ということで資料もらいました。もらえるんだけど、自分たちがいざというときにはないから、ほかの市はそういうものを作っているから、「作ったほうがいいんじゃないんですか」と言っているんですよ。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、要綱を作ると見れるということでは、確かにそのとおりだというふうに思います。そこ辺を今課長が言ったように、どこまでそのことを取り組むかどうかでありますので、これは内部で協議をさせていただきたいと思います。

○10番（小辻一海議員） では、市長のほうで前向きな回答をいただきましたので、よろしくお願いします。

市道について具体的にお聞きしてまいります。市民の方々が、誰もが安心・安全に快適に過ごすため、切実に願うのが道路整備であります。このことは、行政側としても真っ先に優先して取り組む事案と考えます。議員をさせていただいている中で、一番多い要望が道路の改良、補修工事など、道路行政についてであります。では、市制誕生後、通常は農道として取り扱われていた道路の市道への格上げや都城志布志道路の完成などで、市道延長が年々長くなり、現在、市道の路線数が990路線、総延長777kmとお聞きしました。では、この道路パトロールについては、どのような方法で、年一回なのか、もっと頻繁に目視で確認されているのか。また、777kmの道路を点検するには、およそ何日ぐらいかかるのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

市道延長が約777km、路線としては990路線と膨大な距離でありますし、数でございます。実際、道路作業班、志布志地域、松山地域、有明地域に作業班もいます。作業をする中で、作業に行く前に道路上のパトロールを行ったり、職員でも本庁・支所間を移動するときにおいても、現場等を確認しています。また、平成29年から市内の郵便局と提携を結びまして、道路の異常についても情報提供をいただいているところでございます。また、建設課においても昨年度から、市民の皆様から道路の異常を発見した場合は、連絡等をいただく窓口を設置していますし、市の公式LINEアプリにその現場の写真を撮って投稿するというふうになっています。そういう形でそういった現場を確認するということですので、その777kmを何日かかるかということに関しては、ちょっと把握はしていないのですが、そういった形で皆さんから情報をもらいながら、対応を図っていきたいと考えています。

○10番（小辻一海議員） 道路のパトロールにつきましては、市職員や市道管理業務委託業者に

よる点検などを実施しているとのことですが、990路線、総延長777kmと大変なことだと思います。パトロールする地区は、市職員や委託業者によって、担当地区が決められているのか。そこはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 現在、主要幹線道路に関しまして、その他市道という形で道路の伐採関係と併せて、その他市道においてもパトロールを業者をお願いしているところでございます。

○10番（小辻一海議員） 担当地区は、分けられていないのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 地区別に、まずは伐採をするところは、有明・志布志・松山地域で、今回、NPO法人に委託をして確認を取っていただいていますし、また、基幹市道を有明地域では5路線、志布志地域では6路線、松山地域では2路線という形で、道路の補修等を今年度に関しましては5工区に分けまして、発注をかけていますので、その状況において異常箇所があれば、調査をしていただいているところでございます。

○10番（小辻一海議員） 市職員のパトロールですが、経年劣化疲労や路床・路盤の支持力低下によるひび割れなどの路面状況を現地で確認し、補修を計画されるわけです。少しの荒れやくぼみでも、緊急度を感じる職員、まだ大丈夫だと感じる職員など、目視では担当者間での捉え方の差があると思いますが、要望のあった場所の危険度、緊急性についての判断区分に個人差があってはならないと思います。何を統一基準とされているのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

議員が言われるとおり、現場状況につきましては、1人の判断ではばらつきがございます。その中で、建設課としては、令和3年度に志布志市舗装個別施設計画を策定しました。その策定する前段の令和2年度に、レーザースキャナーを搭載した路面性状測定車によって、道路の舗装の状況を維持管理に必要なデータを取るために、ひび割れであったりとか、わだち掘れ、平坦性などを測定し、データ解析を行ったところでございます。具体的な内容としては、路面性状調査対象路線としては、市内42路線、108.69kmを実施しておりまして、調査の結果としては路面のひび割れ率、わだち掘れの量、平坦性から計算される舗装の維持管理指数、MC I という数値がございますが、そのMC I が5以下のところを修繕をすることが望ましいという結果が出ましたので、累計延長の10.575kmを中心に、42路線の補修を行っている状況でございます。

○10番（小辻一海議員） 道路維持管理については、いろいろ私もインターネットで勉強をさせてもらいました。本市においても、市民が安全で安心な暮らしの実現を目指し、先ほど言われたように、令和3年度に42路線、108.69kmをパトロールされたということで、定期点検や道路維持管理を行っていると思います。全国においても道路等の老朽化による維持管理、更新費用の増大や近年頻発する自然災害によるインフラ被害等の課題に直面しており、将来にわたって、適切な道路維持管理を継続するための対応策が求められていると考えます。他の市においても、道路維持管理に苦勞され、車両に搭載されたセンサーの振動情報やドライブレコーダーによる画像を収集・分析し、路面の劣化状態を数値化することで道路維持管理の効率化を目指し、取組が進められています。コストが高く、使い勝手の観点から、現時点での導入は一部の自治体だけで、

進んでいないようです。このように今後は、道路維持管理が予算面、人力的なことから大変なことになってくると考えますが、このことについての具体的な取組についてどのような考えをお持ちか、お聞かせいただけないでしょうか。市長、お願いします。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、予算を確保しないといけない。基本的に整備というのは、道路の整備、老朽化、あるいは国土強靱化、そういうものを今しっかり国のほうにも申請をしていますので、それを踏まえて、国と県と連携した対応をしてまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海議員） 他市の道路維持管理の状況をインターネットで見ていく中、大分県竹田市の道路維持管理が目にとまり、竹田市の担当者で電話でお聞きしましたので御紹介します。竹田市は2コース、2台のスマートフォンを作業車に搭載、道路パトロールのついでにスマートフォンのカメラで舗装の劣化状況を振動で検知するシステムを取り入れ、ひび割れなどの路面状況を確認。また、道路のガードレール、信号、標識の破損状況、交通の支障となる沿道の雑草、竹木など、様々な現場の状況をスマートフォンに収集・記録し、収集・記録された写真や作業内容、点検内容をその場で事務所に送信しているとのことで、現場の詳細な情報を庁舎内で瞬時に確認できるとともに、緊急性の高いものについては、その場で作業指示を行うことが可能となり、補修を検討する上でも役立っているとのことでした。竹田市は、2人1組の2コースで、4人の道路監視員が配置してあるとのことでした。本市も道路監視員の配置をしていただければよいのですが、今のところ、組織がないため、市民環境課の環境パトロール車と連携をされ、環境パトロール車にスマートフォンを搭載して、環境パトロールと道路維持管理を連携した形で取り組まれたらどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、連携を取っているのが郵便局員、それから職員による道路パトロール、それから私は職員の皆さんに、いわゆる四つの行政経営指針を申ししていますが、「先手管理」ということで言っています。道路だけでなく、気が付いたら情報提供をしっかりと、申請を上げることなく対応していこうということも含めて言っています。そういうことも含めて、今おっしゃったように、将来そういう舗装の老朽化等々、補修費の増加が見込まれるわけですので、あらゆる形でしっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海議員） 竹田市で取り組まれていることは、コストも安価で、現場の詳細な情報を庁舎内で瞬時に確認できるため、緊急性の高いものについては、その場で現場の作業指示を行うことは可能で、補修検討する上でも役立っているとのことでした。市長の答弁の中で、取組姿勢に前向きな答弁がございましたので、取り組んでいただくことを提言させていただきます。

では、市のほうで把握されているとは思いますが、道路を見てみますと、ひび割れや段差、表層が剥がれてできた丸い穴やへこみがよく見られます。こうした原因を特定分析されているのか、そこはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

議員が言われる、通常これはポットホールということで、路面の状況によっては、穴ぼこが開

いてしまったりとかいう状況があります。実際、道路に関しましては、その施工基準に基づいて整備はされます。ただ、そこに交通量であったりとか、そこを通る車両の重量とか、あとは気象条件によって、その道路面の状況は、まちまちでございます。今、言いましたように、我々としては、そのMC I という数値の調査結果に基づいて行っていますし、あとパトロールを通じて市民の皆様から申された場所についても、場所を確認して、緊急性を考えた場合に、舗装個別計画の中に先に盛り込んでいくとかですね、そういった形で対応をしていこうとは思っています。

○10番（小辻一海議員） では、本市において、道路のひび割れ、わだち掘れ、縦断方向の凹凸などで、最も多く見られる道路損傷は何でしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） わだち掘れとかひび割れがありますけど、一番多いのはやはりひび割れが多いというふうには認識しています。平坦性試験であったりとか、わだち掘れとか、路面のひび割れ状況というのは、そういったレーザースキャナーに基づいては調査を行っていますけど、ただやはり、現状見る限りは、路面の亀裂、亀甲模様であったりとか、そういうのからポットホールが発生しているというような状況は見られていますので、具体的にここというのではなくて、その状況に応じて発生した場合は、補修等を行って対応したい。また、作業員ではできない場合は、業者様にお願いして補修を行っていくという形になります。

○10番（小辻一海議員） 今、課長が答弁されたその損傷は、対策としてどのようなことをされていますか。

○建設課長（富岡 裕君） 対策としては、そのポットホールに関しましては、合材を入れて、表面を転圧機をかけて補修する、応急措置的な部分でございます。ただ、それはあくまでも応急措置でありまして、やはりその部分というのは、周りから傷んできます。そこに関しましては、業者のほうに切削オーバーレイであったりとか、いろんなやり方が出てくると思いますので、基礎からやるのか表層からするのか、その現場の状況に応じて業者のほうにお願いするという形になります。

○10番（小辻一海議員） 大型車の交通量が多い道路や車両の停車、発進する交差点付近などで起こるわだち掘れや道路のひび割れや段差、表層が剥がれてできたポットホール、車両などの損傷やバイクや自転車の転倒事故のリスクが高いと思います。このことは、損害賠償の和解で議会に報告いただいているわけですが、道路の剥離したアスファルト混合物が飛び跳ねて車両が傷ついたとか、自転車や人が転倒した事例の3年間の状況をお示しいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

まず、令和4年度に関しましては、ゼロでございます。令和5年度には3件。有明地域で1件でございます。これはやはりポットホールによるタイヤの破損、パンクでございます。あと、松山地域が2件でございます。これに関しましては、グレーチングの蓋が持ち上がったことによる車の損傷が2件ということで、令和6年度に関しましては、ゼロでございます。

○10番（小辻一海議員） 今の答弁のように、道路のひび割れや段差、ポットホールは、生命にも伴う大事故にならぬとも限りません。また、このような道路の傷みで車両が走行するときに、

騒音や振動が生じ、沿道環境に影響を及ぼしている箇所が幾つかあると思い、市民生活に直結していることもあり、年間にかんりの件数が要望として上がっているものと考え、建設課にお聞きしましたところ、令和5年度で補修要望件数は、有明地域200件、志布志地域250件、松山地域70件の要望件数が上がり、全体の520件を補修完了でき、予算額で930万円の補修額であったとお聞きしました。このように、道路のひび割れや段差、ポットホールなどの軽微な補修は、市の作業員や職員で早急に対応されると思いますが、規模が大きかったり作業が高度な場合は、専門業者へ委託や多額な予算が伴ってくると考えます。令和5年度から6年度に対応できなかったものについては、翌年の計画となるのか。先延ばしして、2年も3年も待たなければいけない状況なのか。これまでの道路の未改良補修に対しての今後の取組について、お示しいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

まさにポットホールとか、そういった緊急にしないといけない分は、作業員だったりとか業者によって対応しています。わだち掘れとか穴ぼこ補修とか、そういったのは早急に行うのですが、議員が言われるように振動であったりとか、局部改良であったりとか、実際令和6年度で見ますと、有明地域2件、志布志地域で2件、要望は4件ありました。ただ、対応できたのは1件だけで、残り3件はできていません。令和6年度の局部改良につきましては、志布志地域が1件、松山地域が1件、合計2件で、これも対応できていません。ただ、できていないわけではないんです。建設課の内部でもどのようにしてやるべきなのかというのも考えました。特に、事例を申しますと、振動に関しましては、東九州自動車道のインターチェンジの乗り降りに伴う市道につきまして、特に港湾関係の大型車両等が通行する、そしてまた速度超過で通行するという事で、やはり振動が発生したという事例がございまして、それにつきましては、歩道上に看板の設置。それと、ほぼ港湾関係でございましたので、トラック協会と港湾関係の港湾振興協議会などへは、港湾商工課を通じて速度超過の注意喚起の要望も行っています。また併せて、やはりそういった速度超過で行かれるトラック等が多いことから、志布志警察署にも相談を行っています。あともう1点、段差の中でよくあるのが、道路に埋設した水道管であったり、個人宅の配水管が問題になっているところがあります。そこにつきましても、やはり切削した部分の表層部分をまた埋め戻したときによるところが、道路上において、やはりタイヤが通過する場所と重なることによって発生している状況がございまして。それによって、やはり振動・騒音があるということで、そこにつきましては、市民環境課を通じて騒音・振動調査を行っています。また、既に行っているところもありますし、今から行い、そしてその改良に向けて行っていこうというふうに進めています。また、対応なんですけど、やはりそういった場所に関しましては、市道管理は建設課でございまして。水道課は、そういった配管を埋設される事業者について、道路工事施工申請が出された段階で、その位置で十分なのか、もうちょっと避けられないのか、そしてまた横断する場合であれば、埋戻しの状況をどういうふうにすればそういった振動が起こらないのかを含めて、対応をしていきたいと思っています。また、局部改良、これは2件まででございまして、これも全く手つ

かずの状態ではないのですが、1件に関しましては、用地の関係で協力が得られなくてなかなか進まない状況。もう1件に関しましては、学校のすぐそばだったのですが、そこを局部改良することによって、逆に児童・生徒の安全性についてどうなのかということも、今、協議を進めています。そこがロードミラーで済むのか、ただ、そこだけ広げていいのか、そしてまた途中狭い場所もございますので、そこについても今協議中でございます。若干時間はかかっていますが、建設課としてはどうするのか、どうすればいいのかということで対応はしていますので、御理解ください。

○10番（小辻一海議員） 市民の方にしてみれば、最優先はやはり我が地域の道路だと思うことは、市民の思いであり、草木が両面から覆う道路や騒音や振動について、補修や除草作業はなかなか進まない状況が続きますと、市民の皆さんから道路の整備補修の要望が当然あると思います。これに対して、建設課は、予算が伴いますから計画的に進められているとは思いますが。市民の皆さんは日頃生活する中で、常に利用している道路が路面も傷んで利便性が悪いとか、修繕や除草作業がなかなか進まないとストレスがたまり、我々議員のほうにも要望が届き、建設課へお願いするわけですが、優先度などがあるとは思いますが。一日でも早い未補修道路整備の取組をお願いしたいのですが、市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 当然、道路は、生活に欠かせない大事なものであります。先ほどから課長も答弁しておおり、道路の必要性、そして補修等も一生懸命取組をしているわけであり。その件については御理解いただき、そして何よりも市民の皆さんの安全・安心が一番でございますので、そこを主に、先ほど言いましたように整備、それから国のほうにも整備促進、老朽化対策、そして国土強靱化の推進等々含めて、必要な予算の確保をしながら取組をしてまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海議員） では、次に道路の補修工事でお尋ねします。改良が大規模な補修工事は、国からの補助金が出る場合もありますが、規模の小さな補修工事は、市の単独予算を伴うこととなります。道路補修工事には、幾つかの工法が施工されると思います。オーバーレイ工法、パッチング工法等があるようですが、工程的に早く修理をするとなると、どんな工法があるでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 道路の構造によっては、やはりその工法が違ってきます。特に国の補助金をもらってする道路改良工事、市の単独となりますと、なかなか補助事業はございません。そうやってきた場合、距離を稼ぐために、実際は基礎まですればいいのですが、表層とかですね、切削オーバーレイで距離を稼いで、そういったわだち掘れであったりとか、亀裂箇所を直しながらやっていく方向。それとまた国の補助事業でいけば、また路盤から替えていくというやり方もございます。その状況によっては、事業によっては、その補修内容は、まちまちでございますが、我々としては、やはり早くそういった補修箇所をやりたいということでございますので、できれば距離を稼ぐのであれば、表層改良というか、表層を切削オーバーレイするような形を取っていくのが早いのかもしれないなと思います。

○10番（小辻一海議員） 今回の質問に至ったいきさつは、道路補修や側溝の排水の件で、何回もお願いして、建設課に見に来ていただくのだが、「持ち帰って検討します」と言われ、その後も同じ繰り返しで、一向に補修改良が進まないと市民の方からお聞きしましたので、道路維持管理状況をお聞きするところです。道路補修工事は、優先順位があると思いますが、できればその優先順位の決め方について、お聞かせいただけないでしょうか。また、予算面の中で順位や範囲を決めることがあるのか。そこはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 工事の優先度でございますが、まずはその緊急度や交通量、そしてまたそこが学校に近いかどうか、通学路であるか、人家が密集しているかという形で、建設課道路建設グループ全体で内容を確認して、優先度を決めているということでございます。

○10番（小辻一海議員） それでは、土木の市道維持管理補修事業費を当初ベースで財務課のほうにお聞きしましたところ、令和4年度で2億8,260万4,000円、令和5年度は3億664万1,000円、令和6年度は3億2,803万7,000円ということでございました。この事業費がこれだけ大きくなっていることは、近年起きている台風や線状降水帯による豪雨で、土砂崩れや冠水でライフラインが一時的に機能せず、市民の生活にも影響を与える甚大な被害だと思いますが、市に連絡すればできるところについては早急に対応していただき、感謝申し上げているところでございます。そこで、近年見られる異常気象で発生する線状降水帯による豪雨などにより、道路の崩落、道路隣接地から土砂の地すべりなどの道路関係災害が令和に入って本市でどれくらい発生したのか、数字でお示しいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 本市における道路災害、特に自然災害における公共災害の内訳でございますが、令和2年度が公共災害が25件。内訳が路肩決壊が22件、橋梁災害が3件、それと軽微な作業委託として60万円未満の修繕なのですが、それが約300件。令和3年が公共災害が3件、これが路肩決壊が3件。軽微な作業委託が40件。令和4年が公共災害が同じく路肩決壊が2件、軽微な作業委託が220件。令和5年に関しまして公共災害はございませんでした。軽微な作業委託としては90件。今年度に関しましては路肩決壊が2件で、軽微な作業委託が70件というような状況です。

○10番（小辻一海議員） 豪雨や台風の影響で自然災害が起これば、復旧に時間を要し、住宅地などではライフラインが一時的に機能せず、市民の生活にも影響が出て支障を起こします。道路被害があると、通勤、通学、買い物などに行けない状態になる可能性が出てきます。また、道路に埋設された水道管が壊れたりすると、復旧するまで時間がかかります。こうした場合の対応として、作業手順は、どんな方法が取られるのか。また、機具や場所によると思いますが、復旧にはどれくらいかかるのか。そこはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） その災害状況によっても異なってきます。まずは、災害が起きた場合、公共災害の場合で路肩が決壊した場合は、その安全確保をするということが前提になります。それが公共災害の場合、60万円以上が公共災害に該当しますので、そういった場合は、国の査定官、立会官が来て、災害査定を実施します。大体、災害が起きて2か月ぐらい経ってから、

災害査定を受けるという形になりますし、それで工事の発注の準備を行うという形になります。復旧によっても、その工事の災害の内容によってもまちまちでございまして、復旧として大体1年から2年、令和2年の橋梁災害に関しましては、上部完了まで3年かかったという事例がございますので、事業的には災害の場合は、繰り越す事業が多いものですから、1年から2年かかる事例があります。

○10番（小辻一海議員） 近年の新聞、テレビなどで、降水量が観測史上を超えとか、数十年に一度の豪雨とか報道があります。それに伴い、土砂災害や豪雨災害が激甚化・頻発化しており、令和5年には43都道府県で1,471件の土砂災害が発生し、発生平均件数は、近年10年が1,446件であり、その前の10年と比較して、約1.2倍に増加しています。令和6年10月31日時点での土砂災害発生件数は1,329件で、昨年的一年間に迫る多さとなっていますが、本市において、近年の豪雨被害は、どのような道路の災害状況が見られたか、お尋ねいたします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今年におけます災害、台風10号による災害でございまして、特にこれは風ではなくて、雨量による災害でございました。それで1件が路肩決壊でございまして。あと1件に関しましては、災害は災害なのですが、やはり雨量に伴う路肩決壊という形であります。

○10番（小辻一海議員） 道路災害で大事なことは、どの地区で道路隣接の土砂崩れがあったか、川の決壊があったか、その復旧はどれくらいかかるのかを市民の皆さんは情報を知りたいがっています。そうした道路災害情報発信は、どのようにされているのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

情報発信ですね、この工事がいつまでに終わるのかというのは、なかなか今はやっていないような状況です。ただ、工事が始まりますと、いつからいつまでに工事にかかりますよというその工事期間を示した看板設置をしていますので、そういった皆さんに御迷惑をかけるような現場等がございましたら、やはりこちらも、何らかの形で情報発信ができればというふうには考えています。

○10番（小辻一海議員） 今、課長の答弁で、「看板設置」と言われましたよね。せっかく防災行政無線とか告知端末とかあるわけですから、そちらのほうは利用されていないのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 道路規制の場合、いつからいつまでこの区間通れませんというのをやはり防災行政無線でやっています。ただ、その時期にもよります。路肩決壊して、片側通行になった場合とか。ただ、その工期もある程度その期間を設けているのですが、それが状況によっては延びる可能性もあるので、一概にいつからいつまでというのは、その看板には掲載はしています。そういう情報発信をどのようにしていくかというのは、内部のほうでも十分協議していきたいなと思っています。

○10番（小辻一海議員） 情報伝達については、災害発生から時間の経過に合わせて、様々な情報伝達手段に取り組みられているようですが、土砂災害などが発生した場合、防災行政無線放送は、住宅内外に限らず、速やかに的確な情報伝達網として効果的になってくるとおもわれます。防災行

政無線については、聞き取りにくい地区もあるように聞いていますので、担当課におつなぎをし、防災行政無線放送を大いに利用して市民の情報発信に取り組んでいただくことをお願いして、次に、土砂災害などで人が立ち入ることが困難な場合や二次災害を危惧して他の市では、情報把握やその後の復旧計画の判断に非常に有利であるとのことで、ドローンを使用されているところもありますが、本市は、ドローンを使用した事例はないか。また、今後活用していく考えはないかお尋ねします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

ドローンの活用については、やはり全国的にもすごく利用されているなというふうに感じています。建設課においても、事例等は今のところないのですが、ほかの危機管理部局と連携、建設課だけではなく耕地林務水産課であったりとか、水道課とか、各課と連携を取りながら、どういった取組ができるのかというのは、協議する必要はあるかなとは考えています。

○10番（小辻一海議員） 次に、市道として認定されていない市有道路についてお聞きします。農道、林道も考えられますが、今回は建設課所管の道路についてお聞きします。多くは生活道路、集落道路等になると思いますが、市有道路として認める場合は、内規のようなものがあるのか。ほかの市においては、市道路線認定の手続に関する要綱の中にうたうか、それ独自の要綱を設定して、それを基準にされているようですが、先ほどの説明では、本市においてはその要綱がないということでございます。要綱がなければ、市道と生活道路等の適正な維持管理ができないと考えますが、何を基準にして、どのような道路を市有道路として取り扱っているのかお尋ねします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

建設課が所管する道路については、市道認定されているもの以外のものが公衆道路や赤線として管理をするという形になります。ただ、建設課が赤線は管理することになるのですが、使用される受益者が基本的には維持管理をするという形にはなっているところでございます。

○10番（小辻一海議員） では、山間地域では、空き家も点在するようになり、高齢者暮らしが多く、豪雨の場合は、軽微な作業でも対応できない状況ですが、隣接地の土砂崩れ、道路の法面の崩れ、側溝が大雨によって荒れて埋没してなくなり、大量の石、土砂が詰まって、道路を洗い、通れない状況になったときは、どのような対応をされているのかお尋ねします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

先ほども申し上げたとおり、通常の維持管理については受益者負担となるのですが、災害等で通行不可になってしまった場合は、市道と何ら変わりなく、市のほうで災害復旧はいたします。

○10番（小辻一海議員） 生活道路、集落道路、これも受益者負担ですか。

○建設課長（富岡 裕君） その道路の定義でございますが、建設課のほうでそういった里道の整備をするに当たっては、集落道整備事業というのがあります。そこにその里道に面する住宅が3戸以上接していること、そして排水路も3戸以上排水を流していることが前提となりまして、なおかつ、その里道の管理については、その集落道整備事業後4m以上幅員を広げるということで、その分はその地域の方が市のほうに土地を無償提供して、市のほうで分筆登記、所有権移

転を行って、その移転完了後、市のほうで工事を行うという集落道整備事業で里道を管理する場合もございます。

○10番（小辻一海議員） 生活道路や集落道路は、毎年の自治会要望などで提出をされた案件について、その重要性や緊急性を検討して対応されているともお聞きしましたが、そこはどのようなのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 生活関連道路という言い方なのですが、あくまでも、里道なんですね。結局、市道以外のものが里道になりまして、里道自体が生活関連道路に使われておられるということで、集落道整備事業を行っている。よく分譲地であったり不動産でされる土地とはまたちょっと別でございますので、生活関連道路は、あくまでも里道という位置づけで考えています。

○10番（小辻一海議員） 私が言っているのは、その里道とか建設課のほうではそういう考えでしょうけど、認定をしない、市道として認定をされないほかの道路ですよ。集落道路とか生活道路とかあるでしょう。道路というのは、全部認定されていますか。

○建設課長（富岡 裕君） 市道以外のところは、赤線里道という形で建設課のほうで管理しています。ただ、ちょっと誤解されている点があるのは、その生活道路全てが建設課ではないんですね。だから、道路位置づけの中で、そこが実際自治会で使われている道路とか、個人所有の道を使われている場合とかもございますので、そこで地域の方は、個人所有の道路をそういった生活道路に使っておられる場合もあります。そこを建設課のほうに、市道で整備すべきではないかという話もありますが、あくまでもそれは個人所有の財産でございますので、そこについては、建設課のほうでは対応できないという形でお話しています。その点とちょっと一緒になってしまうと、話がちょっとおかしくなっていくのではないかなと思います。

○10番（小辻一海議員） その生活道路というのは、個人道路のことではないですからね。最初に言いましたよ。「林道、農道、それ以外で市民が利用されている市所管の道路ということでお尋ねします」ということで、冒頭言いましたよ。言いましたよね。だから、今、建設課で生活道路をいろいろ所管している、ほかのところは建設課以外もあると言われましたから、それはいいんですよ。私が言いたいのは、「建設課所管の」と、冒頭で私は念を押して言いましたよ。

そのことですよ。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課所管であれば、里道になります。

○市長（下平晴行君） 今まで課長が説明しているのは、いわゆる通常の維持管理と申しますか、これは通常の維持管理は、受益者がすると。しかし、御質問の内容については、災害があった場合にどうするかということでの質問でありますので、そのときは、市がちゃんと対応していくということでございます。

○10番（小辻一海議員） 市道でもう一つですが、先ほどちょっと建設課長がお話しされました民間が開発された団地内の私道についてです。本市の市道認定基準の内規第3条第1項第1号から第4号までをクリアして、水道及び下水道を引いて生活をされた土地の所有者に寄附の意思が

あり、所有権以外の権利の設定がなく、原則として申出人において分筆登記を完了され、その地積測量に基づいて、現地は境界が道路として明確に設置をされ、境界の紛争がない場合、民間で開発された団地内の市道路線の認定申出があった場合は、どのような形で対応をされていらっしゃるのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

都市計画区域内に家を建てる場合は、建築基準法第43条がございまして、敷地が公道に2 m以上接しなければならないというふうに規定があります。ですので、よく袋地になったようなコの字型の分譲地を不動産業者が造った場合、そこはやはり2 m以上接する形で共有持分で持っていくパターン、あくまでもそこは個人敷地となります。あともう一つが、同じく建築基準法の中で位置指定道路というのがございまして、こちらが建築基準法の第42条第1項第5号に基づく位置指定道路ということで、敷地はその位置指定道路には2 m接するんですけど、公道にはその位置指定道路自体が4 m接していれば、こういった分譲地としては成り立ちます。ただ、その二つは、両方とも個人所有ということになりますので、個人所有に関しましては、建設課としては維持管理については対応しないという形で御説明しているところでございます。

○10番（小辻一海議員） この内規をもらったんですけども、この建設課の内規にも該当する、その袋地ではなくて、回れるようなところも申請があってもできないということですね。

○建設課長（富岡 裕君） はい、そのとおりでございます。

○10番（小辻一海議員） 市有道路は、様々な形態であることから、実態把握が難しいと予想されますが、認定基準を満たしていない道路形状をした市有地という行政財産は、台帳整備などの実態把握が急務と考えます。この実態把握に努め、維持管理につきましては、利用状況等を勘案する中で対応し、将来的には市有道路の整備として計画的に進めていただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

あくまでも不動産で整備した土地でございます。あくまでもそこは、個人所有地、個人の財産でございますので、そこについて都市計画区域ではこの分譲地というのはいかなりの数でございます。それについて建設課のほうでの整備というのは、ちょっと考えていないところでございます。

○10番（小辻一海議員） 課長、聞いておられましたか。私は、この団地のことは言っていないよ。この中で、「認定基準を満たしていない道路形状をした市有地という行政財産は、台帳整備などの実態把握を急務と考えるので、そういう把握をして整備をしていただけないか」と、私は質問していますよ。何も団地のことではなくて、今度新たにそういう行政財産があった場合に、道路として確認された場合、行政財産として計画的にそういう道路整備をしていただきたいということで、今、質問したんですよ。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、実態把握をしっかりと、対応してまいりたいと思っています。

○10番（小辻一海議員） 市内には、かなりたくさんの市有道路があると思われます。答弁の中で取組姿勢、そして市長の明快な答弁がございましたので、市民の皆さんも安心をされたと思います。適正な道路維持管理に取り組んでいただくことをお願いして、次に入ります。

前回の一般質問の確認という意味で質問してまいります。県道110号線塗木大隅線、田之浦郵便局前から、尾野見地区に通ずる約3.4km未改良部分の県道改良についての進捗状況をお聞きします。尾野見地区の未改良箇所から大野原地区にかけての区間で、測量設計業務が実施されたとお聞きしました。この路線は、22年間中断していた未改良部分の改良工事が平成29年に着手され、大野原改良工事が平成30年度に完了、大越1工区を完了させ、順次、大越2工区に着手すると聞いていましたが、大越1工区を完了してからなかなか前へ進まない状況です。今後の見通しをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県道塗木大隅線については、曾於市と串間市に通じる重要路線であり、松山地区大野原工区が平成30年度に、志布志地区大越工区が令和3年度に整備完了しています。令和5年度から市道稲ヶ迫・大野線から大越側に700m区間、また今年度、新たに志布志地区大越2工区が事業採択され、測量設計委託を発注し、現在測量等を行っているというふうに伺っているところであります。早期に工事着手・完了ができるよう、市としても積極的に協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。今後の整備計画ということでは、先ほど言いましたとおり、令和5年度に市道稲ヶ迫・大野線から大越2工区の700m区間が事業採択されていますので、残り700m区間の事業採択に向けて要望してまいりたいというふうに考えています。

○10番（小辻一海議員） 宮下地区の未改良箇所から大野原地区にかけての700m区間は、台風や豪雨のたびに土砂崩れ、崖崩れ等の災害が起きているような状況ですので、災害に強い改良拡幅工事ができないか、県への要望を前回の質問でもお願いしたのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

現在、やはり崩土によって大型土のうが設置されているという状況がございまして。こういった状況を起こさないためにも、県は、事業説明会の中でもやはりそういった質問があったということで、そういった崩土が起これないような形の整備を進めていくというふうに、こちらのほうも伺っていますので、対応のほうはそうように進めていただけるものと、こちらも思っているところでございます。

○10番（小辻一海議員） 国・県の道路整備になると、市の管理区域と違いますので、大変難しい立場だとは思いますが。この路線は、児童・生徒の通学路でもあります。東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジ、都城志布志道路の松山インターチェンジに接続する重要地方路線でもあります。地域にとりましても、一日も早い全面改良が悲願でございまして、市長の今後の取組については、今までも何回となく質問をしてお願いをしているわけですが、今後、この取組についてのお考えをお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでも話がありましたとおり、書面にても要望活動をしていますので、引き続き、しっかりと要望してまいりたいと考えています。

○10番（小辻一海議員） 県道110号線塗木大隅線の県道改良工事が中断していましたが、ようやく動き出し、地元の皆さんが大変喜ばれています。このことについて、市長をはじめ、当局の並々ならぬ御協力をいただいたたまものだと感謝申し上げるとともに、一日も早い全面改良へ向けた要望活動の御協力をお願い申し上げまして、今回は、市民の安心・安全のために市道、市有道路の維持管理のお願いをいたしました。やはり、まちづくりの原点は、道路の整備が最重要と考え、このような質問をさせていただきました。道路を直せば、莫大な費用がかかることも理解していますが、安全・安心のためには、市民の納得のいく道路整備を一層努力していただくことをお願い申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小辻一海議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後 3 時20分 休憩

午後 3 時30分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、4 番、隈元香穂子議員の一般質問を許可します。

○4 番（隈元香穂子議員） こんにちは。隈元香穂子です。

新型コロナワクチンの全額公費による接種が令和 6 年 3 月31日をもって終了し、10月からは、各自治体による定期接種が始まっています。このワクチン接種につきましては、接種開始以来、幾つかの副反応が確認されてきました。注射部位の発赤、筋肉痛などの軽いものから死亡と認定される事例まで、厚生労働省の発表では今も都度、数字が上がっている状況です。

そこで、副反応でお困りの方が予防接種健康被害救済制度を申し出ようとする場合、サポート体制が整えられているかどうかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えします。

ワクチン接種につきましては、感染症を予防するために重要なものでありますが、極めてまれではあるものの、副反応による健康被害が生じることがあるため、予防接種法に基づく救済制度が設けられているところであります。新型コロナワクチン接種につきましては、令和 6 年 3 月31日の特例臨時接種終了に伴い、令和 6 年 4 月 1 日以降に接種した方については、予防接種健康被害救済制度の B 類疾病の定期接種として、市町村に申し出ることになります。申出があった場合には、市町村が必要書類等の確認を行い、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地から調査を実施します。その後、県を經由し、国の認定審査会において因果関係を判断し、給付の可否が決定されることになります。本市の健康被害救済制度におけるサポート体制については、予防接種担当所管である保健対策サブグループにおいて対応する体制を取っ

ており、救済を求める申出があった場合には、具体的な手続や必要書類等について、しっかりとサポートしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○４番（隈元香穂子議員） では、厚生労働省のホームページ上掲載されていた大臣の記者会見のQ&Aを御紹介します。記者側の質問はこうでした。「９月６日現在、予防接種健康被害救済制度において、新型コロナワクチン接種による死亡と認定された事例が777名となっています。調べたところ、最も多い疾病名・障害名が『突然死』でした。207名が死亡認定を『突然死』とされています。それに関連して３点伺います。一つ目、新型コロナワクチンを打つと、なぜ突然死をするのか、突然死が多いのか、解明されているのでしょうか。二つ目、40歳未満の突然死は、23名認定されていますが、全て男性です。なぜ若い世代は男性に偏って突然死が起こるのか、解明されていますでしょうか。三つ目、突然死で認定されている方は、接種から何日後が多いのでしょうか。また、接種から最長で何日後の突然死が認定されているのでしょうか」という質問でしたが、どの質問に対しても、大臣は明確な回答をされていません。市長は、この突然死、例えば、朝いつもどおり起きてこなかったから見に行ったところ、亡くなっていた、持病もないのに、元気だったのに、いつもどおりだったのにと、どうしてあの元気だった人が急にというような状況、こういったことを感じられたことは、身の回りではないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、新聞・SNS等でそういうのは情報で聞いたことはありますが、直接市民からそういうことを聞いたことはありません。

○４番（隈元香穂子議員） これまでは輸入されたワクチンが使用されておりましたが、現在では日本国内の企業が今回の定期接種に用いられるレプリコンワクチンと呼ばれる薬剤について開発・販売を進めています。製造元の一つであるMeiji Seika ファルマの社員、影山晃大さん26歳が、２回目のワクチン接種後、翌日の土曜日熱発、日曜日ゆっくりと過ごされたのちに月曜日の朝、お仕事ですから、起きて来なかったということで、御家族が起こしに行ったところ、亡くなっていたということで、救済を申請し認定されています。まさに突然死です。のちに、この会社の同僚の皆さんが、「チームK」という名前で、この「K」は晃大さんのKだそうですが、「私たちは売りたいくない」という本を出版され、７度の重版、16万部を売り上げています。売りたいくないもの、それがまさに新型コロナワクチンの一つ、レプリコンワクチンであるという内容です。こういったことは御存じだったでしょうか。

○市長（下平晴行君） その「K」という特定の人の名前は、全然聞いたことはありませんでした。

○４番（隈元香穂子議員） 特定の人の名前というかですね、この会社の同僚の皆さんがこういったチームを組まれて出された本だということです。部数も大分増版、増版で増えていますので、目にされた方がいらっしゃるんじゃないかなと思ってお尋ねしたところですよ。初めに申し上げた厚生労働大臣の記者会見から４日後の会見には、こうありました。「昨日、厚生労働省は、予防接種健康被害制度において、新型コロナワクチンによる死亡として新たに22名を一斉に認定と公表しました。そのうち8名が突然死であると公表されています。これによって、死亡認定数の合

計は、799名となり、うち215名が突然死、健康被害全体は8,049件です」というものです。あくまでこれは、認定された数ですので、申請すらされず、今も健康被害に苦しんでいる方がいないとも限りません。こういった質問がタブー視されてきたのは承知していますが、働き盛りの主に男性の突然死、御遺族におかれましては、心痛だけでなく、その後の生活も大きく変わってくる状況が生まれます。また、ダイレクトに人口減少へつながる問題でもあります。市民の命を預かる市長として、ここで、ワクチン接種の副反応をどのように捉えておいでかをお聞かせ願えませんか。

○市長（下平晴行君） これは、国が勧めるワクチンでありまして、そういう実際の結果が先ほどありました数値がそうだとすると、そのことについて私どもがどうこうということは言えませんが、国の方針としてのやはり国民を守るということでのワクチンでありますので、そこについて、そういうことが実態であれば、大変遺憾ではないかなというふうには思ったところであります。

○4番（隈元香穂子議員） おっしゃるように、国の政策ではありますけれども、これまでの予防接種の中にも国が推奨をして、いまだに補償をしているという予防接種もあるということをしつかりと認識しておいていただきたいということです。報告上、2,226名の死亡事例がありますが、まだまだ報告のないものもあり、99.4%が評価不能となっています。この99.4%という数字は、もしかすると接種日から長期間経過したために、因果関係そのものを評価不能とされているのかもしれませんが。大臣曰く、「突然死を含む症例について、いずれも情報不足などによって因果関係が評価されていないということが現実で、評価ができないということが実際評価されています」という、何とも意味不明な回答をされています。何を申し上げたいかといいますと、これだけの数字が出てきている現実を踏まえ、今後、志布志市民の皆様もこのワクチンを打つと様々な副反応はもちろん、突然死をするリスクもあるということを理解していたほうがよいかと考えています。これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことも先ほど言いましたように、国が勧めているワクチンであります。実際、そういうことが起きたということであることに対しても、市がそのことに対してやめるとか、打ってはいけないとかいう立場ではありませんので、国の動向をしっかりと注視しながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） 新型コロナワクチンの副反応が厄介なのは、健康被害が多岐に及んでいることで、志布志市で認定されている一例、横紋筋融解症だけではなくて、帯状疱疹、神経障害、心筋症、皮膚障害、目の障害、その他もろもろに及んでいることです。実際、本市にも疑わしい方がいらっしゃるかもしれませんが、御本人自身がワクチンとはかけ離れたものと感じていらっしゃる場合がほとんどだと思います。国は、4,670万円という給付金を用意しています。決して給付金をもらえばいいじゃないかということではありませんが、御遺族、健康被害に見舞われ、日常生活にお困りの方は、泣き寝入りなどせず、予防接種健康被害救済制度を利用し、救済措置を取っていくべきだと考えます。思い当たる節があったとしても、どこに相談すればいい

のか、それこそ接種日からの経過日数が経ち過ぎたため、因果関係を証明するのが難しい、手続の方法が分からないと悩まれている方がいらっしゃるでしょう。そういった御家族から行政に相談があった際は、最初の答弁で「窓口でしっかりと対応していく」という回答でしたので安心はしましたが、親身になり寄り添った対応をお願いいたします。11月30日の南日本新聞4ページ面に、ファイザー社が「新型コロナワクチン接種を御検討ください」という広告を出していました。新型コロナウイルスが変異し続けていること、罹患した場合の重症化リスク、罹患後の認知障害などの神経障害が後遺症として続くことがあると、インフルエンザと同じ5類感染症扱いになったというのに、接種推進を念頭に不安をあおるばかりで、副反応についての記載は一切ないものでした。免疫力一つをとっても、30代と比べて65歳以上のほうが低いことは、少し考えれば分かります。それでしたら、免疫力を上げるための方法、自己体調管理についての発信をしたほうがよいと思うのですが、そういった発信はなされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和6年の今回の秋冬接種の新型コロナワクチン予防接種については、先ほどからありますように、無料予防接種から自己負担料を頂く接種となったことから、接種率が下がるであろうと推測するところであります。そこで新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザや風邪予防といった観点からも体調を整え、自己免疫力を高めることは、重要なことであるというふうに考えています。基本的なことは、生活習慣である規則正しい食生活、質の良い睡眠、運動を心がけることの必要性を市民の皆様にはしっかりと行き渡るように、周知・発信に努めてまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） 食事指導なども併せて発信していただければ、よろしいかなと思います。新型コロナウイルス感染症は、2類感染症から5類へと変わって、ワクチンの副反応を含むリスクについての認識も薄れてきています。接種するもしないも、今おっしゃいましたが、もう自己判断ですし、定期接種以外で接種をする場合は、1万円を超す自己負担になります。接種率の減少は見込まれていますが、接種後の健康被害や体調不良を副反応を疑わずして、ただ、つらい状況を苦しみながら過ごすことのないよう、ワクチン接種時自己判断をされる際、リスクを含め、いま一度しっかりと考えて接種していただきたい。そのような思いで、質問をさせていただきました。答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 予防接種健康被害救済制度の周知については、先ほども言いましたが、インターネットやSNS、LINE等を活用し、周知をしっかりとしてまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） よろしくをお願いします。

ジェンダーギャップの解消についてお尋ねいたします。12月6日現在、志布志市の人口が2万8,695人、うち65歳以上の高齢者数1万773人、高齢化率でいうと37.5%。今世紀最大と言われる人口減少問題。本市も同様、令和5年度の出生数168人に対して、死亡者数517人、そこには約350人の差が生まれており、まちの存亡の危機を迎えています。この質問をするに当たり、幾度か担当課へ人口数を尋ねることをいたしました。常に数字は減り続け、転がるような人口減少

は、増加に移行することなく、本日を迎えました。現状を踏まえ、本市の未来をA Iに予想させた場合、このままでいくと、2050年、25年後には、2万人を切り、さらにその10年後2060年には、1万5,784人とでています。地方の主な人口減少の原因として、男性は経済的魅力に乏しい、文化的魅力に乏しいという2点が挙げられ、女性はさらにもう一つ、ジェンダーギャップが大きいということを挙げています。ジェンダーギャップとは、男女の性別の違いにより生じる格差のことを指しますが、主に経済、教育、政治参加などの分野で生まれる不均衡な状態です。まずは、本市でのジェンダーギャップ解消に向けての取組をお示してください。

○市長（下平晴行君） 市民向けのジェンダーギャップ解消に向けた取組として、女性活躍推進の取組を行っているところであります。取組の内容としては、女性はその個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の意見を取り入れ、市政に反映させ、女性の活躍の推進に関する施策を推進するため、志布志市女性活躍推進会議を設置し、毎年会議で協議を重ねているところであります。また、そのほかに高校生と事業所との交流会、事業所の課題解決を図るためのワークショップ、セミナーを開催しているところであります。女性の活躍を推進することで、ジェンダーギャップの解消を図ってまいりたいというふうに考えています。市役所内のジェンダーギャップ解消に向けた取組は、これまで動画を活用した研修の実施、県自治研修センターが実施する研修等を受講しているところであります。また、関係する計画を周知することで、認識を深めているところでもあります。

○4番（隈元香穂子議員） 女性活躍推進会議が行われていることは承知していますが、この会議の内容については、どこかで発信とかがあるのでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 女性活躍推進会議につきましては、例年2回程度開催していますが、その会議の内容につきましては、ホームページで公表しています。

○4番（隈元香穂子議員） 了解しました。通告では、1と2を分けていますが、関連することが多くなりますので、混在していきます。御承知おきください。先ほど市長が「市役所でもこういう取組が」というお話をされましたが、この市役所を例に挙げて、ジェンダーギャップ解消に向かっているかどうかということはいかがでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） ジェンダーギャップの解消に向けてですが、今年度実施しています女性活躍推進に関する市内事業所や従業員のアンケートの分析を行っています。速報値によりますと、性別にとらわれない人事管理制度、積極的な女性管理職の登用など、「全ての項目で取り組んでいる」と回答する事業所が5年前に同様のアンケートを実施したときよりも増加しています。さらに、「これらの取組による効果がある」と回答している事業所も、同様に増加しているところです。事業所において、ジェンダーギャップを解消することの重要性が広く認識された結果が影響していると考えられます。全てが市の事業の成果とは断言できない部分がありますが、ある一定の効果があったものと認識をしています。

○4番（隈元香穂子議員） 市役所の現状をお聞きしたのですけれども、今、事業所の件をお答えくださいましたが、市役所を例に挙げるとすると、現状はどういった状況でしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） コミュニティ推進課で把握している状況でございます。令和5年度と令和6年度を比較しまして、女性の役職につきましては、令和5年度が14.8%、令和6年度が16.2%となりまして、若干増加しています。

○4番（隈元香穂子議員） これは、同じ年代の職員で男性と女性を比較した場合に、職歴や役職などに差はないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 同じ年代の職員であっても、市役所に入庁した時期や入庁以前に社会人経験があったかなど、それぞれ個人ごとに状況が違うため、役職に就く時期や経験する業務は異なってきます。また、男性と女性を比較した場合に、現在市職員は313名いますが、そのうち男性職員は227名で約72.5%、女性職員が86名で27.5%でありますので、人数の違いもあることから、役職に就く人数が男性のほうが多い状況になっているところであります。さらに経験する業務については、職員個々が持っている資格や自己申告書の内容、人事ヒアリング等に基づき、全体のバランスを考え、人事配置を行っているため、同じ年代の職員や男性職員、女性職員が同じ業務を経験することは難しいというふうに考えていますが、今後も市民にとって、より良いサービスを行うことができる人員配置に努めてまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） そもそも7：3程度のこの男女比が今あるわけですから、いろいろ難しいし、個人の状況、それから専門性にもよるとは思います。この今ある7：3の男女比は、いくらか改善していこう、比率としてどのくらいを目標としようというのでもあるのですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、男性、女性というのは、50：50ですので、それに近づけたらいいと思っているのですが、これはもう募集の時点で、そういう状況になってきているということでございます。

○4番（隈元香穂子議員） 大谷選手のような数字ですけれども、50：50ですね。これは理想だということで、承知しました。ただ、今までの一般質問の中でもありましたが、この災害対策などでも女性を登用してほしい、そういう部署にも必要じゃないかという話もありました。これは、実現しそうなのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことにつきましても、女性の役割と申しますか、これは私は大変重要だというふうに思っていますので、自己申告や人事ヒアリングなどを活用しながら、全体的なバランスを考え、実施しているところであります。先ほど言いましたように、私も女性目線による防災への取組が必要だというふうに感じています。そのようなことから、やはり危機管理グループに女性職員の配置を検討したというところではありますが、今後も女性の配置の必要性については考えていますので、検討してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） たまたま目につき、要望も多かったので質問をしてみました。地方創生についても、安倍政権が2014年から本格化し、10年が経ちました。共同通信社が取りまとめたアンケートの結果、自治体の68%が「十分な取組ができなかった」と回答しています。本市の取組は、十分なものであったのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地方創生については、昨日、おとといの新聞で、やはり自治体に任せる

ところは任せていかなければいけないと、これは国に注文したことでありますが、やはり私どもは職員を採用するためには、いわゆる働き方改革、それからデジタルの導入の推進、そういうことを含めて市としての対応の仕方、国としての支援の在り方、ここも含めてしっかりと地方創生の考え方、取組方を全体で考えていきたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） 総務省の住民基本台帳人口移動報告 2023年結果によれば、20代から30代男女の転出者が転入を上回った43道府県のうち、29道府県は、女性の人数が男性を上回っていたとあります。本市では、いかがだったのでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 令和5年の本市の状況ですが、20代から30代の総数で、62人が転入より転出が上回っています。男女別でみますと、男性が51人、女性が11人の転出超過となっているところです。

○4番（隈元香穂子議員） それでしたら、志布志市は、男性のほうが断然多かったということになりますね、少し安心しました。アンケートでは、15%が「雇用や賃金、根強い性別役割負担の意識のジェンダーギャップが人口流出に影響を与えていると思う」とし、45%が「どちらかと言えば思う」と回答。このジェンダーギャップの何が問題なのかといいますと、女性が女性であるという理由だけで、その能力を発揮することができないということです。若い女性が魅力を感じる仕事が地元にないか、責任ある仕事を任せてもらえないとか、いくら頑張っても男性の賃金には及ばないなどが顕著な例として挙げられていて、これはまさに人口減少を加速させる大きな要因であるとも言われています。能力のある女性が今いる場所で活躍できない、認めてもらえない、収入の格差を感じるとなると、活躍できる居場所を求めてこのまちを出て行きます。そうすると、女性が出て行くということですから、結果として出生数の減少も伴います。以前、まちに若い女性がいなくなり、消滅する可能性のある自治体が発表されましたが、まさにこのまちが消滅する引き金にもなりかねません。まずはそうなる前に、先んじて手を打つ必要があるということです。先ほどの62名の中の51名が男性、11名が女性とありましたが、そもそも女性がこのまちにいる時点で、少ないんじゃないかといったことも分かるわけです。市長の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 私がこの立場に就任させていただいて、まず取り組んだのが、課長補佐を半年以上していないと、課長に昇格できないわけでありまして。私になってからは、課長補佐、それから係長級ですね、今はグループリーダー、サブリーダー、そういう昇給、昇進の取組をしていますので、大分今は増えてきています。今回、コミュニティ推進課長も女性ということですが、そのほかにもやはりそういう課長補佐、いわゆるグループリーダーという立場の職がないと、上に上げられないという条例等で決めていますので、そういうことも含めて昇給・昇格をしっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） お話をお聞きますと、しっかりと対応されているという状況をよく理解しました。まずは職場から、そしてまち全体へという流れで取り組んでいく女性職員のキャリア形成支援、先ほどおっしゃいました、事業所向けについても向上しているということです

が、なお一層の向上を求めて、地域で活躍する女性のステップアップ支援、男性向けにはジェンダーギャップ解消の必要性や家事・育児・介護に関わる意義、教育の面でもジェンダーフリーを学ぶ、そういった取組をお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） この数値が低い要因は、二つありまして、いわゆる女性の政治参画と経済参画が少ないということでの結果が現状だということであります。

○４番（隈元香穂子議員） もう当然この議会を見てもらっても分かるように、女性が圧倒的に少ないわけで、志布志市の人口は、女性が多いのに、これではやはりちょっとフェアじゃないなというのがあります。ただ、皆さんが興味を持って政治に参加していただく、そういった女性が増えることを熱望するしかないのですが、それでですね、「男が人前で泣くな」とか、「女の子なんだから、女の子らしくしなさい」と育てられた世代に、ジェンダーギャップ解消を唱えて理解してもらうことは容易なことではないでしょう。私も大正生まれの父から、「女が勉強してどうする」とか「女のくせに」とか「女なんだから」と、女性であることを事あるごとに理由にされて、夢と希望をもちがれた一人です。今は、男性、女性と壁をつくらず、一個人として認めることが重要な時代であることをしっかりと認識して、家庭においても女性、主婦が笑顔でいると、家族には安心が生まれます。女性が元気で活躍すれば、まちに活気があふれます。ジェンダーギャップを性別による違いからと軽く考えずに、多角的視線で先を見据えたまちづくりをお願いしたいと思って質問をいたしました。本日の質問の中の答弁は、もう先をいくものでしたので、大変安心いたしましたし、女性が住みやすいまちをしっかりとつくろうをしてくださる姿勢も分かりました。ありがとうございます。答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、女性が活躍する場をどう増やしていくか。そしてジェンダーギャップ解消に向けて、どういう取組を今後していかなきゃいけないのかを、併せて内部で十分協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○４番（隈元香穂子議員） よろしくをお願いします。

それでは、ハラスメント条例の制定についてお尋ねします。ハラスメントについてのニュースを見ない日がないというくらい、日々取り上げられているハラスメントについてお尋ねします。本市のハラスメント対策には、どのようなものがあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の市職員に関するハラスメント対策は、規程、規則、指針を制定・策定し、それらに基づき実施しています。具体的には、各種ハラスメントに対する相談員の設置、研修の実施や上司からの指導や助言を行うことなどであります。今後もこれらの対策を行いながら、まずは、ハラスメントの未然防止に努め、仮にハラスメントを受けている職員がいた場合は、本人から相談しやすい体制やそれに気付いている職員からの報告を受けることができる体制の取組をしていますので、継続して行っていきたいというふうに考えています。

○４番（隈元香穂子議員） ハラスメント防止条例があるのか、ないのかを、お知らせください。

○市長（下平晴行君） 条例はございません。

○４番（隈元香穂子議員） 実はこの９月、この私がセクシュアル・ハラスメント当事者となり

ました。当事者となって初めて体感したのは、致された行為によって持たされた心の傷、トラウマ、屈辱感に加え、こみ上げてくる嫌悪感、さらには睡眠障害と、今でも様々なストレスに悩まされています。女性議員という立場を持つ者として、女性の代表として、このまま自分が我慢することが最善なのか、声に出せない者の代わりに立ち上がらなくてもよいのか、そういった葛藤を経てきた上で、まずは本市のセクシュアル・ハラスメントについての条例を確認しておきたいとなったわけです。まずは、このセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメントについて、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 条例を制定するに当たっては、社会通念上、市民にとって条例の制定が真に必要な考える必要があります。また、条例の必要性や正当性を根拠付けるものである立法事実が必要であるというふうに認識をしています。言うまでもなく、各種ハラスメントについては、特別職、一般職員、会計年度任用職員を含めた誰もが行ってはならないものであり、受ける必要のないものであります。そういうハラスメント行為に対応するための条例制定の必要性については、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例にありますので、その条例についての対応はしていないところであります。

○4番（隈元香穂子議員） 随分先の答弁をされましたが、私が今お尋ねしたのは、このセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメントについて、市長の個人的なお考えでも結構ですので、それをお聞かせくださいということです。

○市長（下平晴行君） ハラスメントは、いわゆるいじめとか虐待とか、そういうことでありますので、これは絶対してはならないことであります。例えば、この前の兵庫県の知事選でもSNSが飛び交っています。やはりそういうことも含めて、先ほども言いましたが、ハラスメントに関わる情報を提供するあるいは受けるということは、あつてはならないというふうに思っています。

○4番（隈元香穂子議員） 今、おっしゃいましたけども、兵庫県斎藤知事の一件で、またさらにクローズアップされているんですが、これはパワー・ハラスメントですね。事の真偽は別として、特に首長によるハラスメント事案も相次いでいます。記憶に新しいところでは、99件のパワハラ、セクハラが認定された岐阜県岐南町長、同じく池田町長の行った在任20年の間の女性職員15名へのセクハラ行為などでしょうか。市長ももちろん御存じだと思いますが、同じ首長の立場から御覧になって、この次々と首長の事案が出てきている、これはどういうふうに感じられているでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私もその同じ立場において、ちょっと考えられないというふうに、まずは感じたところであります。まして、そういうことが起こること自体に問題があるし、それを誰も注意といいますか、指摘がなかったのかなというふうに思っています。

○4番（隈元香穂子議員） まさにそのとおりだと思います。ほかの町ですので、自分のところの市長はどうだろうなんて考えることは、あまり今までなかったんですが、うちの市長は、紳士的ですから、もちろんこういった答弁をされて安心しているところです。奈良県生駒市が9月議

会にハラスメント防止条例案を提出しました。これは、職員だけでなく、市長や副市長などの特別職、議員も含めてパワハラやセクハラをしてはいけないと明記されたもので、外部に相談窓口を設けるほか、ハラスメントに当たるかどうかの調査を実施する第三者機関の設置も盛り込まれ、特別職と議員のハラスメントが確認された場合は、公表されるものとなっています。現在、本市においても職員向けの防止規定や志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の中で、セクハラについての文言があるにはありますが、特別職、議員がハラスメントをした場合の対応は示されておらず、いずれも不十分なものです。セクハラ以外のハラスメントに関しては、大きく取り上げられてもいないところです。これは、今まで大きな問題が起きなかったためでしょうか。ただ単に、まだそこに追い付いていないということでしょうか。

○市長（下平晴行君） もし、そういうことがあった場合には、表面に出て、市長部局の場合は総務課、議会の場合は議会事務局のほうでしっかり対応して、その解決策に対応しているということでございます。

○4番（隈元香穂子議員） それは、じゃあ基準となるものは今はないので、そういったふうに臨機応変というか、その場で何とかしていくということですか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど議員もおっしゃったように、志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の中に、しっかりうたっています。

○4番（隈元香穂子議員） 私の手元に志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例じゃなくて規程のほうがあるんですが、職員同士のことが主でありまして、例えば、職員が外に出て何かを行った、致してしまったというようなことになると、もうじゃあ、この庁舎内のことではなくて、事件として扱われて警察にということになるのですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、その関係する課のことを市長部局であると、総務課のほうで聞き取りをして、必要であれば、弁護士にも相談して対応していくという取組であります。

○4番（隈元香穂子議員） その取組は、職員同士ではなくて、一般市民の方と職員とで起きた事例の話ですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○4番（隈元香穂子議員） はい、分かりました。パワハラだけでなく、もちろんセクハラだけでもなくて、マタニティ・ハラスメントやカスタマー・ハラスメントとか、いろんなそういったものがあるんですが、この本市においてのパワハラ、マタハラ、セクハラなどの現状を教えてくださいませんか。

○総務課長（小山錠二君） 本市のハラスメントに関する現状につきましては、令和3年から5年までの3年間においては、セクハラと認定された案件につきましては、現在1件ということでございます。

○4番（隈元香穂子議員） それでは、パワハラやマタハラについては、報告はないということでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○4番（隈元香穂子議員） 分かりました。その時点で、例えば、その1件のセクハラに関しては、条例がない状態でしたが、適切な措置は取られていますでしょうか。

○副市長（溝口 猛君） ただいまのセクハラの件でございますが、職員の懲戒に関する指針ということで、そういう事例があった場合は、訴えた方あるいは相手方に個々の事実を確認して、そこは本市の懲戒の基準に基づいて、それなりの対応をしたということでございます。

○4番（隈元香穂子議員） 昨今、どこの自治体もハラスメントへの対処については、非常に厳しいものとなっています。また、厳しい措置を講じることが再発防止にふさわしい対処の仕方だとも思われます。それでも民間に比べれば、まだまだ甘い、迅速に対処されない、内部で何とか処理をしようという姿勢さえ感じられる、そのような事例があるようです。自治体によっては、より透明性や実効性のある条例を目指す動きが出ています。今、この時期に条例を制定しておくことは、非常に大切なことだと考え、提案しているということです。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる立法事実というのがありますので、例えば、今、自転車に飲酒運転も、スマホを見るのも罰則規定が設けられました。これは立法事実ということですので、そういうことがあるとすれば、しっかりとそういう対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） ちょっと分らなかったんですけども、自転車のことではなくて、このハラスメント防止条例をつくる、つくらない、必要か、必要でないかという質問です。

○市長（下平晴行君） 申し訳ないです。私は、例を話したところでした。先ほども言いましたように、最初にいわゆる立法事実が必要であるということで条例の制定ができるんだということですので、やはりそういうことを弁護士等とも研究をしながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） 条例ですから、法律の範囲内で自治体がつくっていけるものですので、十分検討していただきたいと思います。さらに、つい先日、三重県桑名市議会に、第三者機関がカスタマー・ハラスメントと認定すれば、対象者に警告し、警告に従わなければ、言い分を聞いた上で、実名を公表することも視野に入れた仕組みのカスハラ防止条例案が提出されました。日本で初めてだそうです。インタビューに答えた飲食店オーナーが、「カスハラの線引きは難しいが、条例があるだけで安心だ」と話していましたように、この市役所内でも、特に窓口、市民と相対する部署にいる場合、カスハラ対応に困っている職員がいるかもしれません。カスハラを含めた全てのハラスメントを網羅するくらいの条例で、市民や職員を守っていただきたい。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはもう、おっしゃるとおりでございます。いろんな市民の方もいらっしゃると思いますので、そこを含めて全体的にどういう形での対応がいいのか、考え方を内部でしっかりと協議してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子議員） ハラスメントは、重大な人権侵害行為ですから、事件に対して曖昧

な対応をされていては、当事者から批判されても申し開きはできません。場合によっては、弁護士を通しての話し合いになったり、警察へ被害届を出そうかとも悩む、そういった考えを持っている当事者も出てきます。外部相談窓口の設置やハラスメントの申出があった場合に、第三者委員会を設置することも盛り込んで、しっかりとした条例を早急に制定されますよう、ここにお願いいたします。まとめの回答をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、その第三者機関の調査が必要なのかどうかも含めて、全体的に条例の制定の在り方も含めて、しっかり対応してまいりたいと思います。

○４番（隈元香穂子議員） では、条例の制定を強く望んで、質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、隈元香穂子議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後４時17分 延会

令和 6 年第 4 回志布志市議会定例会会議録（第 3 号）

期 日：令和 6 年12月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

南 利 尋

八 代 誠

市ヶ谷 孝

栢 山 晋 司

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2 番 栢 山 晋 司	3 番 稲 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

1 番 永 田 梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 北 野 保	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 大 口 秀 昭	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸	有明支所長兼 地域振興課長 岡 崎 康 治
水 道 課 長 中 水 忍	会 計 管 理 者 兼会計課長 濱 田 茂
農業委員会事務局長 高 野 利 彦	教育総務課長 児 玉 雅 史
学校教育課長 淀 修 司	生涯学習課長 江 川 一 正

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 大 田 和 隆	サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠議員と小辻一海議員を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、南利尋議員の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋議員） こんにちは、南利尋でございます。

財政運営についてお伺いします。昨今、多くの市民が物価高騰等により、大変な思いをされています。農畜産業や商工業等においては、資材価格の高騰、市場価格の低迷により、経営危機に陥っている業者も多くあります。このような状況において、令和5年度の実質収支額は、7億7,786万9,000円でありました。大変な思いをされている市民や事業者の現状をしっかりと把握し、市民の要望する支援や整備事業に予算を計上していくべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

まず、本市の財政運営に当たっては、「入るを量りていずるを制す」を基本方針として取り組んでおり、物価高騰等により市民の皆様の生活に大きな影響が及んでいることにつきましても、十分に認識をしているところであります。予算編成に当たりましては、担当課を中心に、可能な限りの支援策等を実施するための予算を計上しており、状況に応じて補正予算を編成するなどの対応を行っています。今後も状況を見極めながら、限られた財源で最大の効果を発揮するとともに、これからの世代に負担を強いる状況にならないよう、持続可能で健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋議員） これまでも市民や事業者に対して、数々の補助金、助成金、給付金、支援金、協力金などが交付されています。予算常任委員会や決算審査特別委員会においては、「本市の財政状況においては、健全化が図られている」という旨の説明があります。今の答弁でもありましたが、市長は、「入るを量りていずるを制す」と言われます。昨今の状況に鑑みますと、「いずるを制す」の在り方をしっかりと再検討していくべきではないかと考えます。そのためにも、今本当にいろんな支援事業とか救済を行っていただいているという状況があるのですが、国においても「103万円の壁」とか、いろんなことが今取り沙汰されておりました、収入は増えないけど光熱費が上がったとか、そういういろんな物価高騰で、子育て世代の方々も、「休日に遊びに連れていったりするような余裕がなくなったんですね」というような話もお伺いします。

そういう意味でも、コロナ禍が蔓延したときは、いろんな状況がありましたし、また、この物価高騰が続いているわけですが、市の財政運営に当たっては、その突出したいろんな支出というものも、なかなか苦慮されて予算付けをされていると思います。この7億7,000万円というものは、家庭の家計簿でいえば黒字、赤字ってありますよね。でも、行政の決算額というものは、そういう表し方であるわけですが、もっと要望とかいろいろあるので、本当に市民の一人一人の声をしっかり受け入れていただいて、農業においても新しい病気がまた出だしたんですね。基腐れではなく、茎から腐っていくような、もう実が出る前に腐ってしまうような新しい病気もあって、なかなか苦慮されている方々もいらっしゃる、畜産業もいろんな面でもあります。そういう意味でも、「いずるを制す」をもっと今よりもはるかに、もっと手厚い予算の在り方の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたとおり、物価高騰等で大変な状況であるということで、これは理解しているところでありますが、「入るを量りていずるを制す」、収入をどう得て歳出を抑えるかということでもあります。その歳出の抑え方がどうかということの質問だろうというふうに思いますので、それはもう重々分かっています。いわゆるこの実質収支額というのは、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、繰越額を差し引いた額が実質収支額でございます。そういうふうに財政状況としてはうまくいっているということでもあります。そこ辺も含めて、それぞれの課の事業の対応の仕方なのですが、私が「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのを目指すということを言っていますのは、それぞれの課で事業を実施するときに、自分事として予算計上をしてほしいという話もしていますので、その分と合わせて「入るを量りていずるを制す」、これはもう本当にそうでないと、赤字のような経営状況になるということでの基本的な考え方であります。そういうことを思って対応していきたいというふうに思います。

○5番（南 利尋議員） その辺は、いろいろ勉強させていただいています。例えば、市長がよく家庭に例えられるわけですね。家全体は黒字で、「今年は貯金もできたよ」みたいな感じになったときに、家族の一員が支払いに困っているとか、いろんな場面があったときに、家族全体で支え合うということは大事なことだと思いますので、そういう家庭に例えるならば、家族が大変なときに、家族全体で支えていくような、そういう在り方もしっかり検討していただきたいと思います。本市を取り巻く環境は、インフラ整備、港湾工事などが進み、変貌を遂げようとしています。鹿児島県でも、鹿児島の「稼ぐ力」の向上に対し、かごしま未来構想ビジョンを令和4年3月に改定し、様々な施策に取り組んでいます。第2次志布志市総合振興計画の第1章、まちづくりの基本理念に、「誰もが志を抱き、その実現に向かって挑戦することができるまちづくり」とあります。市長は、変貌を遂げようとしている志布志市において、稼ぐ志布志の実現に向けて、どのような施策を大きな柱として取り組んでいかれるのか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市は、これまでも物産の魅力を積極的にPRしたふるさと納税事業に取り組み、全国から毎年多くの御寄附をいただいているところであります。また、東京駐在所を

起点とした首都圏における本市特産品の販路開拓や拡大策による成果によって、全国の消費者の皆様から本市特産品の魅力について一定の評価をいただいているところであります。現在、市のふるさと納税返礼品を掲載するポータルサイトやイベント出店時に使用する装飾品等につぎまして、市のブランドコンセプトやロゴマークを使用した統一したイメージを刷り込みながら、知名度向上に努めているところでございます。

○5番（南 利尋議員） あまり理解できなかったのですが、変わりゆく志布志市で何が必要かということなんですね。分かりやすく言いますと、この観光振興計画の基本施策に「稼ぐ観光地経営」ということがあるわけですね。これは財政運営の質問というのは、結構多岐にわたって、いろんな方向から質問があると思うのですが、例えば、これからの志布志市に対して稼ぐ観光地経営ということを実現するために、大きな目玉となり得る施策は、どのようなものがあるのかということでお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今回、組織再編を可決していただきましたので、シティセールス課というのを設置したところです。このシティセールスというのは、自治体が地域の魅力を市内外に宣伝し、売り込むことで、人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げるという活動であるわけでありますので、通常は行政というのは営業というのではないわけでありますが、そういう形での取組をしていくということで三つありまして、総合宣伝の推進、商品宣伝の創出、受入体制の整備というような、こういうことをもって志布志市のイメージアップ、認知度向上を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） そういう機構再編をされまして、いろんな取組の在り方を再検討されて、シティセールス課とか、そういうものを立ち上げて、戦略を練っていらっしゃると思うんですが、私が今質問させていただきたいのは、例えば、近隣自治体の曾於市が畜産の研究センターみたいなのを廃校跡に造って、そこから新しいまちづくりを始めましたよね。例えば、串間市であれば、観光客を呼び込もうということで、道の駅を拠点に都井岬に対して、キャンプ場やいろんなグランピングとか、新しい拠点づくりをやって、そういう経済を回していこうということを、昨日の質問でもありましたが、近隣自治体の大崎町も外国人に対するいろんな事業を行いながら、国際交流とかそういうもので展開を行っていこうみたいなものがあるわけです。だから、今までもそういう内向きな組織機構再編とかいろんなものがありましたが、この外に向けての発信というものが、これからの志布志市はどういうふうに、例えば、所信表明でも市長が述べられたような新しいまちづくりの拠点をＪＲ志布志駅から市道香月線沿いに展開していこうとか、そういうものが近隣自治体においては、はっきりと分かって進んでいくわけですね。でも、志布志市民とかいろんな方々は、例えば、歴まちとかそういうものの事業もありますけど、この大きな目玉となり得る事業がなかなか志布志市はないんじゃないかという御意見があります。多くの方々じゃないですよ、いろんな方々ですから、何人とかいう問題にはならないわけですからね。いろんな方々がそういういろんな視点から考えていらっしゃるわけです。下平市長が何をやりたいのか、見えてこないわけですね。例えば、私が道の駅事業で地産地消をもっと活性化させようとか、い

ろいろありますが、下平市長が外向きに発信される大きな目玉の事業というものは、どのようなものであるのかということをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、先人たちが築いてくださった文化財、歴史、文化ですね、そういうものを活かした観光資源として活用していく歴史のまちづくり事業。それと併せて、志布志市は、港で栄えたまちでありますので、そういうのを合わせてまちなか再生事業。昨日の質問の中でもありましたが、そういう福山氏庭園を通じて、埋蔵文化財との関連、それから古民家再生事業というのも、今あるものを活かして観光資源として活用していこうということで、ほかのまちにないものがあるわけですので、そういうことを中心に、いわゆる観光、特産品と併せて、まちづくりをしっかりとしていきたい。併せて、農業は、基幹産業であります。そこを含めて私は、志布志市は山、川、海という自然に恵まれていますので、これを十分活かした事業の取組をそれぞれの課で対応をしっかりとしていくということでは、それぞれの課で対応しているというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） いろいろ歴まちとか、そういうものと基幹産業を活かしたまちづくりということで、考えていらっしゃるということです。全国のいろんな自治体が歴まちに取り組んでいらっしゃるわけですね。歴史のまちといえば、京都、奈良とか、そういうものもありますが、インバウンド需要とかオーバーツーリズムみたいな現象も起きていて、なかなか全国的に歴史でいきなり志布志市を発見できるというのは、もっと具体的な新しい目玉となるビジョンをその歴まちにも設けるような取組をしていかないと、一般的にどこでもやっていそうな事業だけでは、なかなか活性化を図るのは難しいのではないかなと私は考えます。大体、全国のまちの活性化が図られている自治体では、そのまちの特性を活かした大きな目玉となる事業に取り組み、成果を上げています。そのような事業の中には、行政や議会関係者だけではなく、学生や若者のアイデアの中から提案された事業で、まちの活性化を図っている自治体のいろんな事例が結構あるわけですね。本市でも、市長の考えだけではなくて、そういう次世代の志布志市を担う若者や学生のアイデアを受け入れて、目玉となるような事業計画を策定し、新しいまちづくりに投資していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私の考え方だけで事業を展開しているわけではありません。これは、第2次志布志市総合振興計画に基づいて、しっかりとそれぞれの部署の考え方というか、取組を持って計画をして、それを進行していくという考え方で取り組んでいますので、これはいわゆる文化財とかそういうのだけではなくて、先ほど言いましたように、観光、農業全てですね。志布志市は、おかげさまで港がある関係で、今、港も産直港湾に認定され、釣り文化振興モデル港も指定された。そういう面でも港をうまく活用した事業の取組、そして港があるおかげで都城志布志道路も建設されたわけありますので、これをうまくその計画の中で取組をしているところであります。私の一存で何かするということではなくて、もちろん私の考え方も入れていただいて、まちの活性化を図っているということでございます。

○5番（南 利尋議員） 第2次志布志市総合振興計画に基づいて、市長が一人で振興計画をつ

くられたわけじゃないですから、いろんな会議の下にそういう振興計画が策定されたわけですね。いろんな振興計画とかを読んでみたりしていると、今のこの変貌を遂げようとしている志布志市の中で、生産人口というくくりでもいいかもしれませんが、若い方々のアイデアとかそういう要望というのは、この振興計画を協議してつくられた感覚の方々と違うような、また新たな感覚というのがこの志布志市の中にもいっぱいアイデアがあるわけですね。そういう学生、高校生であればですね、もっと志布志市にこういうものがあればいいのになとか、昔、ハモを使って移動販売車とか、尚志館高校のアイデアとか、いろんなことが発表されたりするような場面もありました。そういう若者の意見も振興計画プラス、そういうものも取り入れたまちづくりの在り方も、私は検討するべきではないかということで、今、質問をさせていただいています。本市では、ふるさと納税のおかげで様々な事業が行われています。ふるさと納税は、恒久的な財源であるという保証はありません。これは、ネガティブな話じゃなくて、今は、ふるさと納税によっていろんな事業の展開をしていく。これが国の方針が変わった、またその返礼品のいろんな取組の在り方が時代に合ったそういうものをまた新たに取組まなければいけなくなったとか、いろんな状況が出てくる可能性もあるわけです。ふるさと志基金は、多くの事業に充当され、ふるさと納税に依存した財政運営傾向にあるのではないかと、私は見えるようなときもあります。そのような観点から、今こそふるさと志基金を活用した本市の大きな目玉となる、シンボルとなるような事業を検討し、自主財源確保を図るような事業も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○財務課長（鮎川勝彦君） 今、南議員がおっしゃったように、ふるさと納税は、恒久的な財源ではないところです。しかしながら、志布志市の財源につきましては、ふるさと志基金に大きく依存している状況でございますので、議員がおっしゃったように自主財源の確保、今、検討していますネーミングライツとか、公用车への広告等々も新たな財源として検討しているところでございます。

○5番（南 利尋議員） 今の時代は、いろんな自主財源の在り方をしっかり検討していくべきだと思います。山形県のある自治体では、「かせぐ課」という課ができたんですね。今言われたいろんな事業に取り組んで、自主財源の確保にいろいろ取り組んでいらっしゃる場所もあります。ぜひですね、持続可能な財政運営に必要な財源確保を図るためにも、市民の意見や要望、アイデアなどをしっかり把握していただいて、志あふれるまちの実現に取り組んでいただくことを強く期待しています。

災害対策について伺います。昨今の気候変動の影響により、大規模な災害が多発しています。未然に防ぐ対応策を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 道路の防災対策、豪雨・台風や地震等による被害を未然に防止するために、道路の法面や擁壁等の危険箇所の点検及び対策は、必要であるというふうに考えています。特に、日頃からのパトロールにおいて、倒木や土砂崩壊のおそれのある箇所、路面水がたまりやすい箇所の確認・対策は、定期的に取り組んでいるところであります。

○5番（南 利尋議員） いろんな大変な状況の気候変動が起きているわけですが、本市でも南海トラフ地震を想定した災害対策については、市民への周知がしっかりと行き届いていると、私は感じています。しかし、豪雨に対しての災害対策や普段の取組などについても、具体的に周知していくことも必要ではないかと考えるわけです。本市でも10月に、線状降水帯による豪雨が発生し、中山間地域では、崖崩れや道路の冠水・損壊、路肩の崩落などが多発しました。昨日も小辻議員のほうで、災害についての取組の在り方をいろいろ質問されておりましたが、この前の10月の線状降水帯は、有明方面とか松山方面よりも、田之浦地区とか潤ヶ野地区とかから串間市側だったんですよね。だから、その中山間地域においては、大変な被害が発生した状況があったわけですね。この前起きた災害の原因は、明確なんですね。崖崩れの大きな要因は、二つありまして、一つは、巨木になった雑木やスギの木などの重みで発生しています。二つ目は、伐採作業が行われた後、埋戻しや整地をせずに放置された箇所から山の湧き水が流れ出したり、たまったりして発生しています。道路の冠水・損壊は、側溝に木の枝葉や竹などが詰まり、側溝が機能しなくなり冠水し、水が流れ落ちる箇所が損壊しています。路肩の崩落は、長年、側溝の機能していない道路の傾斜によって水の流れが一点に集中して、流れ落ちる箇所が崩落しているという状況であります。このような原因で発生する災害に対して、しっかりと現場状況の確認や市民からの情報を収集し、地権者や伐採業者に対して、今まで以上に厳しい指導を徹底し、防災対策に取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

昨今、毎年全国で大雨に伴います地滑りとか、崖崩れ、土砂災害などが頻発して、生命・財産に大きな被害が発生しているという状況が見受けられます。また、10月にも線状降水帯が発生し、本市には影響はなかったんですが、宮崎県側に大規模な災害が発生したということで、大雨によるそういった土砂災害における警戒区域というのを本市では指定しています。鹿児島県内の土砂災害の警戒区域が、本年12月3日現在、鹿児島県が指定している区域で、志布志市におきますと、急傾斜地崩壊対策危険区域の警戒区域、特別区域、それと土砂災害でも同じく警戒区域であるイエローゾーンですね、特別区域というのがレッドゾーンという区域で、本市においては、そのイエローゾーンが市内全域で約606か所、それと特別区域であるレッドゾーンが580か所という形で特定はしています。そういった区域に関しましては、やはり毎年6月にあります土砂災害防止月間に基づいて、市民に広報をして災害等の緊急避難を含めた活動を行っています。また、防災マップにもそういった箇所の記載もされていますので、防災マップをまた見ていただいて、避難につなげていただくということが重要になってきます。また、議員がおっしゃられました伐採箇所に関しては、なかなかこちらにも情報が入ってこない状況でございますので、そういった指定された危険箇所については把握はしていますが、新たな伐採箇所については、また改めて情報を収集しながら、そういった場所についてそういう状況があるのであれば、その伐採事業者様のほうにも連絡を取り、地権者様のほうにも連絡を取って、対策等を考えて作業を進めていただきたいというふうには思っているところでございます。

○耕地林務水産課長（大口秀昭君） 伐採についてでございますが、伐採業者あるいは山林の地権者に土砂が流出しないように、残った枝あるいは木の根等を利用して柵を設置するようにお願いしているところでございます。申請時にこのような指導等も行っているんですが、ほとんどの業者がそのような対応を行っているというふうに認識しています。それでも状況によれば、土砂の災害は発生することがあるということでございます。

○5番（南 利尋議員） 今、答弁していただいたとおりなんですが、だからそこを災害が起きないように、再点検というものも必要ではないかなということを感じるわけです。最近、本当に雑草や雑木、竹とか、尋常じゃない伸び方をして、巨木になった枝葉が落ちている状況が市内全域であるわけです。そういうものも巨木になって土砂崩れの可能性のあるところというのは、市民の方が「ここを伐採していただけないか」ということで、市にお願いすることもあると思うんですね。そこで担当の方々が市の判断で、これは地権者にやっていただかなければいけないとか、これは市のほうで処理しなければいけないとか、いろいろ判断されるわけですね。だから、市で判断されるものはしっかり市で取り組んでいただいて、地権者が行わなきゃいけないものは、今以上に災害が発生する可能性がありますので、もっと具体的にここの伐採をしっかりとごさいとか、ここの管理をしっかりとごさいというようなものを今まで以上に周知していくべきではないかということなんです。例えば、伐採業者は、しっかりと後始末をされるかもしれませんが、ちょっと足りない部分から水がたまって水漏れをするような場面もあるかもしれないんです。そういう状況が市民から情報があつたときには、現場を確認して、また水が流れ出して災害のおそれがありますので、ぜひ業者に対して、ここの最後の後始末をもっとしっかり手直ししてくださいとか、そういう取組が防災につながると思うんですよ。医療でもそうじゃないですか。病気になる前に特定健診をしてくださいということになるわけでしょう。調べて、病気じゃないという方が増えれば、予算も軽減される、医療費も軽減されるということ。その取組と一緒に、災害が起きる前に、ここは災害の可能性があると認めた場所は、それなりの対応をしっかりとごさいとごさい、予算軽減にもつながるような防災対策に取り組んでいただきたいということなのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり予防対策と申しますか、今、県でも予防対策事業という、災害が起きるんじゃないかという予想をされるようなところの事業等も始まっています。おっしゃるとおり、そういう取組がより経費の削減にもつながっていくというふうに思っていますので、市民からそういう情報等があつた場合、あるいは職員が気付いた場合等々、これはしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っています。

○5番（南 利尋議員） 本当に、防災対策に取り組んでいただきたいと思います。令和2年3月に策定された志布志市国土強靱化地域計画の中に、目標と起きてはならない最悪の事態2の2に、「多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生」とあります。予防策に「市内の土砂災害危険箇所における整備率は、いまだ低い状況である。土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある」と記載されています。このような観点からも、しっかりと体制を整えて、例えば、県道を

保全管理していくペアの方がいらっしゃいますよね。ああいう作業員の方を募集して、そういう見回りとか軽度な作業をお願いするような作業員の方を採用して、市道の保全管理に取り組まれたらどうですかという質問をさせてもらったときに、「そういうのがあればいいですね」みたいな旨の答弁があったわけですね。そういう作業員の採用とかは、された状況ですか。

○建設課長（富岡 裕君） 道路維持班ということで、志布志地域、松山地域、有明地域で、道路伐採とかそういった側溝清掃等を含めて作業をしているところでございます。内容としましては、道路の維持管理でありますし、その事前防災である側溝等の清掃、落ち葉等、台風災害が起きた後の道路が葉っぱ等で荒れている状況、倒木等があった場合は、その除去等の作業に当たっていますし、なおかつまたパトロールを含めて、そういうような状況の報告も受けてやっているところでございます。

○5番（南 利尋議員） 本当に気候変動によって大変予期せぬ災害が多発しているのが、国内、例えば能登でもどこでもそうなのですが、いろんな災害が発生するわけですから、よくいろんな作業を頼むと作業班が今、忙しいとかですね、作業班の人数が足りていないという状況があるわけですね。予算ももちろん大事なことなのですが、もっと作業員の確保をしっかりと図っていただいて、これから起こり得る災害というのは、予期せぬ災害が多発する可能性もあるわけですから、もっと作業をしていただける方の人員確保を図っていただいて、そういう防災対策に市民の生命・身体・財産を守るというのが行政の最大の責務であるわけですから、そういうものをしっかりと行えるような作業班の確保の在り方も必要だと私は考えます。市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 特別に防災対策という形での班ではないわけでありまして。通常の道路の維持管理とかという考え方で班を編制しているわけです。そういう防災に対する考え方というのは、当然、市民の生命・財産を守るというのは基本的な市の業務でありますので、そこはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、作業班の増員も検討していただいて、市長が答弁された防災だけではなくて、今、ハンマーナイフモアを購入して、いろんな作業をやっていただいて、大変きれいになるような状況があるわけですが、それでも最近のこの雑草の生え方とか、竹の伸び方というのは、市長の家の土地にも結構竹の生い茂ったところもありますけど、昔は生えていなかったじゃないですか。それが、今のこの状況で、本当に孟宗竹が被さった状態の市道とかも、結構見受けられるようになったわけですね。そこを作業員の方でやっていただくには、私は今の人数では足りていないというのは、はっきりと言えらると思います。その辺も含めて、予算の在り方もそうでしょうけど、そういう人員を確保していただいて、保全管理の在り方、防災対策に対する取組をしっかりとっていただきたいということを強く要望しておきます。

中山間地域の小さな河川では、度重なる災害により多くの寄洲が点在し、さらなる災害を発生させる要因になっています。早急に対策を講じるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市内には、市が管理する準用河川が16本、普通河川が48本流れています。

河川の流域断面を阻害する寄洲は、長年にわたってできた砂や石、雑草等の堆積物であり、災害を未然に防ぐためにも定期的な除去が必要となります。今後も定期的なパトロール、点検を行い、河川の適正な維持管理に努めてまいります。また、市内には、県が管理する河川もありますので、県にも適正な維持管理に努めていただくよう要望をしているところであります。

○5番（南 利尋議員） いろいろ河川がありますが、今回は、市の管轄の中山間地域の小さな河川についての質問です。分かりやすくいいますと、柳井谷川というのがあるんですよね。すごい川があるんです。その川については、私の地元なので、はっきり状況が分かります。柳井谷川で発生した20か所ほどの現場に担当職員の方々に行っていただいて状況を見ていただいたのですが、川の上流から流れてきた土砂や流木とかが何十年もたまって、寄洲ができています。それによってこの川の流れをせき止めたり、流れを変えたり、またその寄洲から大雨のときは田んぼに流木とか石とかがいっぱい入ったりして、大変な災害が起きている状況があるわけです。その原因というのは、柳井谷の方々にお伺いしたときに、20年ぐらい前の旧町時代にあの寄洲を全部撤去していただいたらしいんですね。それから一切災害は起きなかったらしいんです。20年以上その河川の工事とか撤去というのは、行われていなかったわけですね。その寄洲によってどんどん田んぼの土手とか法面が崩壊し出したり、削られる状況が今発生しているわけです。市の8割補助事業でいろいろ復旧工事を行っていただいているわけですが、もう大変な状況ですね。8割補助の申請の在り方というのは、すごい件数だと思うんですね。それは、豪雨災害やいろんなものが発生した中で起きている。その中山間地域、例えば八野地区でも、森山地区でも、田之浦地区でも、山重地区でも、松山地域でもそうだと思うんですね。中山間地域の小さな河川にできた寄洲によって、いろんな土砂災害などが発生しているわけです。だからそれを撤去すれば、その多くの8割補助の復旧事業の申請がなくなると思うんですね。この前、担当課の方々に「河川の予算というのは、どれくらいあるんですか」と聞いたら、「志布志地域だけで、50万円です」ということだったんですね。その要因というのは、川に対する申請が最近なくて、50万円ですぐに対応できるからという状況なのですが、いろんな中山間地域のそういう現状を見ていただければ分かると思います。本当に多くのところで寄洲が発生しています。議長の家の近くにも寄洲が発生していると思いますよ。そういう災害に一回一回行政の担当職員の方が呼ばれて、8割補助でできますよという流れが最近結構あるわけです。そういうものを改善するためにも、このいろんな現状を把握していただいて、この寄洲の撤去の予算を拡充していただいて、取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、定期的なパトロール、点検を行って、河川の適正な維持管理に努めてまいるということでありますので、しっかり対応してまいります。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、未然に防ぐという観点から、そういう現状を把握していただいて、予算を拡充していただいて、取り組んでいただきたくことを強くお願いしておきます。

環境行政について伺います。生ごみの出し方について、衛生上の観点から見直してほしいとの要望が多々あります。「溶けるポリ袋」を活用し、改善すべきではないかと考えますが、見解を

お伺いします。

○市長（下平晴行君） 生ごみの分別収集につきましては、平成16年から開始し、委託先であるそおりサイクルセンターの有機工場で堆肥として製品化し、生ごみのリサイクルに取り組んでいるところであります。この堆肥は、有機 J A S 認証を受けているところもあり、特にお茶農家の方々に多くの御購入をいただいているところであります。しかし、生ごみを「溶けるポリ袋」で出すことになると、有機 J A S 認証からはずれることになり、有機肥料として活用ができなくなります。現在本市では、志布志市農業振興計画や国が策定したみどりの食料システム戦略において、有機農業の推進を図っていることもあり、有機 J A S 認証からはずれる「溶けるポリ袋」を活用した生ごみ排出については、考えていないところであります。引き続き、市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、J A S にもあります持続可能な社会の実現に向けて、生ごみの分別収集に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） 以前から、生ごみの出し方の改善要望は多くありまして、特に、若年層や移住して来られた方々から、多くあります。「バケツのふたを開けると、悪臭がして大変だ」とか、「夏場などは、虫がわいて気持ち悪い」などの意見が多々あります。市民の方々が嫌な思いをしないで生ごみを出せるように改善すべきではないかと考え、同僚議員5人で、生ごみ専用袋を活用して生ごみ収集に取り組んでいる栃木県益子町に視察に行つてまいりました。益子町の人口は、今年1月で2万1,616人です。年間200万人以上の観光客などが益子町を訪れるということです。今、「有機ではなくなる」ということで、市長がおっしゃいましたが、この益子町で使われている生ごみ専用袋は、主にトウモロコシやデンプンなどを原料にしており、通常の使用状況では一般のビニール袋と同様に使用でき、使用後には自然や微生物の働きによって分解し、最終的には水と二酸化炭素に分解し、土に返すということでもあります。現在の本市の生ごみの出し方は、家庭で生ごみ用のバケツなどに入れ、置いてあるポリバケツに移し替えます。週3回の回収になっています。家のバケツを洗ったり、回収業者は、のこくずでポリバケツを拭いたりしています。それでも生ごみ収集用のポリバケツや周りでは、悪臭がしているのが現状であります。このデンプンとかトウモロコシを材料として作られている生ごみ専用袋なので、市長が今答弁された「有機ではなくなる」ということには当てはまらないと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○市民環境課長（村山 睦君） 益子町のほうに問合せをしたところ、この生ごみ専用袋は、市民への無料配布のみで、現在は販売はしていないということで、有機 J A S の認証は、現在のところ受けていないということでお聞きしたところでございます。

○5番（南 利尋議員） これはいろいろ説明を受けて、いろいろ視察してきたのですが、益子町は、生ごみを回収するのに無料配布しているんです。1枚10円で10枚セットで販売しているんですが、この申請はしていないんです。その有機だとかではなくて、生ごみを回収してみんなにその肥料を使つていただいて、イチゴを作つていただいたりして、いろんなそういう環境に対する考え方を変えていこうという取組でやっているわけです。そこに対してビニールの中で石油製

品とかの袋ではなく、そういう取組はされていませんが、原材料はトウモロコシとデンプンで製造されているわけですから、何も有機 J A S の認証を取っていないだけで、別に志布志市で使っても、それは害になるとか、有機でなくなるということではないわけです。その辺の確認もしっかりしていただきたいと思います。スターバックスも今、紙のストローを使っていたのですが、今度またこの材料のストローに替えるようになったわけです。これは、紙のストローだと時間が経つとふにゃふにゃになりますので、そういうものを避けるために、環境に優しいデンプンとトウモロコシを材料としたビニール製に変えて、大手も取り組み出したわけですね。それを活用して、この志布志市も取り組んでみませんかという提案なんですよ。この前、益子町に行きまして、「志布志市は、バケツからバケツに生ごみを出してやっている」と、そういういろんな説明をしたら、みんなびっくりされているんです。「大変ですね、それは」ということで。石油製品ではなくて、そういう自然のものを材料とした生ごみ処理袋が本当に使えるのであれば、ぜひ、その認証がどうのこうのではなくて、素材がデンプンとトウモロコシなので、私は使えると思うんですね。有機の認証を取ってなくてもですね、使えるということになると思うんです。それをもし仮に使ったとすれば、この自分の家の台所で水を切ってそれに入れて、口を結んで簡単に出せるわけですよ。そうすると、水が垂れたりとか、悪臭がしたりというのが防げるわけです。家でバケツを用意して、それを洗わなきゃいけないという状況もなくなるわけです。袋出しができるということは、ごみステーションに一般ごみと一緒に同じところで収集できれば、収集業者の作業も軽減できるわけですね。なおかつ、その臭いも発生しないわけですから、それが使えるとするならば、ごみステーションで収集するのも、今、市内は週 3 回の生ごみ収集をやっていますが、益子町は週 2 回で全然問題ないということなんですね。だから、その辺も含めて、今、私も有機の肥料になるような類いの認証を取っていないということで、ちょっと説明を受けたのですが、お互いに半信半疑なので、調査・研究をしっかりといただいて、その材料が有機肥料の妨げにならないのであれば、ぜひ、前向きに検討するべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市民環境課長（村山 睦君） 今、南議員の御質問であるのですが、J A S の認証機関であり農林水産省の認証機関であります鹿児島県有機農業協会の「有機農業物の日本農林規格の基準を満たしているものに対して認証されるもの」ということについて、こちらに確認はしています。この袋が入ってきた段階で有機ではなくなるということで、確認はしています。

○市長（下平晴行君） よく農業のほうでも、ポリのビニールがありますね。これも何か月か、何日か経てば溶ける、これもすごく課題がありまして、期間的な問題もあります。それと併せて、この「溶けるポリ袋」がもし一緒に混在した場合の溶け方がやはりどれくらいあるのかを含めて考えると、もう大変課題が大きいかなというふうに思ったところであります。

○5 番（南 利尋議員） その辺をまた私も調査・研究しますが、そういうものが使えるのであれば、例えば、この工場に行きますと、Y M 菌というのを使って高温で発酵させて臭いも何も全くなくなるような状況になって、「循ちゃん堆肥」よりも、本当にさらさらした堆肥に生まれ変

わっているような状況があるわけです。そこら辺の調査不足で私の質問になったかもしれませんが、もう一回調査して、その益子町の堆肥も、イチゴとかそういう特産品に対して使われているわけですね。その堆肥も実際見てみると、本当に嫌な感じもしないで使えるような堆肥になっているわけですから、今の答弁を打合せのときにいただければ、また変えてしまったんですけど、現場主義だということで、もうちょっと調査・研究して、また新たに提案させていただきたいと思います。でも、この生ごみの出し方の在り方というのは、本当に検討していかないと、移住者・定住者のいろんな場面とか、志布志市に帰ってきて志布志市で暮らそうという若者たちは、本当にいろんなことを要望していますので、その辺はいろいろ調査・研究していただいて、改善に努めていただくことをお願いしておきます。

令和6年3月定例会の一般質問において、「『5 R』を推進しながら、最終処分場の在り方を検討していく」という旨の答弁がありました。どのような検討がなされているのか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市の環境行政は、今ある資源を長く使うという考えの下、「美しい地球を子どもたちに」を基本に、現在26品目のごみ分別に取り組んでいるところであります。本年4月からは、さらなるごみの減量化や再資源化、最終処分場の延命化を図るため、これまで一般ごみとして埋立て処分していた使用済み紙おむつを資源ごみとして回収し、再資源化处理されたパルプを使って、リサイクル紙おむつやリサイクルトイレットペーパーが商品化されているところであります。また、来年4月からはアピア前市営駐車場で行っている月2回の資源ごみ集合収集を常設の循環センターへ移転し、週2回の収集に拡充することで、市民が出しやすい環境整備をさらに促進してまいりたいというふうに考えているところであります。11月20日には、株式会社E C O M M I Tとごみの減量や使用可能な資源ごみのリユース促進につなげることを目的とした「5 R」の実践による循環型社会の実現等に関する連携協定を締結したところであります。この「5 R」の五つの行動を申し上げますと、「リフューズ」、ごみになるものを断る、「リデュース」、ごみを発生させないこと、「リユース」、ものを繰り返し何回も使うこと、「リペア」、ものを修理して使うこと、そして最後が「リサイクル」、資源として再生利用することです。そのことをしっかり取り組むことで分別する負担も軽減することにつながると、かねてから言っているのですが、そういう段階を踏まえたリサイクルの在り方をお願いしたいというふうに思います。この「5 R」への意識を高めて実践することで、SDG sにもあります「持続可能な社会の実現」を目指すことになります。また、ごみゼロに向けた最終処分場の在り方につきましては、現在、中間処理事業者等と連携した一般ごみのR P F 固形燃料化による再資源化の検討など、引き続き、調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） 私もこの通告にも書いてありますけど、「『5 R』を推奨しながら、最終処分場の在り方をどうされるんですか」ということで、何回も質問させていただいているわけですね。今年3月の定例会では、「亜臨界処理施設やR P F の検討を行っていきたい」という旨の答弁がありました。今もそのR P F の取組の調査・研究を行っているという旨の答弁をいた

だきましたが、昨年は、「焼却炉ではなく、バイオマス発電であれば、検討したい」という旨の答弁があったわけですね。現在どのような検討がされているのかということで、今回の質問をさせていただいていますが、バイオマス発電については、以前にいろいろな種類があってということとを説明させていただきました。私なりに亜臨界処理施設とRPF固形燃料について、いろいろ勉強させてもらったわけですが、この亜臨界処理については、全国の自治体で亜臨界処理施設の事例はまだないわけですね。施設整備にも多額の費用がかかり、デメリットもあり、さらに研究が必要だということがいろいろ掲載されているわけですね。RPFについては、古紙類や廃プラスチックでも塩素が含まれていると、強力な毒素が排出されるということですね。ポリ塩化ビニール、ガラス繊維強化プラスチックは、RPFには使用できないということが記載されておりました。このRPFを使っても、RPFに対応する施設が必要で、RPF燃料を大量消費可能な企業などが近くになれば、輸送コストがかかるということもデメリットということであったわけです。そういういろんなものを調べているときに、今年9月1日に南薩地区に「なんさつECOの杜」が本稼働したわけですね。焼却施設でできたクリーンエネルギーは、電力会社に買い取ってもらい、焼却施設で出る焼却灰などは、全て資源として活用できるということでもあります。昨今、焼却灰は、無害化加工したリサイクル資源になっています。埼玉県では、民間企業とホームセンターが提携し、無害化加工した焼却灰を「草の生えない砂」として製造販売し、大ヒット商品になっています。庭や道路にまくだけで、草が生えにくくなるということでもあります。除草作業の手間が省けて、大好評だとのことでもあります。これまで焼却炉について、何回か質問をさせていただきました。これは私見ですよ、私見ではありますが、市長は、この提案をすると、ほかの質問よりも結構表情がきつくなるんですよ。これは私見ですから。リサイクル法ができたときに、下平市長が職員時代に一生懸命苦慮されて、努力されて、今のごみ処理の在り方がつくられたというふうにお伺いしているわけです。それはそれで大変苦労されて現状を確立されたと思いますが、どのような事業においても、この既存の手法だけにこだわっては、イノベーションは生まれません。ごみゼロを目指すのであれば、現代社会における焼却炉のテクノロジーをしっかりと把握して、スピード感をもって検討すべきだと考えるわけです。SDGsに先進的な取組を行っている志布志市こそ、この市長がよく言われる「ごみゼロ」を目指しているのであれば、この最新の焼却炉の整備も視野に入れた検討をするべきではないかと考えます。RPFのいろんなメリット、デメリットもあるわけです。でも、今の焼却炉の在り方というものは、そういう市長がイメージされるものとは、全く違う方向性を歩んで開発されているわけですね。その辺もしっかりと検討していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これまでも答弁してまいりましたとおり、焼却施設の建設は考えていないところではありますが、先ほどありましたように、焼却炉の建設費として、曾於市が平成8年に18億7,000万円、肝属地区清掃センターが2市4町で構成され、平成24年に95億円。先ほどありました「なんさつECOの杜」が4市で構成され、令和6年に282億7,000万円で建設されています。これに加えて年間の維持管理費のほか、約15年稼働しますと、炉の改修費用がかかることや

焼却灰の処分の課題もあります。今後も市民の皆様の協力をいただきながら、今ある資源を長く使うという考えの下、引き続き、ごみの減量化及び再生資源化に取り組み、持続可能な社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） 例えば、今説明がありました南薩地区には282億円かかったというのがあるわけですね。曾於市が18億円、また改修したということもあるわけですよ。それはちゃんとした予算をしっかりと設けて、ちゃんとした試算をしながら、これでも大丈夫だからこの処理でやりましょうよということなんです。何かいろんな事業を取り上げると、「幾ら幾らかかっています」と。それは各自治体は、ちゃんとした試算の上で事業を行っているわけですよ。これだけかかったから無理でしょうという話ではないわけです。そこは、時代の流れとか市民の意見や要望、また行政の考え方をいろいろ組み合わせながら、ベストなものは何かということを考えていくべきだと私は思います。ぜひですね、このSDGsの取組の一環として、前向きな焼却炉整備の検討を強く期待しています。

観光振興について伺います。稼ぐ観光を実現するためにも、志布志ブランドの構築を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどもちょっと話をしたところでありますが、本市は、これまで物産の魅力を積極的にPRしたふるさと納税事業に取り組み、全国から毎年多くの御寄附をいただいているというふうに答弁したところであります。また、東京駐在所を起点とした首都圏における本市特産品の販路開拓や拡大策による成果によって、全国の消費者の皆様から本市特産品の魅力について一定の評価をいただいているところであります。現在、本市のふるさと納税返礼品を掲載するポータルサイトやイベント出店時に使用する装飾品等につきまして、本市のブランドコンセプトやロゴマークを使用し、統一したイメージを刷り込みながら、認知度向上に努めているところであります。

○5番（南 利尋議員） 今、ふるさと納税のこととか、いろいろ答弁していただきました。今回は、6次産業の取組とか、商品開発とか、そういう問題ではなくて、稼ぐ観光の一助になるであろう取組ということで、質問させていただきます。先日、さっき言った視察の手土産を買いに、和菓子屋さんに行ったわけですね。「箱に入れて、包装してください」ということでお願いすると、無地の包装紙にきれいに包装していただいて、無地の紙手提げに入れてくださったわけですね。すごく上品であったわけですが、相手方に渡したときに、志布志市のお土産というのが分からない状況があるんじゃないかなと思ったわけですね。いろんなところに行くと、必ず地名やそのまちの名物みたいなのがデザインされた包装紙や紙袋がいろんなほかの自治体にはあるわけです。例えば、皆さんが一番分かりやすいところでいくと、青島に行きますよね。青島せんべいというのがありますよね、誰もが見られたことがあると思います。もう、どうだこのやろうぐらい、青島が写真でぼんと出てて、大きく「青島」と書いてあるわけですね。誰がどう考えても、青島の土産だと分かるわけです。青島というのはこういうところかと、このせんべいを食べながら、みんなこの青島を感じられるわけですよ。例えば、空港とかの土産屋さんに寄ると、どこどこ

に行ってきましたみたいな、そういう包装があったりとか、いろんな地名をアピールしたりするような、そういうデザインの包装紙があるわけですね。お土産というのは、もちろん中身も大事だと思うのですが、渡すときに見かけも重要だということを思います。この包装紙のデザインだけで、志布志ブランドがアピールできると私は考えます。私が買った店の和菓子は、本当においしいやつなんです。多分皆さん、ここにいらっしゃる方全員食べたことがあると思うのですが、名前を言うといけないので、志布志市の島の名前が付いた、とってもおいしいお菓子なんです。その包装紙にもし仮に、その島の写真がぼんと載ってて、「志布志」と書いてあれば、その味を味わいながら、この包装紙を見ながら、「おお、志布志にはこういう景観のところがあるんだな」なんて思っていて、食べていただくときに志布志を感じていただけるのではないかなと思うんです。無地のそういうお土産よりも、そういうデザインの付いているもののほうが志布志をアピールできるということで、私は考えます。そこで提案なのですが、もっと志布志グルメをアピールするためにも、観光特産品協会や商工会などと連携して、若者受けするデザインや、この歴まちというものをアピールしているわけですから、この歴まちをアピールするそういうデザインや本当に志布志を感じるデザインを包装紙や紙袋などの製作に取り組んで、特産品や食料品を販売する事業者に使っていただけるように周知しながら、志布志ブランドのアピールを図っていくようなのも、一つの手段ではないかなと考えます。見解をお伺いします

○港湾商工課長（大迫秀治君） 現在、本市につきましては、志布志市ブランドロゴマーク使用取扱要領を定めまして、使用する場合については、申請をいただいて、使用可能としているところでございます。また、観光特産品協会のオリジナルキャラクターであります「志武士ししまる」につきましても、申請をさせていただいて、無料で使用できるようになっているところでございます。

○5番（南 利尋議員） 分かるんですよ、それは志みたいな、丸みたいなものがあるわけですよ。ししまる君みたいなものがあるんですよ。それを例えば、全事業者が使っているかといったら、使っていないわけじゃないですか。だから、もっと志布志を、おしゃれだけじゃないんですよ、砕けたのも必要だし、いろんなジャンルでいろんなアピールをするべきじゃないですかね。そういう意味でも、そういうデザインを申請しなきゃ使えないじゃなくて、今、くまモンでも、昔、「どげんかせんといかん」みたいな、そういうものもそうなんですけど、もう定番で、何でも使えるような状況があったわけじゃないですか。そのマークとか、その包装紙とか、そういう感覚でやっていかないと、何か堅苦しい申請をしないと、「志」のマークは使えませんか、そういうもので時間をかけたって、なかなか志布志のアピールはできないと思うんです。そういう面からも、もっとこの志布志をアピールできるような状況をつくり上げるべきではないかなと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、統一した袋とか、そういうのは必要かなとは聞いていて思ったところでありますので、これは観光特産品協会あるいは商工会等とも協議をしながら、進めてまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） ある人が言っていました。「正しいことよりも楽しいこと」みたいなことを言って、いろいろ本を書いている人がいたんですけど。もちろん正しいことも大事なんですけど、楽しい感覚で志布志を味わってもらおうというのも一つの戦略だと思いますので、その辺も臨機応変に、山城だったら福山氏庭園のマークが入って、志布志みたいなですよ。市長が入るんだったら、「どげんかせんといかん」という言葉じゃなくて、志布志市長オリジナルのそういう言葉を載せたようなですね、よく総理大臣の饅頭とかありますよね。ああいういろんなものを考えながら、おもしろおかしく楽しくですね、志布志を感じてもらえるような取組も、ぜひ、期待しています。

昨今、お通夜に行くと、お返しの品が何か様変わりしたようなのは、皆さん気付いていらっしゃると思うんですよ。昔は、市内産のお茶の葉が大体主流でしたよね。今は、東京の大手メーカーで製造された味噌汁とか、長野県で製造された味噌汁とか、佐賀県で製造された羊かんとか、ペットボトルも市内産のお茶じゃなくて、大手メーカーのペットボトルが主流になっているわけです。昔は、よく「地産地消」という言葉が結構ありまして、看板とか紙袋も、「地元でたばこは買しましょう」とか、「地元で消費しましょう」みたいな看板もいろいろあったわけですが、最近何か見かけなくなったわけですね。やはり地元消費を促進するためにも、市内で生産・製造されたものを葬祭場とかに活用していただくような取組も、私はこの消費拡大につながるということを考えるわけですね。いろんな市内事業者がさんざん苦労しながら、いろいろ取り組んでいらっしゃるわけですが、そこも先ほどの質問で、葬祭用のそういう包装紙と紙袋を志布志オリジナルで、それこそ「志」というマークは、そういうものに対しての包装紙にはうってつけだと思うんですね。手さげ紙袋にも、そういうマークは必要だと思うんです。それを、例えば葬祭場にお願ひするとかですね、そういうことをしながら、いろんな農業とかいろんなものやっぺいらっしゃる方の消費に、少しでも手助けになるような取組も私は必要ではないかと考えるわけです。例えば、先ほど市長が「シティセールスということ、新たに作り出した」と言いましたよね。シティセールスというのは、外向きだけのセールスがシティセールスではないと思うんです。内向きにも市内消費をやрьましよう、市内消費を促進ましようというようなセールスも私は必要ではないかと考えますが、見解をお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 葬儀の香典返しに本市の特産品を使用していただくことは、大変望ましいし、ありがたいことだというふうに考えていますが、民間事業者の営業方針とか、そういう考え方がありますので、そこはしっかりと尊重しながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、そういう取組も今まではやっぺいないわけじゃないですか。志布志市の消費を促進するために、こういうものも使っぺただけませんかとか、これをしてたらこの包装紙はただでいいですよとか、いろんな協議を行ひながら、シティセールスを行っぺいくことは、僕は組織機構再編の一つの意味だと思っぺいますので、その辺の取組もよろしくお願ひいたします。お中元やお歳暮の時期になりますと、志布志からいっぱい荷物を送るわけす

よ。そういうときに志布志の包み紙とか、そういうもので送ったときに、その運送会社でも何でも志布志、志布志というのが動き回るわけですね。だからそういうこともしっかり考えながら、志布志をアピールしていただくことを強く要望しておきます。

ダグリ岬ベイサイドパーク構想の進捗状況について伺います。ダグリ岬ベイサイドパーク構想には、多くの市民が期待されています。これまで何回も、ダグリ周辺の伐採作業の在り方について質問してきました。部分的には改善されていますが、全体的には変わりません。民間企業や国・県などと協議を行う前に、まずは、大がかりな景観保全事業に取り組むべきだと考えます。現状のままで協議するのと、景観保全の行き届いた状況で協議していくのでは、相手方の関心度と熱量が全く違ってくるのは、必然であると考えます。分かりやすく例えますと、荒れ果てた耕作放棄地と今すぐにでも耕作できるであろう状況の畑を見比べたときに、価値も変わります。そういう評価額も変わると私は考えます。今こそ、いろんな取組をする前に、まずは、大がかりな伐採などの環境保全事業に取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましては、開発に必要となる都市公園区域の変更等を進めるとともに、開発方針の策定に向けた作業を行っているところであります。議員がおっしゃる公園管理と、このボルベリアダグリの経営の中に景観整備の予算も入っていますので、これはやはり分けて、今後整備をしていくべきじゃないかなというふうに考えているところであります。令和7年度、どういう形で公園とボルベリアダグリ施設の管理をしていくのか、内部で十分検討してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、この事業を行うときには、相手方が発生するわけじゃないですか。相手方が来ていただいて、そういういろんなイメージができるような状況の中で、私は、いろいろ協力しながら進めていくというのがベストだと思いますので、今の環境保全の在り方をもっと予算を拡充していただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

にぎわいを創出するために、完璧なベイサイドパーク構想をつくり上げるには、旧パラダイス跡の購入・解体を検討すべきだと私は何回も言っています。ほとんどの市民が、このベイサイドパーク構想の話をする、必ずパラダイス跡地の話になるわけですね。このことをしっかりと進めていかないと、ダグリ岬ベイサイドパーク構想のにぎわいを創出するための妨げになるような、景観を害するような事業になってくると思うんですね。これまでも市長の答弁では、「所有者と協議をした結果、こうでした」ということを今まで答弁していただいていると思いますが、市長は、直接所有者と協議されたことはありますか。

○市長（下平晴行君） ありません。

○5番（南 利尋議員） 私は、本当にこのダグリ岬ベイサイドパーク構想を、しっかりとすばらしいものを実現するために、職員とその所有者の話では業務的な話しかないと思うんです。私は、何でもトップセールスが必要だと思っています。この所有者に対して、市長のダグリ岬ベイサイドパーク構想に対しての熱い思い、また市民や近隣自治体、いろんな関係する方々の意見や要望をしっかりと伝えて、思いを伝えて、この解体撤去に取り組むべきだと考えます。それを解

体撤去に取り組んで、誰一人として市民の方は反対しないと言っても、過言ではないと思います。だから、そういう意味でも市長自らがトップセールスをしていただいて、所有者としっかりとした協議を行っていただけませんか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） パラダイス跡については、美しい景観を保つ面から、前から言いますように、所有者に対して適正管理をお願いしているところではありますが、所有者からは事業計画があるというふうに聞いていますので、そのことについては、それ以上のことを私が言って変わることもないというふうに思いますし、また、本市としても利用計画がないということからも、前もお答えしたとおり、購入の考えはないということでもあります。

○5番（南 利尋議員） いろんな質問を今回させていただきましたが、もっと市民の意見や要望をしっかりと受け止めていただいて、このパラダイス跡の在り方、いろんな予算の在り方を検討していただいて、市政運営に御尽力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、南利尋議員の一般質問を終わります。

次に、9番、八代誠議員の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠議員） 改めまして、皆さんこんにちは。八代誠です。休憩が入るのかなというふうに思っておりまして、いきなり名前を呼ばれたので、ちょっとびっくりしたところです。よろしくお願いします。

早速、通告書に従い、一問一答により質問をいたします。今回は、物価高騰対策について質問いたします。物価の高騰は、長期化しており、原油の価格や人件費にも影響が及んでいます。今年の夏になりますが、異常気象も手伝ってか、暑い日が続きました。その暑さは、最近まで続き、11月半ばでありながら、日中の気温は、27度あるいは28度を指して、冷房や扇風機を利用しました。倏約、節約しているつもりでも、電気料金の請求書を見ると、「ええっ、んだもしたん」というありさまでした。これは、市内全世帯での実態ではないかと考えています。国は、今年8月から10月までの3か月間、酷暑乗り切り緊急支援として、電気及びガス料金負担軽減支援を実施いたしました。そういった支援がありながらも、私は、妻と二人暮らしではありますが、7月、8月、9月の電気料金は、1万円を優に超えました。市長、市として、こういった現状をどのように捉えておられるのか。また、来年度の予算編成に当たっては、物価高騰対策として何らかの支援が検討されているのか、まずはお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

国際的な原材料価格の上昇や円安など、複数の要因によって生じている物価高騰は、令和4年度以降、食品や日用品、燃料油を中心に、市民の皆様や市内企業の皆様にも大きな影響を及ぼしています。また、企業努力による賃上げや国による最低賃金の引上げが行われていますが、それを物価高騰が上回る状況であるというふうに認識しているところでもあります。市としましては、このような状況の中で、どのような対策が最善なのかを模索しながら、これまで全市民を対象にした物価高騰対策対応商品券、いわゆる志商品券の発行や事業者の皆様向けにエネルギー価格高

騰支援などを実施してきたところであります。現在、国や県においても、物価高への対策について議論されており、引き続き動向を注視しつつ、本市の物価高騰の状況を十分考慮した令和7年度当初予算の編成に努めてまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） つい最近になりますが、11月22日、政府は、こういった総合経済対策を閣議決定いたしました。第一に、日本経済・地方経済の成長について、第二に、物価高の克服について、第三に、国民の安心・安全の確保について示しています。また、最近の報道では、鹿児島県議会においても、物価高対策は、急務な課題であるとして、県単独の支援策も検討するよう、複数の県議団から知事に要請をしています。国や県が示していく支援策に加えて、先ほどもありましたが、今後、市長が常々口にされる「誰一人取り残さない」精神に基づき、物価高騰に対して市民の方々からの様々な要望や意見が出た場合、市長が実施していただきましたコロナ禍時に実績があるように、そういった場合には、市単独の支援策を検討し、ちゅうちょなく進めていかれる気持ちは十分ありますか。確認です。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○9番（八代 誠議員） そういった形で、市単独の物価高に関する補助事業をちゅうちょなくやっていただきたいということで、よろしく願いいたします。

次の項目に移ります。鹿児島県の新総合体育館、鹿児島市では桜島学校新築工事において、入札不調の報道がありました。桜島学校は、昨日の鹿児島市議会において質問があり、新庁舎が完成するまでの期間、既存校舎を使用する趣旨の説明があったと報道がありました。これらは公共事業であります。物価高騰という課題は、全国各地に影響を及ぼしています。本市発注の公共事業及び指定管理委託事業において、受注者が賃金の著しい変動あるいは使用資材などの価格高騰の影響を受けた場合の対応について、現状をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 公共工事の契約締結後に資材価格等が値上がりし、発注者から請負金額の変更の相談や申出があった際は、相談や協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施しているところであります。また、資材価格の高騰、賃金の上昇を踏まえた適正な価格での契約締結のため、最新の労務単価や資材、機材等の価格を適切に反映した予定価格の設定にも努めているところであります。

○9番（八代 誠議員） まず、公共事業について伺います。今、市長が「契約書に記載してある」と、「急激な人件費あるいは材料等の価格に変動があった場合には対応している。それが契約書にうたってある」ということで、申請があった場合というのなかなかここ、ちょっと後のほうでお願いしますが、スライド条項の制度について、発注者及び受注者が確認できる書面というものが契約書で間違いなのか。また、本市でそういった公共事業において、単品になると思いますが、スライド条項の実績があれば、その実績の件数、年度、さらに、その品目や変更金額が分かれば、お示しを願いたいと思います。

○建設課長（富岡 裕君） スライド条項の適用について、請負代金の変更は、工事請負契約書第26条に記載しています。その建設工事のスライド条項による変更契約の内訳でございますが、

令和4年度に関しましては、2件が建設課分でございます。令和5年度は、建設課分が2件、耕地林務水産課分が2件という形で、令和6年12月1日現在では、今年度はスライド条項の適用がないところでございます。そのスライドの内訳でございますが、建設課分に関しますと、令和4年度が2件、令和5年度が2件ということで、合計4件でございます。これは単品スライドでございます。アスファルト合材の単価が高騰したということで、単価見直しを行っています。当初、アスファルト合材で1 t当たり1万1,300円だったのが、変更後1 t当たり1万4,000円になったということで、差額が2,700円高騰したということで、283.5 t使用した関係で、合計で76万5,450円の増額となったところでございます。

○9番（八代 誠議員） よく分かりました。自分もちょっと調べまして、ここに「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」と題する資料があります。8ページになるのですが、「受注者からの申出」ということで、「受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする」、「受注者から申出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその要因等について受注者から情報提供を求めるものとする」ということで、今、課長からも説明がありましたように、当初請け負った設計金額において、単品ということになりますので、生コン、先ほど説明があった分については、アスファルト合材ということでしたが、単品において、そういった差額が著しい場合には、受注した会社のほうから申し出て、発注者が丁寧に対応するようにということになります。こういったルール、志布志市発注の公共事業全てにおいて、適用されていると考えていいですか。今、耕地林務水産課あるいは建設課の実績があるということでしたが、公共事業だけではありません。公共事業全てにおいて適用されていると考えてよろしいですか。

○建設課長（富岡 裕君） 事業課といいましても建設課、耕地林務水産課、水道課が該当する事業単位となるのですが、まず、単価につきましては、特に建設課、水道課においては県土木部、耕地林務水産課においては農政部の考え方に準じて県の公共単価、物価版等の刊行物、そして見積単価の順で単価を採用しているところでございます。

○9番（八代 誠議員） それでは、ちょっと詳しくというか、ちょっとよく分からなかったもので、幾つか質問していきます。令和元年あるいは令和2年、梅雨時期に本当に大雨が降りました。そういった場合に、比較的大規模な災害復旧工事を発注されたわけですね。国からの補助をいただいて実施する災害復旧工事の場合も変更できるんですか。変更できた場合に、増額となった場合の負担は、どこがするんですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

市もそうなんですけども、県が発注する工事の公共単価につきましては、先ほど言いました公共単価に基づいて行くと。今回、インフレスライド条項、単品スライド条項につきましては、全ての工事が該当いたします。ですので、そういった災害についても同じでございますし、ただし、残りの工期が2か月以上ある工事が対象となります。補助事業も合わせて同じでございますので、

御理解いただければと思います。

○9番（八代 誠議員） 対象になるということは分かるんですが、比較的大規模な災害復旧工事、1億円ぐらいかかるような河川復旧工事などの場合に、そういう単品スライド条項を適用して増額になった場合のその負担というのは、国からの補助で丸々できるんですかということですか。増額となった場合のその金額の負担というのは、どこがするんですか。

○建設課長（富岡 裕君） そのスライド条項の規定でございますが、請負額の変更の方法というのがございます。その中で、受注者の負担というところがございまして、負担としましては残工事の約1%ということで、この第30条のインフラスライド条項の中に、天災の不可抗力条項というのがございまして、それに準拠し、建設業者の営業上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた1%を採用ということで、単品スライド条項と同様の考えですというふうに規定されていますので、そのような形になると思います。

○9番（八代 誠議員） ちょっとよく分からないのですが、国からの補助をいただいて災害復旧工事を発注します。1億円でできるはずの分が、1億50万円に変更されました。そういった増額となった50万円というのは、どこが負担をするんですかということをお聞きしているところです。災害復旧工事は、そもそも変更ができるんですか。変更増額となった場合、この単品スライド条項が適用になって、増工事になった場合のその増額分は、どこが負担をするのですか。国に請求をすれば、その分は入ってくるんですか。それとも、市が負担をするんですかということですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 災害復旧工事につきましても、変更契約ができます。国庫補助、起債、一般財源を財源としていますが、変更があった場合は、国庫補助のほうも増額の申請をして、補助をいただくような形で、地方債等もそれに合わせて精算をしていくような形になります。

○9番（八代 誠議員） よく分かりました。建設課長、ごめんなさい。そこがちょっとよく分からなかったなので、聞きたかったところでした。

それでは、水道課に伺います。水道工事においても、単品スライド条項は適用されますか。また、単品スライド条項が適用された過去の実績はありますか。

○水道課長（中水 忍君） 八代議員の御質問にお答えします。

当然、水道事業で行う工事についても、単品スライド条項の対象となるところです。実際、実績につきましては、最近はないところでございますので、0件ということでございます。

○9番（八代 誠議員） 土木工事においては、先ほどありましたように、生コンクリートやアスファルト合材など、単品と理解できる材料が対象になるということで、よく分かるんですが、水道工事の場合、例えば主要の工事が耐震性の関係、管の大きさ、径が300mmのダクタイル鋳鉄管埋設工事というものが数百m、耐震性の管径300mmぐらいのダクタイル鋳鉄管がメインの工事だと、そこに使用する管と管を繋いでいかないといけないわけですから、接続材料の取扱いというのは、どういうふうになっていくのかなど。また、本線があって、その支線には違う、今度はビニールパイプ等を使用するというようなことになっていくかと思います。使用する材料が多種

にわたる場合、これは水道の場合は、全ての材料を一括して管材として考えていくのか。あくまでもこれまでであるように、単品スライドという考えでいけば、もう単品をそれぞれスライド条項として考えていくのか。その辺がどうなっているのかちょっと分からないので、お示しいただきたい。

○水道課長（中水 忍君） 単品スライドにつきましては、物品ごととなっていますので、燃油なんかも対象物品であります、例えば、ガソリン、軽油、混合とそれぞれあるのを踏まえますと、それぞれの部材ごとに変更額を積算して、その合計が事業費の1%を超える、また、先ほどあったみたいに、その申請の段階で工事の残期間が2か月以上あれば、その対象となるというふうに思われます。

○9番（八代 誠議員） よく分かりました。それでは、本市での公共事業の設計単価見直しの頻度はどうなっているのか。年に何回程度、設計単価の構成は実施されていますか。

○建設課長（富岡 裕君） 設計単価の見直しにつきましては、やはり県のほうからその都度、単価の見直し等が来ます。それによって公共単価の見直し、それとあとその物価版についても定期的に購読をしております、その中で適時、その時期によって単価も見直しをされていますので、それに合わせて設計のほうを行っているところでございます。

○9番（八代 誠議員） ちなみに、今年度は、何回程度変更されていますか。

○建設課長（富岡 裕君） 単価の見直しについては、毎月行っているということでございますので、4月から含めて今月12月まで、毎月単価の変更があれば、変えているという状況です。

○9番（八代 誠議員） 毎月ということで、なるべく直近の物価版等による新しい単価が採用されて、志布志市においては発注されているということですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○9番（八代 誠議員） はい、よく分かりました。

そこでですね、何回かこの場でお願いをしたことがあるわけなんです、1年に1回程度は、建設課、耕地林務水産課、水道課及び契約係等も交えての経営者あるいは技術者講習会を実施し、こういったスライド条項についても、しっかり説明できる機会を設けていただきたいというふうに考えています。先ほどありましたように、こういう物価が高騰した場合に、公共事業においては、ほぼ志布志市の場合は、単品スライド条項が適用されるのかなと思います。「契約書に書いてありますよ」ということなんですけど、そういった制度さえも業者の方々の中には、国土交通省とか、鹿児島県の本当に大きい工事を受注される業者さんは、御存じかと思いますが、なかなか末端のほうまではこれが浸透してないんじゃないかなと。特に、舗装工事等においては、そういった適用する事業がもっと数多くあるんじゃないかなというふうに、私は考えています。というのが、先ほどもありましたが、申請しないと受け付けないという形になっているみたいですので、やはり、こういった措置があるんですよということについても、もう少し懇切丁寧に周知しなければならない。であれば、そういったことも含めて、年に1回程度は経営者及び技術者講習会を、ぜひ、開催していただきたいと思います。いかがですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 以前、コロナ禍前は、建設課を中心に、あと財務課の契約係が入って、事業者との講習会等を行って、指名の在り方だったり、施工計画書の作り方、それから契約の在り方の意見交換をしていたところで、最近になってはしていないところがございますので、また、そういったことがあれば、機会を見て、講習会等を行っていきたいと思っています。また、スライド条項につきましては、各課発注する中で、1万円の単価で発注したけれども、今度は業者と業者のやり取りの中での差額が出てきたという、そういった情報を業者のほうで持ってきてくださいよというような形で、業者からの提案ということでもありますので、そういったところも含めまして、市としてもそういった状況にあれば、懇切丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

○9番（八代 誠議員） そういったことで、本当にコロナ禍前は開催されていたというふうに、私も記憶しています。ぜひですね、経営者も含めて技術者講習会等を実施していただきたいと思います。水道課についても、ぜひよろしくお願いします。

次に、指定管理事業について伺います。今回の定例会に提出された一般会計補正予算書になります。担当課は、生涯学習課なんですけど、事業名が体育施設指定管理事業が増額の補正ということで、提出されています。補正の理由として、「物価高騰により光熱水費、燃料費及び原材料費の不足が見込まれることから、既決の指定管理料を増額する」とあります。志布志運動公園の運動施設指定管理料とあり、内訳として、1、光熱水費、2、燃料費、3、原材料費の3項目が記されています。鹿児島県の最低賃金が今年10月5日に改正されました。この補正予算になりますが、指定管理先との間で、人件費についての要請あるいは協議というものは、全くなかったんですか。

○生涯学習課長（江川一正君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、毎年、大体4回ほど報告書を頂いている中で、各指定管理者とその年度の指定管理料について足りるかという協議を全ての指定管理者と生涯学習課のほうで行っています。その中で、今回、志布志運動公園については、指定管理料が足りないという形で補正予算で計上させていただきました。今、お尋ねの人件費につきましては、最低賃金等は上がっているんですけども、その分については協議の中では行っていない、要求はされていないという形で、不足はしていないということでお伺いしているところでございます。

○9番（八代 誠議員） 今、生涯学習課長のほうから報告がありました。この体育館以外にも、本市は、様々な指定管理を委託しているわけなのですが、そういった対応は、十分実施されているということで大丈夫ですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○9番（八代 誠議員） はい。人件費も10月5日に改正されたということで、私がここで聞いたかったのは、例えば、契約金額は変更なしにして、契約内容を変更して、作業の回数を減らしているというような例はありませんよねということを確認したかったところでした。材料代とか、燃料代とかだけではなくて、働く人の賃金も上がっているはずなのに、どうしてか光熱水費、燃

料費、原材料費の3項目が今回記されているんですけど、本当に人件費の要求というのはなかったのかなと。であれば、契約金額を変更しないで契約内容を変更しているようなことがもしかしたらあるのかなというふうに考えたところでした。そこは、どうなのですか。

○生涯学習課長（江川一正君） 私どもといたしましては、契約内容の変更というのは行っていないところでございます。指定管理者様との年度協定に基づきまして、年間の契約を結んでいます。その範囲内で作業をお願いしますといった形で、今、指定管理事業については、事業を推進しているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

隈元議員、早退でございます。

八代議員の一般質問を続けます。

○9番（八代 誠議員） 午前中、指定管理のことについてお尋ねしてまいりました。最後に、市長にこの指定管理事業について伺います。本市の指定管理事業においては、委託先と十分協議をし、人件費を含む物価高騰に十分に対応している契約内容及び契約額だと、私は質問者として認識してよろしいですか。十分協議をし、人件費を含む物価高騰に十分に対応している契約内容であり、契約額だと認識してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 指定管理料というのは、いわゆる指定管理者と全体協定を結んでいるわけですね。そして、単年度協定の中でそういう何かの都合で足りなかった場合には、そういう対応をしていくということでもありますので、そのとおりであります。

○9番（八代 誠議員） ちょっと質問の趣旨に反するというか、ちょっと違うと言われるかもしれませんが、最低賃金という言葉も使いましたので、本市の会計年度任用職員の時間給単価は、県の最低賃金をクリアしていますか。

○総務課長（小山錠二君） お尋ねの会計年度任用職員の報酬でございますが、職員の給料表の1級を採用してございますので、最低賃金の953円を下回っていることはないというところでございます。

○9番（八代 誠議員） 分かりました。

それでは、最後の項目の質問に移ります。本市単独の補助事業で設定されている補助金の上限額について、市長に見直していただけないですかということで質問をしてまいります。物価高騰が続く現状を考慮した場合に、例えば、この事業に特化してということではありません。これから本市が実施している三つぐらいの補助事業について質問していくわけなんですけど、本当にこういう制度があつてありがたいんです。しかし、やはり物価の高騰で人件費が上がって、燃料代、

それぞれ様々な材料費も値上がりしているということで、まず、危険廃屋解体撤去補助事業について、本当にありがたい事業です。チラシには、「住宅を解体する場合、30万円以上の解体工事に対して、補助対象工事の3分の1を補助します。上限額は30万円」、もう一つありまして、「附属家（牛小屋・倉庫）を解体する場合は、30万円以上の解体工事に対して、補助対象工事の3分の1を補助します。上限額は15万円」ということです。注意書きに「同一敷地において1回のみ補助となります」と記されています。本市のホームページのここの部分をのぞいてみると、「令和6年度の危険廃屋解体撤去補助事業は、申請金額が予算額に到達しましたので、申請受付を終了します」との案内がされています。つまり、10月8日にそういった記事が掲載されているわけなのですが、この事業の予算は、枯渇しているということになります。「本当に、利用頻度の高い補助事業なんだなあ」ということで、改めて感じています。この補助事業については、10年以上前から実施されている事業ではないかと、自分では認識しています。10年前あるいは5年前の解体費用と現時点での解体費用には、相当な差額が生じているのではないかとというふうに私は考えます。例えば、10年あるいは5年前、100万円かかっていたものが、今は、その1.2倍から1.3倍、もしかしたら1.5倍になっているかもしれません。そういった中で、やはり30万円及び15万円の補助金は、すごくありがたいと思います。しかし、市長、今後こういった上限額を見直しますよという考えは、全くありませんか。何とかしていただきたい。

○市長（下平晴行君） 補助金については、ゼロベースというような考え方で、必要などころには必要な補助金の額の支援をしていくという考え方を持っていますので、どの事業についても、しっかり見直さなければいけない場合は、そういう対応をしていくということであります。

○9番（八代 誠議員） 私は、今回、隣接する町あるいは市のこういった補助事業についても調べさせていただきました。なかなか比較していくと、「そういうところを例に挙げて、お願いするのはどうなのかな」というふうには思うのですが。やはり、一回全ての課が持っているかどうか分かりませんが、市単独の補助事業について、もう一回、上限額あるいは要綱というか、対象になるその項目についても、そろそろ見直していただきたいなというふうに考えています。私は、最近、住宅リフォーム助成事業、これは対象経費が税込み20万円のもので、助成対象経費の15%に相当する額、ただし、15万円を限度としますよということであります。条件として、志布志市住宅リフォーム助成事業業種別登録工事店一覧表に登録してある工事店で、仕事を発注してくださいねというふうに書いてあります。相談があった方は、いわゆるD I Y、日曜大工「Do It Yourself」ということだと思うのですが、「日曜大工で、自分自身でやりたいんだ」ということで、窓口で相談に行きました。しかし、その前に要綱を見ているので、「対象にはならんよな」とは思っていたんですけど、その方が言われるには、「せめて材料代だけでも、何とかならんかね」というような相談でありました。先ほどお話しましたように、住宅リフォーム助成事業を利用する場合の条件として、登録されている志布志市内の登録工事店に発注しないと、対象になりませんよということです。ただ、今回ですね、本市が実施している志布志市宅地災害復旧作業支援補助金は、仕事をやっていただくように委託をする場合、それと2番目に、自前でやろ

うとするときに、土木工事登録店ではなくて自ら知っている人に頼んでやる場合、あるいは自分でやる場合、燃料費、重機を操作するオペレーターにかかる費用、重機の運搬にかかる経費、原材料ということで、自前でもオッケーだよというふうに書いてあります。ですから、私が言いたいの、今の時代に沿った形で要綱もそろそろ見直すべきではないかなと。今言ったのは、本当にありがたい事業なんです。やれるほうで見直してくださいということではなくて、中身についても、要綱についても、「物価の高騰が続く現状を考慮した見直しが必要」というふうに質問書には書きましたが、交付要領の見直し等も含めて、できれば、志布志市の単独補助事業について、もう一回、目を通していただいて、できる変更については、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに考えています。市長、よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、物価高騰等も含めて今の額がそれでいいのかどうか、全体的な取組体制がどうかということも含めて、内部で十分協議させていただきたいと思います。

○9番（八代 誠議員） 先ほど「ほかの町のことは、言えないんですけど」というような話をしましたが、この住宅リフォームについては、志布志市は最大15万円で、隣の大崎町は最大100万円ということです。本当に条件がいろいろ違うんですけど、金額についてもそういうような形になっています。また、志布志市が自信を持って、「すごいな」というふうに私も思ったんですけど、志布志市内で住宅を取得しませんかという補助制度があります。申請時において、申し込むタイミングで、夫婦ともに年齢が39歳以下ですよという制限があります。しかし、大崎町は、65歳未満であることということになっています。この志布志市の39歳以下の年齢ということについては、予算常任委員会だったと思いますが、こういった新しい事業が展開される折にも、「どうして39歳なんだ」というような同僚議員からの質問も多々あったかと記憶しています。そういったことも含めて、もう一回、隣接する市町と比較していただいて、見劣りがするような金額、あるいは「ああ、こういうやり方もあるんだ」ということについても、ぜひ目を通していただいて参考にされて、できれば、「この補助事業については、絶対ほかのまちには負けないよ」というような目玉を、先ほど南議員も言いましたが、何か一つどこかと目玉をつくっていただきたい。先ほど住宅を新築購入された方、もっと大きくなるのかもしれませんが、150万円頂けますよというようなチラシがあります。大崎町は、最大で310万円です。これは、今回国が示した経済対策の中にもあるんですが、新しく住宅を造る場合に、高断熱材を使用した場合に、追加で補助金が頂けるということで、こういったことについても、先ほどから話しています国が示した事業を、すっぱ抜いてと言ったらちょっと言い方が悪いんですけど、そういったものも十分活用されながら、うちの要綱にない分がこういうところに入っているんだということです。志布志市で新しく住宅を建てる方も、断熱材というのは、もうほとんどこういう材料になっているんじゃないかなとなると、志布志市では、申請された方が国に自分で申請しないといけないようなシステムになっているのかなと。大崎町がここでうたっているということは、何らかの形でうちの職員が携わることができるようになるのかなと。国あるいは県の補助事業に対して、志布志市の職員の方々

も精通していただいて、こういう市あるいは町単独の事業にそういった項目を入れているのかなというふうに、今、私は思ったところです。ですから、ぜひ、ほかの市町村の補助事業の金額あるいは中身についても、もう一回、私は検討していただきたいというふうに思います。どこかでこの補助事業の金額あるいは中身については、この場でお願いしたいというふうに思っていましたところ、先ほどもテレビでやっていましたが、国際情勢が非常に微妙になってきたなというふうに考えています。シリアのこととか、お隣の韓国のこととか、国際情勢が非常に揺らいでいます。アメリカでは、報道ではトランプ大統領なのに「またトラさん」とか言ったりしていますが、経済状況が非常に微妙なときですので、もう一回、先ほども言いましたように、国が示す補助事業、県が示していくであろう補助事業についてしっかり目を通していただいて、こういった単独事業にも乗つけられるようなものがあれば、しっかりそこは調査・検討していただいて、上乗せでそういったものが利用できるようになれば、すごくいいものになっていくなというふうに思っています。市長は、「前向きにやりますよ」とさっき言っていただいたのですが、隣接する町や市の施策にも目を通していただいて、見劣りがするようであれば、市長の思いをどこか一つか二つぐらいぶつけていただいて、「すごいな、こんな補助金制度があるんだ」というようなものをつくっていただきたいというふうに思います。市長、御意見をお聞かせ願います。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃるように、やはり移住・定住政策あるいは経済対策等々を考えて、国・県の補助事業あるいは、私は、他市町というのはあまり好きではないのですが、特化したものができるような、そして課長会等でも自分事として予算の計上、考え方をしてほしいということで、職員の皆さんも一生懸命頑張っていますので、それと併せて今おっしゃったようなことも含めて、どういう形で市民の皆様に今の物価高騰の状況での対応ができるか、十分内部でも協議していきたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） この最後の質問については、あちこちの自治体の資料を取り過ぎたといえますか見過ぎまして、何をどうやって市長にお願いすればいいのか、自分自身でさえもちょっとまとめることができませんでした。今、市長からもあったように、本当に市民の方々に喜んでいただけるような市単独事業を、ぜひ、新しいものについても、既存のものについても検討していただいて、市民の皆さんが喜ぶような補助金制度を確立していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、八代誠議員の一般質問を終わります。

次に、6番、市ヶ谷孝議員の一般質問を許可します。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 皆さん、こんにちは。会派、志みらいの市ヶ谷孝でございます。通告書に基づき、質問をしてまいります。執行部からの明瞭な答弁をいただければ、非常にスムーズに終わるものと思っていますので、よろしくお願いいたします。それでは始めます。

少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴う社会情勢の変化により、高齢者世帯の割合は、増加傾向にあります。第9期の介護保険事業計画にも記載があるとおり、高齢化率、また、その高齢

者人口の中での後期高齢者率がそれぞれ増加傾向にあり、高齢者独居世帯数も増加をしているという数字が今後の見込みとともに示されています。またその中で、住み慣れた自宅での暮らしの継続を希望する高齢者が圧倒的多数であり、自宅で安心して健康に暮らすことのできる行政サービスの重要性も、今後ますます高まっていくものと思っています。本市では、その一環として、配食事業に対する支援等を実施していますが、今後、より深まっていくと見込まれるこの状況に対応するため、柔軟かつ継続性を備えた取組をどのように進めていく考えかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えします。

本市における高齢者夫婦世帯及び高齢者独居世帯の数は、令和2年国勢調査によると4,559世帯となっており、一般世帯数に占める割合は、34.6%となっています。今後、高齢化の進展に伴い、その割合は、ますます増加することが予想されています。議員御指摘のとおり、高齢者が在宅で安心して暮らすためにも、配食支援等の生活支援サービスは、民間で提供されている現在のサービスを含めて、非常に重要な役割を担っているというふうに考えています。市としての施策の展開につきましては、3年ごとに策定する必要がある高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を実施していく中で、課題の把握や分析、施策の評価を行いながら、事業の柔軟性及び継続性について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） それではまず、本市で行っています食の自立支援、そして特会のほうにございます配食支援事業、こちらの事業の概要について、御説明をお願いいたします。

○保健課長（北野 保君） 市が実施する配食支援事業等について説明を申し上げます。

まず、一般会計で実施をする食の自立支援事業と介護保険特別会計で実施する配食支援事業があります。配食支援を行うことで、栄養の改善や見守りを行い、地域における自立した日常生活を支援することを目的としています。まず、食の自立支援事業の利用者の要件でございますが、65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上のみの世帯の方、そして障害者総合支援法に規定する障害者となっています。次に、配食支援事業の利用者の要件につきましては、介護保険法における要介護者及び要支援者、90歳以上の者、そして介護保険法施行規則で定める体重減少等があり、要改善が必要な方となっているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） それでは、この事業を利用する際、この事業を受けるまでにその利用者の目線でどういった流れになるのか、そこの御説明をお願いいたします。

○保健課長（北野 保君） まず、市に相談があった場合に、事業の説明を行います。そして、対象者の条件に当てはまるかどうかの確認を行います。対象者になる場合は、申請書を提出いただきまして、その後、訪問にて調査を行います。アセスメント表といいまして、身体や健康状態、そしてまた食生活の状況、生活能力や調理の能力、配食の必要性等を記載した表があるんですけども、そちらのほうを使って、在宅での生活状況を確認し、配食が必要と判断した場合は、利用決定通知書を送付し、配食が開始となるところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） それでは、例えば利用者の方が先に配食の事業者のほうにお問合せをして、その配食を受けることの契約を結んだ場合、その方に対してこの事業の説明や紹介は、

どのような形になされるのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 事業者に直接行った場合につきましては、市が委託している事業者であれば、やはり市のほうで認定を受けないといけませんので、もう一回、市のほうに相談をいただきまして、先ほどの手続を取っていただく形になろうかと思います。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 細かい流れの確認で申し訳ございません。では、そういった利用者がいた場合、もしもその委託業者がそういった事業の要件に当てはまらないと思った場合、その利用者の方にお伝えするののか。もしくは、担当される民生委員の方またはケアマネジャーさんがその判断をして、そういった打診をして、市のほうに相談しに来るのか。そのあたりの流れは、どうなっていますでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 今、議員がおっしゃいましたいずれの方法でもよろしいかと思うのですが、最終的に市のほうへ届くような形でしていただければいいかと思います。

○6番（市ヶ谷 孝議員） それでは、令和5年度でも構いませんが、1年間で窓口のほうにそのような問合せの件数が何件あったか、分かりますでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 保健課の窓口には、平均して月1件から2件の問合せがあるところでございます。地域包括支援センターにつきましては、配食支援を含めた相談が、令和5年度で28件、令和6年度は10月末現在で24件あるところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） それでは、この情報提供の在り方について、もう1点伺いたします。あくまでも私が調べた範囲になりますが、志布志市のホームページで、この食の自立支援事業及び特会のほうの配食支援事業がひとまとめで、同じページに配食支援事業についてという形で紹介があるかと思います。この認識で間違いないでしょうか。それともほかに、このことについての紹介ページがあるのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 現在、ホームページにつきましては、両方とも同じページの中に記載をさせていただいているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） では、こちらのページですね、あくまでもこの記事が上げられたのが2年半以上前になっていますので、こちらに記載のある年齢要件であったり、現在のと違うのかなというところが少し気になったところでございます。あくまでも今日の朝、私が調べた段階ですが、この食の自立支援事業のほうについては、75歳以上という要件がまだ残っているようでした。また、こちらは、あくまでも事業の概要が載ってはいるんです。具体的に、例えば、今、市が委託をしている業者さんであったり、一番下のほうに、「ほかの事業者でも配食サービスの提供はしています」という記載はあるのですが、その記載のみで、具体的にどういったお弁当が提供されているのかという情報が一切ないのが非常に気になったところでございます。やはり、ホームページというものは、自宅にいながらにしてもアクセスが簡単に可能、なかなか利用者御本人は、高齢であったりで難しいかもしれませんが、例えば、遠方に住んでいらっしゃるお子様が遠くから志布志市に住んでいる親御さんに対して、こういった事業を利用したいときに調べるときには、どうしてもホームページが先にくるのかなと思っています。その上で、もし

もなければ、当然、窓口のほうに連絡は来ますが、まずは、このホームページが情報提供の入口なのかなというところで、残念ながら現状その入口としての機能は、十分果たせていないのかなと思うところがございます。どこまでをすればいいかというのは、また様々でございますでしょうが、例えばタブレットで申し訳ないのですが、こういったチラシですね。チラシといいますか、これはパンフレットなんですけど、あくまでもこれは広域的なもので、一自治体のものではないので、そこの地域振興局が作っている資料で、こういった業者さんが市内の方に対して、サービス提供できますよというパンフレットがございます。こういった紙ベースでも構いませんが、担当課あたりで作成はしていらっしゃいますでしょうか。

○保健課長（北野 保君） まず、ホームページの内容につきましては、更新が行き届いていなかったということで、おわびを申し上げたいと思います。あと、配食サービスをやられている事業者の一覧表等につきましては、窓口で相談されたときに配布をしているという状況ではございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 配布をしているということは、その表というか、一覧自体は作成してあるということですね。よろしければ、その記載している内容の項目について、例えば、お弁当の内容であったり、対応できる曜日であったり、時間帯であったり、どこまでが記載されたものなのかお示しいただけますか。

○保健課長（北野 保君） 配食業者の一覧表につきましては、業者名、電話番号、種類ということで値段と食のメニューといいますか、種類がございますので、その種類と対応可能な配達日等が記載をしてあるところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） では、こういった情報については、例えば、電話で問合せいただいた場合は、電話上での口頭で説明をお返ししているということではよろしいですか。

〔何言か呼ぶ者あり〕

○6番（市ヶ谷 孝議員） はい。では、もう1点確認させていただきます。現在、この配食に関する二つの事業ですね、一般と特会のほうですが、両方とも一食当たりの費用は、800円で計算をして、そこからそれぞれ課税、非課税で個人負担額は変わりますが、事業設計なされているものと思っています。この800円という金額設定について、例えば材料の高騰であったりとか、配達に関する燃料費の高騰であったりとかを受けて、こちらの見直しという考えはないのか。もしくは、業者からそういった話はなかったのか、いかがでしょうか。

○保健課長（北野 保君） この料金の設定につきましては、まず、食の自立支援事業と配食支援事業につきましては、両方とも同じ金額設定でしているところがございます。課税世帯につきましては、金額が違いますので、申し上げます。食の自立支援事業につきましては、利用者負担が非課税世帯で500円、課税世帯が600円。おかずのみというのを今年度からしていますので、おかずのみが非課税世帯で450円、課税世帯が550円。配食支援事業につきましては、利用者負担が非課税世帯で400円、課税世帯で500円。おかずのみというのが非課税世帯で350円、課税世帯で450円となっております。委託料につきましては、800円から差し引いた金額になるんですが、

この800円につきましては、令和6年度で見直しをしております、現在850円で設定をさせていただいています。これにつきましては、事業所の現状等をヒアリングいたしまして、食材費、また燃料費が上がっているということで、今年度から増額対応をしているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 今、課長のほうからヒアリングというお話がございましたので、そこもお伺いしたいと思います。今、委託をしていらっしゃる業者さんと、当然、この事業を実施するに当たって、月例報告等が上がってきて届けられていると思うんですが、その際であったり、もしくはそれとは別に、年間で何回かあらかじめ決められた中で、協議する機会というものはどれくらいあるんでしょうか。

○保健課長（北野 保君） まず、月例報告ということで、毎月報告書の提出をしていただいていますので、その際に、事業所の方と状況をお話しさせていただいています。その中で、現在のその食材費の状況であったりとか、燃料費の状況であったりとか、そういったものを受けていますので、そういった中で協議を行っている状況であります。

○6番（市ヶ谷 孝議員） そういった価格面であったり、費用面のことは別に、この事業について、特に何かこうしてほしいという意見等はないところでしょうか。

○保健課長（北野 保君） やはり、現在、利用者がどうしても少なくなってきていますので、そういった対応につきましては、今回、おかずのみを令和6年度から実施をしています、そういった利用者の方の要望等をお聞きしているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 今、利用者が少なくなっているというお話がございましたので、先にそちらのほうをお伺いさせていただきます。私自身もこれまで毎年、その前の年の実績報告、決算等で数字等を把握させてもらっている中で、どうしても実績の中で1年間の延べ食数、そして実人数、延べ人数という形で報告があると思いますが、この実人数の部分が非常に少ないのかなというふうに懸念をしているところでございます。当然、この事業は、対象となる要件がございますので、それに合致しなければ、認可されなければ、支給されないことは重々承知しています。その委託業者さんがこの事業対象とは別に、全体に抱えている顧客数がどれだけか分かりませんが、おそらく数十人から100人規模であろうというふうに推察しています。その中には、もちろん大崎町等もあるでしょうから、厳密に志布志市となってくると、少なくなるんでしょう。だとしても、その中で、例えば令和5年度でいったら実利用9人であったりとか、令和4年度が実利用6人であったりとかというのは、少なすぎるのかなという印象を抱いています。この実人数が少ないという点は、なかなか申請があっても認可するに至らない件数が多いからなのか、申請自体が少ないからなのか、その要因は、どこにあるのでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 事業の実績でございますが、二つの事業の合計になります。令和5年度末で利用者数が48人、配食数で1万5,552食でございます。令和6年度につきましては、9月末時点で利用者数が56人、配食数が1万146食となっているところでございます。今年度より対象者の見直しということで、75歳以上から65歳以上へ幅を持たせたところでございますし、また、おかずのみの選択もできるようにしたということで、逐次、見直しをしながら、利用者の拡

大に努めているところでございます。今のところは、やはり申込者が少ないのかなというところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 以前、一般質問をした際の答弁でもございました。この事業というのは、本日の市長の最初の答弁でもございましたが、非常に重要な事業なのかなと認識をしているところでございます。毎年、当初予算で予算額をしっかりと確保されていますが、なかなか決算額、実績がそこに対して執行率50%前後になってしまっているというのが、非常にもったいないというふうな考えを持っています。であるからこそ、少しでも利用者を増やすための御努力をしていただきたいと思います。今、おっしゃったように、申請そのものが少ないということは、なかなか知ってもらっていないということが原因になるのでしょうか。それとも、要件が見た目的に厳しくて、そもそも申請をしようという気が起こらないのか。そのあたりの分析は、いかがでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 利用者が少なくなっている理由でございますが、私どもといたしましては、今まで利用された方が高齢により介護保険のほうに移行されて施設のほうへ入られたりとか、そういった事情等があるのかなというふうには思っています。新たにという方がなかなか申込みがありませんので、周知不足というのは、もしかしたらあるのかもしれませんが、今後、そういった周知につきましてもやっていきたいと思うところです。周知につきましては、民生委員の方々、そしてまたケアマネジャーの方々に、こういった制度改正がありましたということをお知らせしながら、もう少し広い範囲で周知ができるような方法を、また考えていければというふうに思います。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 今年度、要件の見直し等があつて、これから利用が増えることを望むところでございますが、冒頭申し上げたとおり、高齢化率であったり、後期高齢者率、独居高齢者の数は、増加傾向にあるにもかかわらず、なかなかこの事業の利用者が伸びていかないことは、非常にいびつなものを感じていまして、ぜひとも、今後こういった事業は、ますます必要になって、求められていくものと思っていますので、十全に対応できるような御努力をお願いいたします。

この項目は最後になりますが、以前、このことは申し上げました。リスクヘッジの観点であったり、利用者の多岐にわたるニーズにより細やかに対応するために、今、取っていらっしゃる単独業者に委託をする形ではなくて、複数業者がそこに関われるような事業設計ができないものかというのが、こちらの御提案でございます。複数業者に委託をするというのが先に出るのではなくて、あくまで申請があつて、事業対象者として認可を受けて、その利用者目線で自由にといいますか、市内世帯に配食サービスをしている事業者が複数ございますので、そこから主体的に選択して、そのサービスを受けていただく。その結果として、市が委託というか、登録している業者が複数になるという流れになるんですが、いずれにしても、そういった形を取ることができないのかなという思いでございます。全く関係はありませんけれども、例えば、先ほど少し出ました住宅リフォーム助成事業なども、市内登録業者に限っていますが、その事業を利用される方

御自身でリフォームをする業者を選択して、事前の申請、認可を受けて、着工して、竣工して、確認をして支給を受けるという形でございます。この事業も同じような形で、利用者が自分が食べたいお弁当を主体的に選んで、この事業の恩恵を受ける形にしていただければありがたいと思うところでございます。あくまでこれは、関東圏の事例なので、単純比較はもちろんですませんが、同じような高齢者向けの配食サービスですね。その自治体では、利用者が主体的に複数ある業者から選んで、その範囲において市が配食料金を負担するというスタンスが高く評価されている自治体もあるところでございます。ぜひともこのような視点で、この事業を整えていけないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 現在、委託している条件といたしましては、栄養バランスの取れた食事を提供でき、配食時は原則利用者へ手渡すことといたしまして、見守りについては配食の際の声かけを実施し、変化等が認められたら関係機関へ連絡することを常時行うこととしています。利用者の希望によりますが、365日市内全域に配達ができる体制を必要とすることとしていただいております。リスクを回避する上でも、事業者が複数あったほうがよいというふうには考えますので、条件に合った事業者が出てまいりましたら、委託のほうも考えていきたいと思っています。

○6番（市ヶ谷 孝議員） もう1点だけ、最後に確認いたします。これは、前回の一般質問で伺えばよかったんですが、今おっしゃっていただいた条件といたしますか、該当する業者としてやってほしいことが何項目かございました。この項目に合致する業者が現在1者しかないので、単独で委託をしている状態になっているだけなのか。それとも、そもそも事業の設計として、単独1者に委託をする形になっているのか。これから例えば新たに民間業者が起業して、同じような形で配達ができますとなったときに、この事業設計を変えることなく、その業者も委託業者として認められるのか。そこはいかがでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 現在、この条件に合致した事業者については、1者しかないということで認識しておりまして、やはり条件を優先した契約という形で、今進めさせていただいていただいております。また、今後につきましては、柔軟に内容が可能なかどうかというところも含めて、これはもう全庁的に関係してきますので、そういったサービス体制がそのような体制でいいのかどうかというところも含めて、検討していきたいと思っています。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 分かりました。ぜひとも不断の御努力をいただいて、時代に乗り遅れないように、また先取って、志布志市が本当にいいまちであるというふうに思っていたけるように、頑張ってくださいと思います。

続きまして、少し視点が変わりますが、移動販売という項目に触れさせていただきます。先ほどこからずっと話題に上ってございました配食支援事業については、栄養の健康面のほうでもそうですが、それと同時に、何回か御答弁いただいております安否確認ですね、そういったものも非常に重要なメニューとして含まれているのかと思っています。当然、完全代替にはなりませんけれども、例えば、スーパー等の移動販売車が地域を巡る中で、もちろん毎日は難しいですが、週1で

あったり、月1のペースで、見守り活動を担っている事例も他自治体ですがあります。この地域での見守り、または買い物弱者対策も含まれていますが、その一環として、こういう移動販売と連携して見守りサービスを拡充していく考えはないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 生活支援体制整備事業の中で、市内の移動販売を行っている事業所との協議を12月に実施することとしているところであります。そのような中で、実施に対しての状況や確認、そして課題等を把握して事業の検討を考えていかなければいけないというふうに、内部で協議しているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 以前、一般質問の中の市長答弁でも、そのときは配食支援がメインでございましたが、「高齢者のニーズに対応、またはこの事業の在り方については、利用者であったり、業者等の意見を参考にし、今後、調査・研究をしてまいりたい」という御答弁がございました。しっかりと関係している業者さん、もちろん多岐にわたりますが、介護保険事業計画においてももちろん福祉タクシーであったり、チョイソコしぶしも含めて、この食の自立支援、サロン事業もそうですし、今、市長がおっしゃられました生活支援体制整備事業等々、本当に多くの方々が一体になって取り組んでいくべき事業かと思っていますので、しっかりとそこは今後も継続して協議を進めていただきたいと思います。ちなみに、この移動販売を行っている市内業者またはその移動販売車の台数であったり、把握している数字があったらお示してください。

○保健課長（北野 保君） 現在、移動販売の台数等については、把握はしておりませんが、そういった買い物支援を行っている事業所につきましては、市内で14か所ほど、スーパー等を含めて行っているようでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 例えば、港湾商工課のほうの志布志市住み良か地域づくり支援事業でも、一応、この移動販売というものは、対象メニューのほうに含まれていると記憶していますが、こちらは今年度、申請はございますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今のところ、申請はないところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 本年度、鹿児島県もそうですし、地域振興局でもその流れを受けて、この買い物弱者対策、買い物弱者支援の事業費、各自治体がその事業を構築するに当たって、例えば事前の調査であったりとか、その事業構築に当たっての費用を助成しますという補助金も用意されているようでございます。食品だったり日用品もそうです。そこに関するアクセス問題を抱えている地域、この解消に向けて県全体で取り組んでいる流れがでございます。先ほどからの配食サービスもそうですが、この食品アクセス問題は、地域全体で課題解決に向けてアクションを取っていくべき重要な課題でございますので、その方向性が示されている今、この流れに乗り遅れることなく、しっかりと市としても取組を進めてほしいと思うところであります。改めて市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 今、おっしゃいましたように、住み良か地域づくり支援事業というものに取り組んで予算計上していますが、これはおっしゃるとおり、その地域にないもの、あるいはこの移動販売も含めて、いわゆる実態調査をしっかりまた把握しながら、支援を検討してまいり

たいというふうに考えています。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 特に中山間地域、いや中山間地域にもう限りませんが、例えば、どうしても昔ながらの商店であったりとかが、撤退をする傾向が時代が経てば経つほど大きくなってまいります。その中で、今、市長がおっしゃっていただきました事業等で、しっかりと各地域での商業圏という言葉が大きいですが、そういったその地域内で経済、生活が回るような形を少しでも維持して、また新しい若手が起業したりするときも、そういったことに関わって地域を盛り上げていただけるような支援体制をしっかりと今後も継続していただければと思っています。

私からの一般質問は、次が最後の項目になります。先ほどから話題に上げています第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画もそうですが、その中で、「介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります」と、明記をされています。以前の一般質問でも、市長もしくは担当課長のほうから、「配食支援のみならず、買い物支援のような配食とは別の意味の充実、こういった方向性も考える価値といたしますか、必要があるのではないか」という御答弁がございました。私自身の経験も含まれますが、過去の本市の事例としても、例えば、お弁当配食サービスでお届けをした先で、利用者さんからちょっとした日用品の買い物を頼まれたりすることもしばしばございました。また、ちょうどお弁当を届けた先で、家具と悪戦苦闘をしていらっしゃる独居の高齢者の方がいらっしゃって、その方のソファの移動であったり、カーペットの敷替えを手伝ったりしたケースもございます。もちろん、そういったその場限りの要望全て想定に含めていたら切りがございませんが、特に独居高齢者の方であったり、自主的に運転免許証を返納して交通手段がなくなった方、配食に限らず日常的に様々な助けを必要としていることと思います。まさに包括的なサポート体制というものの必要性を感じる場面が多々あったところでございます。このことについて、以前も御答弁いただきましたので、その流れをしっかりと継続して、ぜひきめ細やかかつ丁寧に事業設計、制度設計を当然予算であったり、現実的な縛りがございますので、その可能な範囲の中で進めていただきたいと思います。現状の進捗、展望をお聞かせください。

○保健課長（北野 保君） 様々な御提案をいただいたところですが、前回の一般質問で、配食サービスの充実という点で、食材の充実、買い物支援、配食のほかに届けられるサービスなど、配食とはほかの意味の充実について議論をいただいたところでございます。その当時からいたしますと、食材を市内産へ移行したり、また調理方法についても、市内で調理する方法へ変更したり、食味につきましても充実してきているというふうに感じているところでございます。また、先ほどから申し上げていますが、対象年齢も75歳から65歳以上に拡充いたしまして、おかずのみというメニューも始めました。そしてまた、コスト面につきましては、事業者から食材費、燃料費が上がっていることを受けまして、委託料を50円引き上げたというような様々な対応を行ってきたところでございます。また、買い物支援の付加価値につきましては、もう少し議論が必要というふうに考えていますので、今後、生活支援体制整備事業の中で協議していければなと思っています。

いるところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝議員） もう1点、最後にお伺いします。今、課長のほうから御答弁いただきました「今後、生活支援体制整備事業等の中で協議をしていく」という話がございましたが、具体的にその付加価値の件について、これまで答えは出なくても、協議した実績はありますでしょうか。

○保健課長（北野 保君） 生活支援体制整備事業の中で、移動販売、そして買い物支援を議題に協議を行っています。この事業に伴う協議体では、第1層と第2層がありまして、第2層で地域の実態を把握し、第1層でその対策を協議するという仕組みになっています。現在、第2層で地域の実態を把握していただいております、その報告では、「これまであった商店の閉店に伴って、買い物ができなくなった」などの状況が報告されているところでございます。今後、その対策を第1層において検討してまいりたいというふうに考えています。

○6番（市ヶ谷 孝議員） 分かりました。今ありますこの介護保険事業計画ですね、第9期が令和8年度までの計画となっています。せひともその範囲内で可能な限り、その協議を深めていただいて、形をもって新しい第10期を迎えていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、市ヶ谷孝議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番、栢山晋司議員の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司議員） 改めまして、こんにちは。会派、志みらいの栢山晋司です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。現在、志布志市は、志布志港が産直港湾として、東九州自動車道延長、都城志布志道路開通目前と、また志布志一日南間の道路の計画など道路網、港政策を考えると、今後30年先、どのような変化となっていくのか想像しますと、志布志市を、志布志港を中心として、南九州の重要拠点として認定されていることが分かりやすくなってまいりました。道路においても、港湾事業についても、これまでも、これからも、30年かけた構想というのは、あった話、ある話だというふうに感じます。今から30年前、有名なパソコンソフトが世界中で使われるようになり、インターネットが普及してまいりました。そのときに、携帯電話がここまで発達することを考えていた方がどれだけいらっしゃったのでしょうか。そして今、AIの分野が進歩し、今後どうなっていくのか、どれだけのことができるのか、予想できている方がどれだけいるのか、現在でも様々な想像をします。また、未来の車は道路を走っているのか、空

の交通規制・配備はどうなるのか、船の交通発達はどうなるのか、様々なことを考えます。しかし、これは空想のことではなく、既にドローンを利用した物流においても、実証実験を行い続けている自治体があるのも事実です。今回の質問は、10年、20年先、本市による地域運営がどうなっていくのかが今の取組に関わっているということを共通認識として考えていけるよう、そういう思いを込めて質問させていただきます。

ではまず、1項目目になります。イベント運営事業について質問いたします。当初予算でも、市民総参加型のイベントを実施するとして、例年、予算が計上されていますが、コロナ禍を経て、物価高騰、燃油高騰など、ここ数年で物価上昇が続いています。さらに、都城志布志道路の開通も控えていることを考えると、イベントの開催に良い影響を及ぼしている、及ぼす機運があると考えています。今後、どのように地域活性化の推進へつなげていくのかをお伺いさせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

本市につきましては、本市三大まつりであるお釈迦まつり、志布志みなとまつり、やっちく松山藩秋の陣まつりを開催することで、伝統文化の維持、市内外住民の癒やし及び地域活性化を図るため、補助事業を行っているところであります。その中で、昨今の物価高騰により、各イベントの開催経費が上がっていることは、各事務局から情報共有をいただいているところであります。そのような状況の中、それぞれの事務局や関係する方々は、イベントを成功させるために開催費用の見直しに取り組み、寄附の受付方法や費用のかからない経営方法など、様々な工夫を凝らしていらっしゃるようであります。本市としましては、イベントを地域のにぎわいづくりの核と捉えていますので、三大まつりに限らず、様々なイベントを支援してまいりたいと考えているところであります。

○2番（栢山晋司議員） 今、市長のほうから、様々な情報共有をしながら、市としても応援をしていくと感じた答弁というふうに思いました。伝統文化、そこにつながる取組なども本当に多くあると思いますので、ぜひ、情報共有をしっかりとしていきたいながら、さらなる地域活性化につながるように、こちらの取組の推進を願っています。1項目目は、これで終わりとさせていただきます。

では、2項目目に入らせていただきます。ダグリ岬海水浴場の現状について、お伺いをさせていただきます。今回は、砂浜エリア周辺に特化して御質問をさせていただきたいというふうに思っています。質問としまして、ダグリ岬海水浴場には、日陰となる場所がなく、トイレは、こちら「不衛生な状況」というふうに記載がありますが、大変これは表現が申し訳なく思っています。「不衛生と見える外観」という状況にある。海水浴場の利用のため対応すべきこと、実施できることがあるのではないかとということで、お伺いをさせていただきたいと思います。海水浴場の利用のため対応できることとして、これまでいろんな質問が本議会でもなされてきたと思います。また、ダグリ岬ベイサイドパーク構想についても、今までもいろんな答弁がございました。そこについては、基本的には理解をしているという部分であります。ただ、どうしても理解できな

い部分もありますので、質問をさせていただきます。簡潔に質問をしますので、簡潔にお答えいただければと思います。まず、海水浴場として日陰の設置があったほうがいいかどうか。もう一つ、トイレは、誰が見てもきれいであるほうがいいと思うかどうか。この2点を市長にお伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、日陰があることによって、いわゆる観光客といますか、海を利用する人、遊園地を利用する人も含めて必要だというふうに考えています。それからトイレについても、やはり利用者が快適に利用できる、そういう環境整備をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っています。

○2番（栢山晋司議員） 今、市長のほうから、「環境整備をしっかりとしていかなければならない」というふうに答弁をいただきましたので、環境整備をしていただけるんだろうなというふうに思います。一点だけ、していただけるということを前提に、お話しをさせていただきたい部分があります。利用が増える、減るというのがありますが、やはり市長から今答弁をいただきまして、これから進めるであろう整備をしていくきれいなところというのは、皆さんいらっしゃると思います。また、人が多いところには、いろんな方々もまたそこに集まってくると、その中には事業者も集まってくるのではないかなと思います。今のダグリ岬ベイサイドパーク構想について取り組んでいます、やはり利用者が多いところであれば、たくさんの事業者の公募もあるのではないかと。また、利用者が少ないところであれば、なかなか手を挙げてくださる事業者の方もいらっしゃるのではないかなというふうに、心配をしておりました。ですが、既に市長が今、「取り組む方向で考えている」ということで、今後きっと利用者も増え、ダグリ岬ベイサイドパーク構想についても、非常に有益な事業者が見つかっていくのではないかなという期待を持ったところであります。また、今回私が提案させていただいていたのが日陰の部分とトイレの部分の2点ですが、この二つがやはりきれいになって、利用者が多くなりましたら、スモールステップのビジネス、例えば、地域事業者の中でも「ダグリで、ちょっとじゃあ出店してみようか」とか、「ちょっと何かイベントを計画してみようか」と、そんな方々が増えれば増えるほど、またにぎわいが増えていくのではないかなというふうに思いますので、市長の今のお言葉を信じて、取組をしていただければというふうに思います。

では、三つ目に入らせていただきたいと思います。三つ目は、教育施設についてとなります。避難所としての活用も想定される市内小・中学校の体育館にエアコンを設置する考えはないかということをお伺いさせていただきます。まず、考えをお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の学校における空調の設置につきましては、小・中学校の普通教室、理科室及び音楽室については設置を完了しており、現在、技術室、家庭科室、図工室などの特別教室における空調設置に年次的に取り組んでいるところであります。避難所となる体育館への空調設置の必要性については、十分理解しているところでありますが、現在は、特別教室への設置を優先して行っているところであり、特別教室への空調設置後に、体育館への設備について検討

していきたいというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） 現在、小・中学校の普通教室及び理科室、音楽室などの特別教室においては、空調設備の設置は完了しているところでございます。今年度、技術室や家庭科室などの特別教室への空調設置の設計を行っていますので、次年度から年次的に特別教室への設置を行い、児童・生徒の教育環境の改善に取り組んでいくこととしています。県内における小・中学校につきましても、特別教室への空調設置を行っています。体育館においては、鹿児島県だけでなく、全国的にも設置が進んでいない状況のようでございます。教育委員会といたしましては、特別教室への空調設置を進める中で、体育館についてはどのような環境が望ましいのか、調査・研究を続けてまいりたいと考えています。

○2番（栢山晋司議員） ただいま市長、教育長とも答弁をいただきました。教育長のほうからは、「体育館については、調査・研究をしていく」というところでお伺いをしたところであります。2024年11月1日、政府が防災庁の設置に向けて準備室を立ち上げ、石破総理大臣が人命最優先の防災体制を早急に構築する必要があると、令和8年度の設置を目指して着実に準備を進めるよう職員に指示したとの報道がございました。この中身については、今後、令和8年に向かって細かい内容が次々と出てくるものというふうに思います。文部科学省のホームページを9月30日に拝見させていただきました。2024年9月1日時点での冷房設置率が、全国で普通教室は99.1%、体育館については22.1%というところで、この部分、先ほど「特別教室から先に」というお話を伺いましたけども、この数字を見られていらっしゃると思いますが、これについてはどのようにお考えになられたか、もしあれば、お願いいたします。

○教育長（福田裕生君） 普通教室などについては、設置が進んでいるところでございますし、一方で、特別教室についても学校の要望等を受けながら、年次的に整備を進めている状況でございます。併せて体育館につきましましては、現在のところ、学校からの要望等についてはまだ多くはございませんが、今後、この気候の問題などと合わせて、体育館での学習を想定したときにどういう環境が求められるのかとか、費用等の問題等もかなり出てくると思いますので、そういったところとの兼ね合いで、しっかりと調査していく内容かなと捉えているところでございます。

○2番（栢山晋司議員） 先ほど数字の中で、特別教室のほうは、全国68.7%という数字になっています。こちらも本当に進んでいるなど、今、教育長からもいただきました。この空調設備については、今回、学校の体育館というところで質問させていただいていますが、体育館は、床面積が広く、また学校の施設であれば、ちょっと年数も経っていますので、断熱効果、熱効率も悪いというところで、やはりエアコンを使うとなると、多額の費用もかかるのではないかなという部分も理解はしています。また、さらに少子化に伴う、場合によっては、学校の統廃合などもあるかもしれません。では、すぐに工事をというふうには、しばらく事情があるというのも理解をしているところでございます。体育館よりも子供たちが日常的に過ごす普通教室の設備は、やはり優先的に、もちろん行われて当然だというふうに思っています。ただ、公立の小・中学校の体育館というのは、これまでもありましたが、多くが災害時の避難所に指定されているかと思いま

す。被災者が身を寄せる場となることへの配慮も欠かせない部分であるというふうに考えていますが、配慮についての部分は、いかがお考えでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 例えば、学校の体育館を避難所として想定した際の御質問だろうというふうに捉えています、よろしいでしょうか。

○2番（栢山晋司議員） はい。

○教育長（福田裕生君） 体育館に避難した方からエアコンの設置の要望について、直接学校のほうに届いたとか、教育委員会のほうに届いている状況は、現在のところではないところでございます。なお、体育館以外の避難所では、エアコンが設置されている避難所がほとんどでございますので、現在のところはそちらのほうでの避難で夏場は涼しく、冬場であれば暖かく過ごしていただいているのかなと思っているところではございます。例えば、学校等にどうしても避難せざるを得ない状況になった場合は、臨時的にエアコンが設置された特別教室等へ、これは学校の授業等との関連も出てくる場合もありますが、十分そこは調整しながら、一時的な避難場所として活用することは、不可能ではないというふうに捉えています。

○2番（栢山晋司議員） 今、教育長の答弁で、「体育館だけでなく、様々な教室を使いながら対応も考えられる」という答弁をいただいたところでありました。以前、ちょうど1年前でございました。昨年の12月議会で、市体育館のエアコンの問題についてお伺いさせていただきました。災害時は、避難所として運営をされる可能性がいろんな体育館や教室であるかと思います。先日、10月末のニュースで拝見したものだのですが、スポットクーラー2台、送風機2台で、体育館の中で避難所として数日過ごされたというニュースで、中身をよく見ていくと、「それを使ったけれども、午前10時で蒸し風呂のようだった」という記事を目にしました。一般質問ですので、もちろんその記事を鵜呑みにして、これは大変な問題だということではありません。ただ、昨年お伺いした際に、僕のほうからも調査・研究をお願いしますというような話もしておりませんでしたので、本市で調査として、実際にその体育館でスポットクーラーを利用したときなど、スポットクーラーを借りて避難所運営をする際などが出てきた場合、実際、温度の調査などを御検討いただけるかどうかというのをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） スポットクーラーの効果等につきましては、現在のところ、把握をしていないところでございますが、例えば、学校の体育館で使うとすれば、こういった効果が出るのかとかですね、それから一方で、市立体育館で使うとすれば、こういったタイプのものがあって、どういう効果があるのかなどについて、全くまだ調査できていない状況でございますので、様々な資料等を含めて調査することは、検討してみたいと思っています。

○2番（栢山晋司議員） 私は、聞き取りの段階で、スポットクーラーなどの活用もというお話を伺いまして、「確かにな」と理解をした部分もありました。あったのですが、同時にこういった問題もあるんだなというのを改めて感じたところでしたので、ちょっと通告と言いますか、やり取りの中ではちょっと抜けていた部分だったかもしれませんが、質問させていただいたところでした。体育館のエアコンの設置というのは、やはり多額の費用もかかるし、工事期間は、利用

がなかなかできないというところも出てくる面もあるかと思います。と同時に、きちんと調査がされていれば、必要なのか、必要でないのかという部分も、ある程度明確になってくるのかなというふうに思いますので、今回の質問をさせていただきました。冒頭申し上げました、今、取り組んでいる内容が10年後、20年後につながってまいります。逆に、未来の根っこの部分、足元の部分というのが今の取組というふうになりますので、今回、様々な質問をさせていただく中で、非常に前向きな答弁が多かったなという、私個人の印象もございますが、非常に前向きな答弁をいただきまして、今後の市の運営に期待をして、以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福重彰史議員） 以上で、栢山晋司議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 2 時32分 延会

令和 6 年第 4 回志布志市議会定例会会議録（第 4 号）

期 日：令和 6 年12月11日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2 番 栢 山 晋 司	3 番 稲 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

1 番 永 田 梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂一郎
コミュニティ推進課長 五 代 千加子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 北 野 保	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 大 口 秀 昭	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸	有明支所長兼 地域振興課長 岡 崎 康 治
水 道 課 長 中 水 忍	会 計 管 理 者 兼会計課長 濱 田 茂
農業委員会事務局長 高 野 利 彦	教育総務課長 児 玉 雅 史
学校教育課長 淀 修 司	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 大 田 和 隆	サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠議員と小辻一海議員を指名します。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

19番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○19番（小園義行議員） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。この間、前の議会から総選挙が行われました。結果、政権が少数与党という状況があつて、新しい政治の始まりを少し感じているところです。また、国民から見たときに、声を上げれば、政治は変えられるというのを実感しておられるのではないかなというふうに思います。併せて、また昨日、日本原水爆被害者団体協議会、（被団協）がノーベル平和賞を授与されました。ノーベル平和賞委員長は、「核兵器が二度と使われてはならない理由を身をもって立証してきた」と評価をされています。被爆者の貢献に光を当てられたすばらしいことであるというふうに思います。一方、国内においては、内外の混沌とした情勢の中で、日米安保条約の下で米軍と自衛隊が一体化した戦争体制が着実に強化されているというふうに感じています。

そこで、一番最初の特定利用港湾の指定についてということで、市長に質問をいたします。鹿児島県内での馬毛島をはじめとした軍事基地化が急ピッチで進んでいるというふうに思います。連日の新聞報道等を見ますと、そういうことが報道されています。昨日の新聞でも、「奄美に訓練・補給新拠点」ということで、南西防衛の強化を図ろうという国の方向が載っております。そこで、私たちは、そういったことについてほとんど情報がないというところで、新聞報道等で知るわけですが、2024年11月6日の新聞で、「防衛省海上幕僚幹部が11月5日、宮崎県日向灘などで12日から27日、海上自衛隊と米海軍共同の掃海特別訓練を行うと発表した」という報道があつて、初めて知ったところであります。今回の訓練で、「鹿児島県内では志布志港で訓練があり、12日に入港、15日に出港」ということが新聞で報道されました。その後、福岡沖の事故によって中止ということであつたわけですが、今回の計画について、国や県から情報提供がいつ、どのように本市にあつたのか。併せて、訓練の内容についてもお示しをしていただきたい。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

今回の海上自衛隊と米海軍との共同訓練につきましては、事前に自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所から、日時と概略についての第一報があつたところであります。その後、自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所の方が市役所に来られ、自衛隊の船が日向灘沖で訓練を行うに当たり、志布志港に停泊し、隊員の休暇や補給等を行うといった内容の説明を受けたところであ

ります。

○19番（小園義行議員） 一応、そういうことでしょう。だから、今私が言いました防衛省等々が発表したのは、12月5日にこういうことをやるということであったわけですね。その訓練について、志布志市に何月何日、こういった内容でやるというのは、いつの時点で提供があったのか。そこについては答弁がありませんでしたので、再度、お願いします。

○市長（下平晴行君） 説明については、10月22日にあったところであります。内容についてですが、自衛隊鹿児島地方協力本部からの説明は、自衛隊との共同訓練の内容であり、米軍も同じ訓練をするとの認識で、それ以外のことは把握していないところであります。

○19番（小園義行議員） 10月22日に、防衛省のほうからそういうふうに本市に情報提供があって、こういう訓練をしたいということであったわけですね。そういうものについては、しっかりと把握をされて、私たち市民のほうには情報の提供がないといかんわけですが、その中身についてはいろいろ話せないこともあるんでしょう。でも、私たちは、この新聞報道でしか分からないわけですので、そうした訓練をやるということであったときに、その情報の住民への提供は、今回どのようになされたものだろうかという思いがあって、そこについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 今回の訓練は、日向灘沖の訓練が主であり、志布志港においての訓練は、陸上での訓練ではなく停泊訓練であったため、広く情報提供を行わなかったところであります。

○19番（小園義行議員） 仮に今回、福岡沖でああいう事故がなければ、これは実際やられていたんですよ。そういうものについては、市民の安心・安全をちゃんと担保するという意味からしたときには、しっかりと市民にもそういう情報を提供すべきだと思うんです。今後のことについては、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほどの情報の内容でございますが、そういう訓練の中身について、志布志市が直接関係がある場合には、しっかりと情報提供していくべきだというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 今後、国や自衛隊を含めて米軍との共同訓練等々、ずっと計画されてくると思うんですよ。そういうときに、何も情報提供をしないというのは、私はまずいというふうに思います。この特定利用港湾の指定を受けた段階から、きちんとそういったものはこっちにも情報をくださいよと、それが市長としての立場じゃないですか。私は、そう思います。そこで、市長のほうから出ませんので、新聞報道で10月、11月として県内で自衛隊と米軍が南西諸島を中心に展開した日米共同総合演習「キーン・ソード」という表現がされているわけですが、この実施をそれぞれされました。その後も、鹿屋の自衛隊基地を起点にした哨戒機訓練、そして、先ほどの質問には答えられませんでした。志布志港でも機雷除去の訓練をするということで、12日に入港、15日に出港といったものがここの新聞報道にあるわけですね。10月22日にそういうことをやるというふうに、実際は来て、報告があったと思うんですよ。そこで、志布志港においては、機雷除去の訓練をするということで、この新聞報道にはあります。そういった一連のこの10月から11月にかけての訓練を受けて、大学の先生や専門家からいろんなコメントがあります。その中

の一つに、沖縄国際大学の野添教授が、「一連の訓練で、注目する訓練はどこか」と聞かれて、ここの新聞報道等にも載っていますが、「注目する訓練は、志布志港などで計画された掃海訓練が興味深い。台湾有事は、中国軍が大規模侵攻するよりも、台湾を海上封鎖しながら進めるシナリオが有力視され、米軍が台湾に近づけないように機雷を使う可能性がある。日米共同で機雷を除去する能力が重要だと言われている。海上自衛隊の機雷訓練は、伝統があり、お家芸である。米軍は、期待を寄せている。訓練地点を志布志港にまで広げたのは、有事に拠点とする地ならしとみることができる。志布志港は、特定利用港湾に指定されている。インフラ整備を進め、訓練拡充への対応や有事の拠点にする狙いだろう」というふうに、先生が指摘をされています。私たちは5月に、特定利用港湾の指定を知事がするかどうか、そういう説明があったときに、「有事の際の説明は、一切ありませんでした」と、そのとき私の質問に対して、市長が答弁をされています。実際は、国、自衛隊等々、米軍との関係でいくと、こういう先生が指摘されたようなことが心配をされていると思うんです。市長、今私が言った野添先生のこのコメントに対しては、どういう受け止めですか。

○市長（下平晴行君） 確かに掃海艇というのは、そういう機雷除去というか、探知を素早くできるというような船であるわけですが、先ほど言いましたように、志布志港においての訓練は、陸上での訓練ではなくて、停泊訓練であるという計画であったということでもあります。

○19番（小園義行議員） 志布志港、いわゆる志布志湾のここでやられるということで、市長は、「陸でやらないから、うちは何も心配ないんだ」という受け止め方なんですね。それは、ちょっと違うと思いますよ。これは、先生が指摘されているように、有事の際に補給拠点となることは明らかで、攻撃目標となる可能性があるわけですね。それは、当然戦争の抑止力が壊れたときには、軍事対軍事のそういうふうになってしまうわけで、そういったときのための訓練をやっているというふうに、私たち素人ながら理解をするんですよね。だから、そういうふうに有事の際には補給拠点となるということを考えたときに、私は、そうした状況を引き起こさない努力をする必要があると思うんですよね。国に対して、県と共にそうした声をやはりしっかりと、こちらにも情報提供すべきだということを踏まえて、中身についてもしっかりと声を上げるべきだと私は思うんですが、市長、そこはどうですか。

○市長（下平晴行君） 今回のこの取組は、平素における空港・港湾の利用対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではないということでもあります。「武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等に基づき行われます」という説明を、以前から国からも受けたところであります。

○19番（小園義行議員） 今の答弁は、そういう事態も想定されているということですよ。それであればあるほど、そういったものについては、「事前にきちんと、我がまちにもしっかりと情報提供をしてくれ」というのは、首長としては当たり前ではないですか。住民の命・財産を守る責任は、自治体にあります。正直言って、国や県、そういうところではないですよ。このま

ちの住民の生命・財産を守る責任は、自治体にあるわけですよ。そこで塩田知事は、特定利用港湾指定を受けるかどうかというときに、いち早く「きちんと地元自治体にも説明してくれ」と、「それがないと、決定できない」と言って、鹿児島県は、8月までそれを延ばしたんですよ。そこで、塩田知事は、それを受ける際に、こんなふうに要請をしています。「住民の安心・安全の確保と事件や事故が発生した場合の速やかな情報提供などを求める要請書」を海上幕僚長と九州防衛局長宛てに出されています。特定利用港湾を受けるときに、「ちゃんとやってくれよ」と。塩田知事は、こういう立場で、きちんとやってくれということの要請書を出しているんですよ。再度、市長のこの受け止め方は、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 知事が要請書を出されたということと併せて、やはり国と県に、市としても全く同じ考え方で取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

○19番（小園義行議員） ぜひですね、我がまちの市民の生命・財産を守る責任、下平市長に、しっかりと行政にあるわけですよ。そういった立場で、今回のこの訓練、「ただの訓練だね」、「洋上訓練だね」とか、そういうことではないわけですよ。正直言って、これが1週間とか長くなると、停泊し、そして上陸されて、自衛隊の方、米軍の方、いろんなことが想定されるわけですよ。そういったときにはしっかりと事前に対応をして、市民の安心・安全を確保するという、それが市長の立場だというふうに私は思います。そして併せて、この訓練をすることでインフラの整備を進めたり、いろいろされるわけですね。「あそこはちょっと浅いから、ちょっと深くやってちょうだい」とか、「岸壁がこうだ」とか、そういった要望が国等々からあった場合に、施設の改修負担金は、かねての国直轄の事業や県の直轄事業の改修負担金と同じように、そういう訓練を通して防衛省とかそこから改修とかなった場合には、地元負担というのがこれまでと同じように、県の条例で港湾改修負担金を支払っています。そういうことが起きた場合に、志布志市には財政負担は一切来ないというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） インフラ整備につきましては、志布志港の民生利用とした整備をされるものであり、既存の制度に基づいて国とインフラ管理者がそれぞれ重要な費用を負担すること、そして自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではないことが国と県の間で確認されています。国からの説明の際、本市の負担金が高額になることはないということも確認しているところです。なお、逆に負担金が減額されるということもないということも確認しています。

○19番（小園義行議員） そこについては、今後何ら心配ないということで、よく理解をいたしました。これまでこの志布志港というのは、国の重要港湾の指定を受けて、今、バルク戦略港の指定も受けて、いろいろ整備が進んでいますね。その軍事利用とかにならないように、当然、首長としては、「そういうのは、やめてくれ」というのは必要だと思うんですよ。志布志港は、商いと観光バースもあります。観光の港として、これまで港湾改修負担金等と努力してきたわけですね。今後、軍事利用が発生しないように、しっかりと国に要請する、そういった努力をすべきというふうに思うのですが、市長、そういった考えはしっかりとお持ちでしょうね。

○市長（下平晴行君） そのことについては、しっかりそういう考え方を持っています。

○19番（小園義行議員） 市長がそういう考えであるということであれば、先ほどいろいろやり取りをした情報の提供やそういったものについてもしっかりと市民が安心できて、そういう訓練がされるならされるでいいでしょうけど、それについては、担保できるようにやるという理解をしました。今、私たち、公務員ですかね、憲法第99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」というふうに、憲法尊重擁護の義務を課しています。日本国憲法は、第9条で、戦争をしないと、放棄するという、そういうものをしっかりとうたっています。憲法は、この国の最高法規であるということも、憲法の中にうたってあります。これをしっかりと守るように、国会では憲法を変えなきゃいけないとか、そういうことがよく議論されているようですが、憲法第99条をしっかりと守っていくということが、私は当然、憲法尊重擁護の義務が課せられていますので、日本国憲法に基づいて、外交によってそういった問題が起きないように努力をしていく、そういうものを最低限持っていないといけないことだと思うんですよ。そこから出発したら、いろんな争いとか、そういうことがないように僕はなと思うんです。ぜひ、この憲法第99条、ここは市長もしっかり理解をされて、そういう立場だというふうに私は思っていますが、市長の口からこの憲法尊重擁護の義務、第99条ですよ。ここにおられる人全員、その立場でないといけないわけです。市長、もちろんそういうふうに理解されていると理解していいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行議員） これから先いろんなことが起きるでしょう。そのときに、憲法が何を求めているのか、憲法が求めているそれに近づける努力をしていくというのが、私は大変大事なことだと思います。市長もそうだということでしたので、よく分かりました。この特定利用港湾の指定を受けたことによって、今後、いろいろなものが国等々から来ると思うんです。ぜひ、そのときには、いろんな訓練等含めて、市民への情報提供をしっかりとやっていただきたいということで、この項については終わりたいと思います。

次に、国保についてということでお願いをしました。先の9月議会で「18歳以下の均等割をなくす考えはないか」と、そういう質問に対して「未就学児分について検討したい」と答弁がありました。私たちは、この行政報告というのを頂きますね。ここで、今後の対応について、こういうふうに当局から書かれています。「現在、県が保険料水準の統一に向けた減免基準の標準化について、課題の洗い出しや現状把握を行っているので、独自軽減の実施について慎重に検討していく」、今後の対応について、保険料の統一が本市の独自施策の足かせになっているように、この文を読んで感じるわけですね。そこで、市長にお伺いします。この県が進めようとしている統一保険料について、どのように受け止めておられますか。

○市長（下平晴行君） 国が保険料水準の統一化を進めている背景としては、少子化に伴う現役世代の減少や高齢化等に伴う医療費の増大により、従来の市町村単位の国保運営では、赤字の拡大とその恒常化など、将来において保険財政基盤の脆弱化が懸念されるためとしているところで

あります。そのことから、都道府県単位の保険料水準の統一を図り、市町村内の住民相互だけでなく、県全体で支え合う体制をつくり、国保財政のさらなる安定化を図ろうとするものであります。鹿児島県では、令和4年度から保険料の統一による課題や検討が行われ、本年度は県と市町村で構成する国保運営連絡会議が1回、その下部組織である部会が2回行われています。その中で現在、スケジュールに当たるロードマップ案の検討作業を行っているところであります。保険料水準の統一については、その方針を理解し、今後進めないといけないこととして、協議に参加しているところであります。

○19番（小園義行議員）　そういうことで、統一保険料については、良とするということですね。そこで、本市は、保険税の引上げをしない努力をいっぱいしているわけですね。統一保険料になると、現在より負担はどのようになるという予測をしているのか。また、いつ頃その統一保険料が導入されるというふうに考えておられるんですか。

○保健課長（北野 保君）　保険料水準の統一に向けては、本年度中に県がロードマップ案を策定する予定でございますが、2段階で進められる見通しでございます。1段階は、二次医療圏である曽於地区で、各市町の国民健康保険事業費納付金について、それぞれ医療費水準を一本化し、納付金額の統一を図ります。2段階では、県内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう完全統一についての協議を進めてまいります。検討中のロードマップ案では、完全統一の目標をおおむね令和15年としています。保険料水準の統一に伴う被保険者の負担について、本県においては、まだ試算はできていないところでございます。

○19番（小園義行議員）　最終的に統一保険料が幾らだよというのが出されるのが、令和15年という、あと9年先ですよ、約10年後ですよ。そこまでずっと志布志市が独自に、いろんなことを議員が質問をし、それに対して市長の答弁があるんですが、ここがきちんとしないとどうにもできないということであるならば、私が言いましたその18歳以下の均等割の負担軽減、未就学児分は、これはもう2分の1は国がやっていますので、ぜひ、そういった意味からしたら、この「令和15年までは動かないよ」ということじゃなくて、均等割、未就学児の2分の1については、子育て世帯の支援として出産ペナルティになるようなものはやめて、早急にやはりこれはやるべきですよ。市長が「内部で検討したい」ということでしたが、その保険料の統一が見えないとできないということじゃなくて、そこについては、しっかりやりながら、これをしていくという、それが必要だと思うんです。市長、そこについては、令和15年まで動きませんか。

○市長（下平晴行君）　今ありました未就学児の均等割軽減の実施に向けては、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員）　しっかり対応するということですので、市長、ここについては、本当に昨日もちよっといろいろやり取りがありましたが、子供が産まれると負担が増えるという、これは国民健康保険しかないんですよ、ほかはないですよ。子供が1人増えると、地方交付税は増えていくんですが、その御家庭にとっては負担が増える。これは、まさしく出産ペナルティですよ。そういうことを解消するために、今、市長が「しっかりと対応する」ということでしたの

で、執行権はそちらにあるんですから、それはもういつやるのかということは申しません。ぜひ、そういう議会での答弁をしっかりと信頼をして受け止めたいと思いますので、対応を求めます。

次に、現在の保険証が12月2日で発行されなくなったわけですね。マイナ保険証に移行となった場合の今後のいろんな問題が出てくると思うのですが、それに対する対応は、しっかり大丈夫ですかということで、この通告をさせてもらいました。そこで、これは厚生労働省もひどいなと思いましたが、これは各自治会に回覧で回りました。「御注意ください、今年12月2日から現行の保険証が発行されなくなります」こうですよ。裏側の最後にね、こう書いてあります。「今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済保険証の有効期限が切れる前に申請いただくことなく、資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます」、本来だとこれが一番先に、ここに来ないといかんでしょう。これを見て、「あっ、保険証は、もう来ないのか」と、ぱんて捨てちゃったり、いろんなことが志布志市で起きていると思うんですが、実際、こういうのはひどいですよね。マイナンバーカードは、任意だったのに、これでは強制ですよ。だから、本来だとこれが頭に来ていろいろ書いてあるなら、よく分かるんですけど、これは志布志市が作ったものじゃないから、厚生労働省がこれで出しているんですから、全国の病院とかいろいろあります。そこで、ちょっと具体的なことを聞かせてください。今、言いましたように、マイナ保険証に移行となって、当局としても、今後いろんな問題が想定されているでしょう。そこについての対応は、しっかり大丈夫ですかというのをちょっとお示ししてください。

○保健課長（北野 保君） マイナ保険証への移行によりまして、まず2種類の通知が送られることになります。まず、マイナンバーカードをお持ちで、マイナ保険証を登録されている方につきましては、資格情報のお知らせを送付いたします。その中には、御自身の氏名、記号番号、70歳以上であれば、負担割合、適用年月日等が記載されています。この資格情報のお知らせは、保険証として使用することはできないため、病院へ行く際は、必ずマイナンバーカードを持参していただく必要がございます。資格情報のお知らせについては、通知の右下に必要な情報をまとめ、カードサイズに切り取れるようになっていますので、マイナンバーカードと一緒に保管していただくとよいというふうに思います。マイナンバーカードを持っていない方、そしてまたマイナ登録をされていない方、マイナ保険証の登録解除をされた方につきましては、資格確認書を送付いたします。資格確認書につきましては、記号番号、氏名、生年月日、交付年月日、世帯主名等が記載されておりまして、これまでの保険証サイズと同じで、カードのようになっています。使用についても、これまでの保険証と変わりません。現在使っている健康保険証は、使用期限が来年7月末までとなっていますので、先ほどの二つの通知につきましては、来年8月1日から使えるよう、来年の7月頃に、御自宅へ送付するという事務になると思います。

○19番（小園義行議員） 今、課長のほうからありましたが、いろんなことがあって、言葉が悪いんですが、分かる人、分からない人いっぱいありますね。そこで、少し聞きます。国保の被保険者数は、直近で何人おられますか。マイナ保険証登録数は、何人ですか。登録率は、何%です

か。そして、マイナ保険証を实际使っておられる人は、何%ですか。そしてもう一つ、カードリーダーを設置している医療機関は、それぞれ幾らですか。ちょっとお願いします。

○保健課長（北野 保君） マイナ保険証の登録者数等でございますが、まず、今年10月現在で国保の被保険者数が7,295人、マイナ登録者数につきましては5,607人で、率といたしましては76.9%でございます。その利用率でございますが、これも10月現在で15.7%でございます。マイナンバーカードの取得率ですが、今年11月末現在で91.5%でございます。各医療機関のカードリーダーの市内における医療機関の設置率ですが、病院、医院、歯科医院、薬局44施設のうちの43がカードリーダーを設置しておりまして、普及率につきましては、98%となっています。

○19番（小園義行議員） 今、答弁がありましてここに書きましたが、マイナ保険証の登録数が5,607人ということでしたね。そうすると、国保の被保険者が7,295人ですから、残り1,688人はマイナ保険証をお持ちでないわけですよ。そうすると、この人たちには、来年の7月半ばぐらいから、そこに資格確認書がいくわけですよ。実際に、その間にいろんなことがあるでしょう。私自身が心配しているのは、知的障害者相談員というのを市長から委嘱を受けて、仕事をさせていただいています。そういった方々に、相談が来た場合しか、こっちから私たちは行けませんので、マイナンバーカードを持っていないという人たちにその文書が行っても、なかなか理解するのが私たちでさえも言葉が難しいですよ。そういったこと等々含めて、マイナンバーカードを持っていない人、持っていて登録されていない人に対しての周知の在り方、先ほどあったんですが、今後、資格確認書が発行されるわけです。そこまでの間に起こる問題に対する対応というのは、しっかりと大丈夫ですかというのをちょっと聞きたいんです。一つですね、これですよ、ここにいいですか、問合せ先と書いてあります。「国保以外の方は、各保険者をお願いします」それはそうです、保険者がやる。志布志市役所保健健康増進グループで、有明庁舎の番号ですね。これが今届いている、回覧が回ったんです。今度問い合わせるときに、有明庁舎には保健課はないですからね。こういったものも含めてしっかりと対応しないと、ここにかけても、「いや、うちじゃありませんよ」となるわけですね。1月1日から、志布志庁舎のほうに保健課、こども子育て課、健康長寿課として新しくなっていくんですよ。こういったものも含めて、親切で「誰一人取り残さない」という市長のその立場からしたら、しっかりとこれをこのまま12月まではいいでしょう。1月1日からは変わるわけで、そういったものに対してのしっかりとしたきめ細かい対応をしてもらわないと、保健のことについて、保険証のことについて聞こうとしても、あっち行ったり、こっち行ったりというようなことなので、ここについては、ぜひ、それを対応してください。これは、即やらないとまずいですよ。そういったことがしっかりと大丈夫ですかというのを聞いているんですが、いかがですか。

○保健課長（北野 保君） 現在お持ちのチラシにつきましては、11月の自治会便送便で班回覧ということで送付をさせていただいたところございました。おっしゃいますように、この内容につきましては、厚労省が作成したものをそのまま使ってチラシとしたものでございます。これにつきましては、厚労省からもレイアウトの変更については制限があるということで、内容につ

いては修正ができなかったものでございますが、今後は、市独自のチラシを作成して、分かりやすい内容を情報として伝えられるよう、工夫してまいりたいと思います。

○19番（小園義行議員） しっかりとその住民の立場に立って、やっていただきたいと思います。もう一つ聞きますね。後期高齢者医療制度に加入している人たちに対する対応はどうかということで、ここについても施設の運営者、またそこで働いておられる人たちの聞き取り等に、しっかり対応されているというふうに理解していいですか。

○保健課長（北野 保君） 後期高齢者の方々につきましては、マイナ保険証をお持ちである方、お持ちでない方、両方とも資格確認書を送付するようになっているところでございます。各施設につきましては、マイナンバーカードの保管等について心配されている方もいらっしゃいますので、十分に話をしながら進めていければなというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行議員） これまでの保険証は、施設で預かったりいろいろできたんですが、マイナンバーカードやマイナ保険証については、暗証番号があったり、いろんな個人情報がいっぱいひも付けられていますので、簡単に施設のほうとして預かれないわけですね。そういったものについて、非常に心配をしているところです。そこについては、しっかりとしたそういう対応をやっていただきたい。一つ一つ、こういうケースはとは聞きませんよ。本当にぜひ、そこについてはやってください。

あと、後期高齢者医療に加入する人には、先ほどありました資格確認書が全員に、マイナンバーカードを持っている、持っていないにかかわらず、マイナ保険証登録している、していないにかかわらず、登録がなくても全員に資格確認書が交付されるというふうに聞いているんですが、そういうことですか。

○保健課長（北野 保君） 今、議員がおっしゃいましたように、後期高齢者の場合につきましては、全員に資格確認書が配られるということで、理解しています。

○19番（小園義行議員） なぜ、そういう方法になったんだろうと、私なりに素人ながら考えると、登録していても資格確認書がいく、登録していなくても資格確認書がいく、していない人には当然いくわけですけど、してる人にもなぜ全員にやるというふうに国がしたんだろうかと思うと、これは10割負担をさせないというそこから出発しているというふうに僕は思うんですよ。両方持っていけば、必ず「あなたは、この保険に入っていますね」というのが確認できるからですよ。だから、そういう「併用でいいな」と私は思います。運転免許証も来年4月ですか、そこからひも付けをして、運転免許証は、マイナンバーカードでもできるけど、この運転免許証も廃止しないというやり方ですので、ぜひ、この後期高齢者医療に加入している人と同じように、国保の人にも全員その登録している人、していない人に、資格確認書が市として届くようになると、これについては、10割負担というのが発生しないという意味から、「いいやり方だな」と私自身は思うんですが、そういったことについては、検討されていないんですか。

○保健課長（北野 保君） この資格確認書の交付につきましては、国民健康保険法第9条において、「資格確認書については、マイナ保険証を保有していない場合に限り交付すること」とさ

れているところでございます。一律に資格確認書を交付することができないことについて、国から通知がありまして、その中で確認をしているところでございます。

○19番（小園義行議員） でも、保険者は、志布志市ですからね。志布志市でこういう面倒くさいことをするなら、もう住民の方が確認ができないということを防ぐために、登録されていても、登録していなくても、一律にこの資格確認書を送りますという、これもできる。全国のいろんなところを調べましたが、そういうふうにやるというまちもあるわけですね。そうすると、病院に行ったとき、「小園義行、あなたは確認ができません」と言われたら、10割で負担しないといけない。受診抑制とか、そういうのにつながらないためにも、資格確認書を全員に交付する。そういうものも来年の7月までですので、少し検討してもらえたらいいことになるのかなというふうに思うんですが、これは市長ですよ、政策的な問題ですので。その医療機関に行ったときに、10割負担を防ぐという意味ですよ、3割、2割、いろいろあるでしょう。それを「10割でないと駄目よ」というふうになることを防ぐためには、資格確認書があれば保険証はもうないわけですので、資格確認書でちゃんと確認ができるというふうに私は思うんですが、そこについては、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今、課長のほうで説明がありましたように、国民健康保険法の第9条ということでの資格確認書の取扱いということがありますので、そこはどういう形でできるのか、できないのかですね。今やりますとか、やれないとかということをおっしゃるので、おっしゃるように、資格確認書が確認されないと、10割負担というのはひも付けているところでありますので、内部で十分協議をさせていただきたいと思います。

○19番（小園義行議員） ぜひ、病院に行って病気を治したいとか、そういう診察を受けたいという人のために、職員の働き方にも私はつながっていると思います。何でかという、一回一回、「小園は登録してるか」、「マイナンバーカードは持っているか」と、ちゃんといろいろした上で、ここには送らないといけない、これは送らなくていいとなる。一律全員送れば、医療機関での10割負担というのが解けます。そこについては、今市長からありましたので、よく議論してみてください。これは、病院でそういうことにならないために、今言っているわけですのでね。なぜなら、マイナ保険証利用者というのは、まだ15%しかないんですよ、現在もですよ。ぜひ、そこについては、よく考えてください。検討するということでしたので、次に移ります。

教育行政についてということで、お願いをしました。9月議会で、担任や専科の先生の病気休暇について質問をし、答弁があったわけですが、その後のそれぞれのケースに対して、教育委員会としてどのように対応し、そして県の教育委員会は、その対応に対してどうだったのか。そこについてちょっとお示してください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

全ての子供たちの豊かな育ちと学びを保障するために、教員の命と健康を守るとともに、教職の魅力を向上させ、優れた人材を確保し、育成していくことは、重要な責務であると捉えています。病気休暇を取得している教職員の学校につきましては、その学校に配置されている加配教諭

や専科指導教諭、そして管理職、市教育委員会の5人の指導主事や2人の学校教育専門官等が学校の実情に応じて授業や相談業務等を担い、子供たちの学びを充実するために指導体制を整えて対応しています。また、県教育委員会には、代替講師の配置の依頼を続けています。今年度につきましては、年度の途中で7名の代替講師の配置がかなったところでございます。今後も子供たちの教育を受ける権利を守り、学校が質の高い教育を提供できるように取り組んでまいります。

○19番（小園義行議員） 今の答弁で、今年度に当たって7名の加配をしていただいたということです。それぞれちょっと聞きますね。その学校の中で、お一人の先生がちょっと病気休暇となったときに、そのおられる先生方の中で、例えば何年何組の担任として今までAという先生がいたけど、A先生が病気になられて入れ代わり立ち代わり、そこで授業を確保している。そういうふうに理解していいんですか。

○教育長（福田裕生君） 学校の規模とか、学校の状況にもよりますが、今、小園議員からお話がありましたように、他の複数の先生方が教科によっていろいろ指導に入るケースもございますし、また学校によりましては、2名から3名の先生方を中心に、その学級の指導に重点的に当たるような体制を整えているところもございます。どの方法を取るかにつきましては、それぞれの学校の実情と、また先生方の専門性を含め、様々なケースに応じた配置の仕方、体制の整え方をしています。

○19番（小園義行議員） そういうケースの場合に、校長先生に全て委ねてあるわけですが、教育委員会としては、そこに一緒に行って、その担任の先生の状況等々を踏まえて、病気休暇であるわけですから、しっかりと病気を治してもらうために努力をしていただくと同時に、残されている子供たちの学習権を保障するという意味で、その学校の中の例えば校長先生が行ったり、教頭が行ったり、そういうケースが今もそのままなのですか。さっきおっしゃった先生たちが行かれて、授業をしていると、そういう理解をしていいのですか。

○教育長（福田裕生君） 学校の状況にもよりますが、教育委員会の指導主事や学校教育専門官が学校の状況に応じて出向かせていただいて、授業のフォローをしたりとか、子供、それから教員、保護者との相談業務に当たらせていただいているという状況は、現在も継続しているところがございます。

○19番（小園義行議員） 言葉が悪いんですけど、校長先生が教育委員会との関係でいうと、少し弱い立場という大変ですけど、何となくお願いできにくいのかなと思ったりします。一つの例で、その学校の担任の先生が来れなくなった。そしたら、教頭先生や校長先生、そして今、教育長がおっしゃるそういう県から派遣されている人たち等々含めて、きちんとした担任がその後決まったのか。9月議会であったそのクラスの担任は、ちゃんと決まったケースがあるんですか。それとも、全員今おっしゃるような形でまだ進んでいるんですか。

○教育長（福田裕生君） 具体的な数字等については、差し控えさせていただきますが、9月の4人よりは減っています。状況が改善した学校もございます。

○19番（小園義行議員） やはり教育委員会が本当に責任を持つという立場からして、そういう

学校が何校かあったとしたら、そこにしっかり教育委員会も出向いて、校長先生はじめ、教師集団ときちんとした上で、はっきりと今度担任をこの人に新しく任命するというね、そういったもののやり取りとかあって、教育委員会が力を発揮しないといかんでしょう。例えば、特別支援学級の先生だった人をその担任にするとかね、そういうことが仮にあったとしたら、特別支援学級の生徒というのは障害をお持ちですから、それぞれに先生との信頼関係を築くというのは、非常に大事だし、途中で代わったりすると難しいんですよ。そういったことが、まさか行われていないでしょうね。

○教育長（福田裕生君） 学校と教育委員会とでいろいろ協議をする中で、どうしても厳しい状況の中で配置せざるを得ないというのは、実際はあります。そういったときにも、フォローすべきところはきっちりと、教育委員会は、学校側と協力をしながら、子供の学ぶ権利を削ぐことがないように、また子供たちに不安感情を与えないようにという配慮は十分にしながら、進めているところでございます。

○19番（小園義行議員） 今私が言ったようなそういうケースはないということでもいいんですね。もしね、そういうことがあったとしたら、僕たちに対して行政、教育委員会もそうですけど、「教育には、差があってははいけません」と言っていますよね。1学期が始まってずっと来て、先生が病気になりました、お休みです。入れ代わり立ち代わり先生が来る。そのクラスの子供たちは、先生が一定しないわけですから、大変不幸ですよ。そういったときに、教育委員会として力を発揮する。校長をはじめとした学校教師集団、そこで力を発揮して、どういう解決の仕方がいいのかというのは、本当に差別なく議論して、「これだね」というものにしないとまずいじゃないですか。もう一回聞きますよ、それぞれのケースがあるということで、数は別に言わなくていいですよ。まさか特別支援学級の先生を、2学期とかそこから新しく何年何組の先生にして、特別支援学級の先生が入れ代わり立ち代わりでやっているという、そういったケースはないですね。

○学校教育課長（淀 修司君） お答えいたします。

個々のケースにつきましては、先ほどから申していますとおり、お答えしかねますが、各学校でやはりいろいろな考えをお持ちでいらっしゃると思いますので、そこは校長先生、教頭先生と当教育委員会と協議いたしまして、最上ではなくても、この方法がベターであろうということで対応しているところでございます。もしかししましたら、議員がおっしゃるようなケースもあるかもしれませんが、それは各学校長に御判断いただいておりますので、私どももそれに対して、全力のサポートを行っているところでございます。

○19番（小園義行議員） 教育長、今の答弁はいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 学校において、学校のことを一番よく分かっているのは、学校長でありますので、学校の意向等を十分に私たちはお聞きしながら、学校としての対応と併せて、教育委員会としてどのようなサポート、支援ができるかということで、対応を続けているところでございます。

○19番（小園義行議員） 学校長の責任だって、言葉ではですけど、校長先生もいっぱい努力されていると思うんですよ。教育委員会は、「いや、それは学校長の裁量だから」って、そういった他人事のようなやり方がいいんですかということを僕は聞いているんですよ。教育委員会も一緒になって、その担任の先生を今後どうするのかという校長先生はじめとして、お父様、お母様方、いろんなその会議、そういうところに教育委員会は、ちゃんと出向いているんですか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会も全く一緒になって考えて取り組んでいます。状況によっては、保護者会等にも出向きますし、保護者との面談等にも応じながら進めています。

○19番（小園義行議員） あまり言いたくないけど、お父様やお母様方からは、しっかりとこちらに届いていますよ。今の答弁と違う、そういうものが届いています。だから、さっき言いましたね、仮にどこかの学校で、特別支援学級の担任を何年何組の先生がお休みだからそちらに持ってくる、校長の苦肉の策ですよ。そういうことが仮に起きたときに、特別支援学級の子供のお父様、お母様をはじめとして、志布志市は、どういうふう子供たちの教育権の担保というのをしているのだろうと思うんですよ。まさか、そういうことはないというふうに聞いたんですけど、そういう場合もあるかもしれません。これね、よく考えてよ。私の長男も知的障害があって、もうすぐ47歳になります。いろいろずっと見てきました、学んできました、気付かせてもらいました。そのときに、僕自身が感じたのは、例えば、私は、今、いじめを誰かが受けているとしたら、「環境を変えようよ」と、「学校に行かないでいい」という選択を勧める立場でいます。転校というのもあるでしょう。その場から逃げるというね。そうしたときに、なかよし学級の子供たちは、逃げられませんよね。そこに在籍しているからですよ。こちらの子供は、担任の先生が病気だから、きちんとそれに対して支援学級の先生を担任にするとかなったら、志布志市は、特別支援学級の教育というのをどういうふうに見ているんだろうというふうに思うんですよ。逃げられる人はいいですよ。逃げないという選択もあります。また、私もですけど、ここにおられる人たちは、そういう状況がそれぞれ福祉の部門でも教育の部門でもあって、公務員としては逃げてはいけない人なんですよ。そういう場に教育委員会もちゃんと行って、なかよし学級の子供たちの学習権をちゃんと保障する。でも、この先生が病気になっているから、どこから新しい先生を呼んで、県の教育委員会にお願いしてそれをする。そういったものをしないと、志布志市の特別支援教育については、正直そういうことが起きているとしたら、とんでもないことをやっていると僕は思う。そう思いませんか。何かの障害があるからいいんだというね、そういうものの発想なんかまさかしていないと思うけど、悲しいですよ。私は、当事者ですよ、親でしたから。そんなことをされたらね、「許せん」と思って、いっぱい戦ってきました。壊さなきゃいけない壁を壊してきました。努力して守らなきゃいけない壁をいっぱい作ってきました。そういうことを平気でね、そこに校長先生の裁量でという、そういう姿勢はね、教育委員会としては僕は問題があると思います。教育長、もう一回聞きます。そういう子供たちの先生がくるくる代わるような教育の環境を何とかして改善してあげたいというふうに思いませんか。支援学級の先生をこっちに持ってくるようなことじゃなくて、支援学級の先生は、信頼関係を3か月、4か月

作っているからそのまま、県の教育委員会にここの先生を新しくお願いをして、しっかりとそこに人の手当てをする、それが私は一番の解決の在り方だと思うんです。そうすることで、病気休暇の先生も安心して病気を治すために努力をされている。そういうふうに思いませんか。

○教育長（福田裕生君） 全く同じように思っています。県には、教職員の配置の要請は現在も続いているところでございますが、教員不足の解消がなかなかされない中であって、非常に厳しい状況の中で、学校と教育委員会と一緒にあった対応を現在も進めています。これからも引き続き、特別支援学級の子供だからとか、通常学級の子供だからとか、特性があるからとか、ないからとか、そういったことでの区別、偏見を持つことなく、全ての子供たちが豊かな育ちと学びを確保できるように、引き続き、県との協議も続けながら、教育委員会としては、学校の状況もしっかりと見届けながら、対応してまいりたいと思っています。

○19番（小園義行議員） ぜひですね、そういうケースが今後、結構起きると思うんですよ。先生たちが病気休暇でお休みというね。現に、志布志市でもそういうことが起きているわけですよ。そういう状況でありながらも、鹿児島県の教育委員会は、子供たちが少なくなっていくからといって、新しい年度にそういう募集をかけるときに、約70名近く少なくしていますよね。だからぜひね、県の教育委員会に、教育長のあなたのそういう絶対逃げられない立場としての仕事です。ぜひ、県の教育委員会と強力に交渉して、「人を配置してください」と、そういう努力はやはりやるべきだというふうに私は思います。そして、どこかで声を上げられない人たちがいるわけで、そういう人たちを犠牲にするような教育の在り方だったら、教育基本法が求めている人格の完成に向かって全員で協力して、その一人の子供を育てていくわけじゃないですか。そういう高い使命を持って取り組んでほしい。取り残されるような人がいたらいかんですよ。そして、もう一つ言いますね、教育長は逃げられんでしょう。あなたは、そこから、立場として逃げてはいけない人ですよ。そういう意味で、先生が病気になったら、しょうがないから入院ですよ。きちんとそこには新しい先生をお願いする。そうしてやっていくような姿勢が必要だと思います。逃げられる人はいいいし、逃げるのができない人もいます。一方で、逃げてはいけない人があるんですよ。そういう立場でちゃんとこういう問題を解決していくための努力をするという、そういうのをもう一回、教育長いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 私は、決して逃げようなんて、一度も思ったことはございませんし、逃げずにとことん突き進んでいきたいと日々思っています。以前、9月議会するときにも申し上げましたが、この定数改善の問題、教員配置の問題につきましては、事あるごとに県の教育委員会にも申入れをしていますし、また場合によっては、国に出向かせていただいたときにも、担当の課に出向きまして地方の現状等も伝えたり、例えば複式解消の問題とか、特別支援学級の問題とか、様々な形で意見をさせていただいているところでございます。今、小園議員からもございましたように、言われたことは、私への激励だというふうに受け止めて、これからも決して逃げることなく、目の前の子供たちの幸せのために、一步一步前へ進めさせていただきたいと思っています。

○19番（小園義行議員） ぜひ、そういう立場で県の教育委員会とは一生懸命努力していただきたいと、そういうことの確認ができましたので、やるということですから、ぜひお願いをします。教育行政については終わります。

次に、会計年度任用職員制度についてということで、ちょっとお願いをします。昨年の給与勧告に基づいて、4月遡及を実施されたんですかということですが、もちろんこれは条例があって、しないとできないという条例でしたので、多分、これは昨年度はしていませんね。今年の給与改定があった場合に、正規職員は、この4月遡及になるわけです。今年度また、今国会が開かれていますので、どういうことになるか分かりませんが、人事院勧告があって、きちんと出ていますね。そういった立場にきたときに、今年度は4月遡及に向けてきちんと対応すべきというふうに考えるのですが、いかがですかというふうに通告をしました。これは、これまでは公務員で、いわゆる嘱託職員とか、そういう形がありましたね。それについては、非常勤の特別職ということでしたので、最低賃金法とか、労働契約法第20条とか、パートタイム有期雇用労働法、こういうのがあったわけですが、一般職の会計年度任用職員となりましたので、ここは適用除外になったんですね。公務員になりましたのでね。ぜひそこで、給与勧告に基づいて今年度あった場合に、4月遡及に向けては対応すべきというふうに思うのですが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国は、令和6年の国家公務員の給与について、令和6年8月の人事院勧告に基づき、勧告どおり改定することが閣議決定されています。本市につきましても、今後の国の法案成立等の動向を注視し、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の改正の提案をさせていただくことを考えています。また、それに合わせて一般職と同様に、会計年度任用職員の給与についても令和6年4月分から遡及できるよう、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に向けて、今、準備を進めているところであります。

○19番（小園義行議員） しっかりやるということですので、よく理解をしました。

次に、もう一つですが、勤勉手当の支給もできるようになったのですが、対象職員の数や支給率をどれくらいされたんですかというのをちょっと教えてもらえますか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

6月期の勤勉手当につきまして、対象者として243名ということで、会計年度任用職員に対して約1,630万円を支払っているところでございます。月数につきましては、6月期で0.4875月分でございます。

○19番（小園義行議員） この会計年度任用職員の方々は、もう志布志市の行政にとって、どうしても必要な戦力になっていますよね。この人たちがいないと、仕事が回らないという状況が発生する部署がいっぱいあるわけですので、そこについては、今、給与改定があった場合に、4月遡及する、勤勉手当もしっかりと対応していくということでしたので、よく理解をしました。

そして、もう一つですね、志布志市は、フルタイム職員がゼロということであるわけです。ここについての考え方、以前もちょっとお聞きしましたが、これまでそういう必要な職種、必要なときがあれば、フルタイムでしっかりと対応するというふうに答弁があったわけですね。私もち

よつとうがった考え方をすると、例えば、「15分短くするとフルタイムでないから、退職金を出さなくていいんだよね」みたいなそういう考えは、当然、市長もお持ちでないと思うんですが、この「フルタイム職員がどうしてもいないと仕事が回らないね」という考え方は、今でもしっかりとお持ちですよ。

○市長（下平晴行君） はい、おっしゃるとおり、特に専門職においてフルタイム職員が必要と判断される職種については、常勤職員を配置するのか、フルタイム職員を配置するのか、どちらが望ましいのかなど、関係課と十分協議を行いながら、検討してまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 例えば、住民の方は、突然役所に来られるわけで、相談員をされている人とかいろんな人は、仮にそういうのがあった場合に、「あっ、もうおられませんけど」じゃないわけですよ。やはり役所が5時15分まで開いているんだったら、住民の皆さんは、必ずおられると思っていくわけですから、そういったこともすごく大事なことで。だから、ぜひ各課でそういう必要なものについては、フルタイム職員を置くというようなことも僕は必要だと思うんですよ。ぜひ、そこについては、しっかりとした対応を各課の中で協議する。そのためには、市長の思いがきちんとないとそこに入りませんので、そこについてもう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） これは、話はまた別なのですが、なぜグループ制を導入したかということも含めて、やはりその事業に対して1人だけじゃなくて、全体で内容が分かる。誰が来られても、市民が来られても、いつでも説明ができる。それも含めて、今おっしゃったような体制づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。

○19番（小園義行議員） そのグループ制の関係は、またの機会にします。一緒ですけど、私から見たら、1年目の人と5年目の人では、やはりそこはスキルが違いますよ。相談員とかいうのは、きちんとした知識、資格が必要だったり、いろいろありますので、そこについてはいいでしょう。でも、市長の考え方としては、そういうフルタイムの職員も必要なときはちゃんとやるということで、やり方はいろいろだけど、どういう形がいいのかということやるということですので、よく分かりました。

もう一つ、考え方をちょっとお聞かせください。私自身は、ここでずっと力を付けて培ってきた3年とか5年とか、来られている人がいますね。できたら、そういう人たちは、正規職員のほうに採用していくという考え方は、市長の柔軟な考えの中にありませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、会計年度任用職員には、すごく能力を持っておられる職員もいます。あとは、採用の在り方なんですけど、採用基準というのがありますので、どういう形で採用にすることができるのかですね、それは内部で十分協議をしていかなければいけないと思います。確かに優秀な方もいらっしゃいます。

○19番（小園義行議員） 図書館の司書、司書補、そういった方々も含めて、やがては正規職員になるという夢を持って努力をされる。そういうケースも結構これまでもお聞きして、かなわず途中でお辞めになっているというのもあります。ぜひですね、今、市長がおっしゃったようなそ

ういう立場で、よく検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

私の質問は、これで終わりますけど、ぜひ、志布志市が安心して住めるまちにするために、国との関係、県との関係をしっかりと連携を取って、まさかここでそういう有事が発生して、攻撃目標になるような、そういうことにならないような外交をちゃんとしてくださいよというのを含めて、市長のほうで、国・県に対しても声を上げていただきたいと思います。平和だからこそ、こういうことを私たちはやれるわけですので、ぜひ、そういうことでよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、明日から12月19日まで8日間休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から12月19日まで8日間休会することに決定しました。

12月20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時22分 散会

令和6年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和6年12月20日（金曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について
- 日程第9 議案第69号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議員定数等調査特別委員会の調査報告
- 日程第11 議案第71号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第73号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第74号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第75号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第76号 令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議員派遣の決定
- 日程第18 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長)
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓
 3 番 稲 付 洋 平
 5 番 南 利 尋
 7 番 青 山 浩 二
 9 番 八 代 誠
 11 番 持 留 忠 義
 13 番 西江園 明
 15 番 玉 垣 大二郎
 17 番 小 野 広 嗣
 19 番 小 園 義 行

2 番 栢 山 晋 司
 4 番 隈 元 香穂子
 6 番 市ヶ谷 孝
 8 番 野 村 広 志
 10 番 小 辻 一 海
 12 番 平 野 栄 作
 14 番 丸 山 一
 16 番 鶴 迫 京 子
 18 番 東 宏 二
 20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行
 教 育 長 福 田 裕 生
 財 務 課 長 鮎 川 勝 彦
 コミュニティ推進課長 五 代 千加子
 港湾商工課みなと振興グループリーダー 佐々木 太 郎
 市民環境課長 村 山 睦
 保 健 課 長 北 野 保
 耕地林務水産課長 大 口 秀 昭
 松山支所長兼総務市民課長 折 田 孝 幸
 水 道 課 長 中 水 忍
 農業委員会事務局長 高 野 利 彦
 学校教育課長 淀 修 司

副 市 長 溝 口 猛
 総 務 課 長 小 山 錠 二
 総合政策課長 川 上 桂一郎
 情報管理課長 宮 内 真 吾
 税 務 課 長 藤 後 広 幸
 福 祉 課 長 若 松 利 広
 農政畜産課長 萩 迫 和 彦
 建 設 課 長 富 岡 裕
 有明支所長兼地域振興課長 岡 崎 康 治
 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂
 教育総務課長 児 玉 雅 史
 生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教
 サブリーダー 大 田 和 隆

議会グループリーダー 末 原 和 幸
 サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時05分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠議員と小辻一海議員を指名します。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第2、報告を申し上げます。

産業建設常任委員会から所管事務調査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第3 議案第60号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第3、議案第60号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋議員） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正では、55歳に達した職員について、勤務成績が極めて良好である場合または特に良好である場合に限り、昇給するものとされているが、その運用について検討を開始した具体的な時期はいつかとただしたところ、この運用は、平成26年から努力義務として課せられていたものであるが、令和5年に発出された総務副大臣による技術的助言に基づいて取組を進め、今回の提案に至ったものであるとの答弁でありました。

今回の改正で必要となる勤務成績の評価についても、既に本市で導入、運用されている職員の評価制度に基づいて実施する考えかとただしたところ、本市における人事評価制度については、平成26年度から試行的に導入し、平成28年度から本運用を開始しているが、今回の改正に伴う評価に反映できるよう活用することとしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第60号については、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回のこの条例の制定は、こういう形ですけど、根拠となる法律は、どういったものかといった質疑はなかったんですか。

○総務常任委員長（南 利尋議員） 今の議員御指摘の質疑は、ありませんでした。

○19番（小園義行議員） 憲法第94条が法律の範囲内で条例を制定することができるということで、私も大変不勉強であります。長いこと議員をさせていただいていますが、憲法第94条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」というふうにうたっています。そういった中で、今回のこの今まで試行的にやられたり、いろいろ本運用されたりしてきているわけです。条例を制定するというその法的な根拠というのがないと、少し心配だなという思いがあって今質疑をしたところなんです。「ない」ということでしたので、もう一回、聞きます。一切そのことについてはなかったんですね。

○総務常任委員長（南 利尋議員） はい、ございませんでした。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行議員） 議案第60号について、反対の立場で討論を述べたいと思います。

この条例によると、55歳で評価が下されるという、同じ勤務年数で給与に差が生じるということが心配をされます。評価に該当した人は給与が上がるけれど、そうでない人は昇給しないということでもあります。そのことは、55歳から始まって65歳まで定年が延びますので、その10年間。そして退職金、その後の年金の受給に関しても影響が延々と続くということが心配されます。また二つ目に、評価する人と評価される人がそれぞれ存在するわけですけど、本市は、グループ制を導入している状況であります。そういった中では、それぞれの働き方に、昇給した人と昇給しない人が同じグループに存在した場合に、それぞれの個人の受け止め方ですので、働き方に影響が生じるおそれがあるという心配があります。また三つ目に、市長や副市長も評価する立場にあるわけですが、恣意的な判断が全く及ばないということを担保するものが、明確にこの中に読み取ることができません。私たちは人間ですので、いろんな思いがそれぞれにあると思います。そうしたものがサブリダー、グループリーダー、その人たちも評価する側、今度は評価される側になるというときに、評価する側の人間として恣意的なそういったものが一切反映されないというものが明確でない限り、非常に問題があるというふうに思います。四つ目に、公務員は、日本国憲法を遵守し、全体の奉仕者として職務に精励するということを宣誓して、仕事と向き合っておられます。その立場から考えると、全体の奉仕者として職務に精励する公務員の在り方は、そ

れ以上でもそれ以下でもないというふうに私は思います。上下を評価することで、それぞれの個人に対して上と下を決めていくという、その評価をするなど好ましいことではないと私は思います。自治体は、もうけを追求する株式会社ではありません。しっかりと職員の人たちが全体の奉仕者として、住民の皆さんの福祉向上のために全力を挙げて現在も取り組んでおられるその人に対して、評価される人とされない人ができるようなこういった条例については、とても認めるわけにはいかないという思いがありまして、討論とさせていただきます。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで討論を終わります。

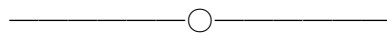
これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案を所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第62号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第4、議案第62号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県の制度見直しにより、令和7年4月から住民税課税世帯の未就学児に対する子ども医療費の窓口負担について、現物給付方式が導入されるが、他県と比較して制度の整備状況は、どのような状況であるかとただしたところ、本県の子供に係る医療費助成の整備状況は、遅れていると考えている。本市においては、今回の県の制度見直しに加え、子供が世帯の状況等に左右されずに、安心して医療を受診できる環境を確保する観点から、0歳から18歳までの全ての子供について、助成制度に関係なく、窓口負担のない現物給付方式へ見直しをする

ものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

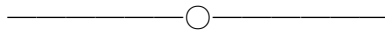
以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員）　質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員）　討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員）　異議なしと認めます。
したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5　議案第63号　志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員）　日程第5、議案第63号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷　孝議員）　ただいま議題となりました議案第63号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員）　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第64号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第6、議案第64号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第64号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域包括支援センターの人員基準が緩和されたとのことであるが、本市の職員配置は、どのような状況であるかとただしたところ、本市の被保険者数は、1万人余りであり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれ2人ずつ、合計6人の配置が必要であるが、専門職の確保が困難な状況であるため、現在は5.5人の配置となっているとの答弁でありました。

地域包括支援センターの職員は、高齢者等の緊急事案への対応のため、時間外に業務が発生す

る場合があるが、業務は円滑にできているかとただしたところ、通常の訪問業務等については、計画的にできている状況であるが、人員基準が緩和された場合でも、業務を行う上での必要な職員数については、引き続き、人員の確保に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

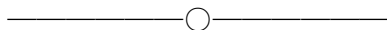
○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第65号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、議案第65号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長、松山支所産業建設課長及び志布志支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りましたが、直接議案に関する質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第65号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第66号 志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第66号、志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、木下氏庭園、天水氏庭園、山中氏邸の現地調査を実施した後、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市が所有する歴史的建造物を事業者に貸し付けるに当たって、観光まちづくりの観点から、どのような事業が実施されることを想定しているかとただしたところ、公募によりアイデアを提案してもらい、その提案を基に事業者を決定していく方針であるが、これまで数年かけて事業者からの聞き取りやまちづくりのワークショップ等を行っており、ホテルやカフェ、レストラン、物品販売所など、様々な用途への活用が想定されるとの答弁でありました。

歴史的建造物を利活用していくためには、一定のリニューアルが必要なことは理解するが、歴史的な価値が低下してはならないと考える。施設改修については、どのような考え方であるかとただしたところ、歴史的建造物の価値については、外観や景観のほか、間取りや柱、梁、土台等の構造材が重要であると建築の専門家から伺っている。改修に関しては、間取り等を変更しない

形を内部で検討しており、その点を踏まえて事業者を公募していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第69号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第69号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第69号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告します。

当委員会は、12月12日、委員15名出席の下、審査に資するため、伊崎田小学校の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、総務課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、かごしまの農業未来創造支援事業について、採択されるまでの経緯についてただしたところ、農地・農業水利施設等の整備を要望する地元の関係者が2人以上いる水利組合等から相談を受け、担当課において現地調査、事業内容の精査等を行った結果、今回、

かごしまの農業未来創造支援事業での要望を行い、結果として採択されたとの答弁でありました。
次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、砂防施設保全事業について、総合流域防災事業の県営事業負担金が当初予算から変更となった経緯についてただしたところ、当初予算では3地区それぞれ504万円で計上していたが、県から県営事業の補正予算の内示があり、中ノ畑地区が事業費4,900万円となり、負担率20%を積算して負担金が980万円、前畑地区が事業費4,900万円となり、負担率10%を積算して負担金が490万円、久保地区が事業費3,900万円となり、負担率10%を積算して負担金が390万円となった。3地区の事業費負担金を合算すると、1,860万円となり、予算が348万円不足するため、補正予算を計上したとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、障害児通所支援給付事業について、当初予算と比較して大幅な増額補正となっているが、どのような利用状況となっているかとただしたところ、令和4年度の実績では、児童発達支援が81人、放課後等デイサービスが78人の利用であった。令和6年11月末時点では、児童発達支援は80人と同程度であるが、放課後等デイサービスは153人となっており、利用者が倍増している状況であるとの答弁でありました。

次に、松山支所産業建設課及び志布志支所産業建設課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、港湾改修事業負担金について増額計上されているが、国際バルク戦略港湾整備に係る今後の本市の負担はどのくらいか。併せて、負担率の見直しを要望する動きについてはどうかとただしたところ、国際バルク戦略港湾整備については、資材の高騰などの理由から、完了年度は当初の予定から遅れて令和11年度となる見込みで、今後の本市の負担は約9億円程度と算定している。市長のトップセールスとして行う港湾整備の要望活動と併せて、負担率の見直しについても引き続き協議を行っていきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、小中一貫校伊崎田学園改修設計業務委託について、現在は小学校、中学校それぞれに図書室があるが、改修工事により1か所になった場合、図書は、十分に確保されるのかとただしたところ、図書室については、現在の小学校校舎の2階に設置するほか、ふれあい交流館の多目的ホールに地域の方々と一緒に利用できる地域図書館を設置する計画である。この2か所を併用して、図書の充実に努めたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、物価高騰の影響により志布志運動公園の運動施設の指定管理料を増額しているが、有明・松山地域の運動施設についても、状況を確認しているのかとただしたところ、各施設の指定管理料の積算に当たっては、物価高騰等の影響を踏まえ、前年度より増額して計上したところである。志布志地域については、体育館照明のLED化による節減効果等を踏ま

え見込んでいたが、利用も多かったため、想定以上に費用を要したところである。有明・松山地域についても、指定管理者に執行状況の確認を行っており、現計予算で対応できるとの回答であったとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議員定数等調査特別委員会の調査報告

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議員定数等調査特別委員会の調査報告を議題とします。

委員会における調査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○議員定数等調査特別委員長（八代 誠議員） それでは、議員定数等調査特別委員会における調査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、令和4年6月29日、市政の現状や課題及び将来の予測や展望を考慮しつつ、本市における適正な議員定数及び議員報酬等について調査・研究することを目的として設置され、同日、正副委員長の互選を行い、本日までの約2年半にわたって、本市にふさわしい議員定数及び議員報酬等について、慎重に議論を重ねてまいりました。

令和4年8月16日、本委員会の今後のスケジュールとして、市民への周知に一年間程度を確保する必要があることから、令和6年12月までに本委員会としての結論を取りまとめることを決定しました。また、調査・研究をより効率的に行うことを目的として、議員定数分科会と議員報酬等分科会を設置し、同日、各分科会長の互選を行いました。

まず、議員定数について申し上げます。

令和4年9月13日、議員定数分科会を開催し、今後の議論の参考とするため、九州内の人口類似自治体の状況や本市の議員定数・議員報酬の推移等を調査した資料を配布しました。また、会

員から「市民から、議員定数を減らすべきではないかといった声はある。陳情等が提出される前に、議員自らが問題意識を持ち、議論していくべき」、「定数には基準などなく、算出が難しいが、現実として、人口は減り続ける中で議員定数は8年間動いていない。市民は、しっかりとその点も関心を示している」などの意見がありました。

令和4年12月14日、議員定数分科会を開催し、議長を除いた人数が採決時に明確なものとなるよう、議員定数を「偶数」とすることについて議論した結果、議長の中立性が保てることも踏まえ、議員定数は、偶数とすることを決定しました。また、県内19市の議員定数の変遷、市人口ビジョンに基づく今後の人口推計、県内19市の議員定数からみた議員一人当たり人口に関する資料を配布し、意見交換を行ったところ、「人口、面積からみた県内類似自治体の議員定数や本市の人口推移からみても、16人または18人が妥当である」、「地理的、経済的要因も加味した形で慎重に議論を行った上で、定数の案は示すべき」、「定数が16人になったとしても、議員一人当たり人口は、県内で平均的な数字である。このことから16人がふさわしいと考える」、「定数がはっきりしなければ、報酬の議論が進んでいかない。当分科会において、ある程度の方向性を示すべき」などの意見が出されました。県内19市の議員定数からみた妥当性や意見交換の結果を踏まえ、本市議会の議員定数を減とすることを決定しました。

令和5年3月20日、議員定数分科会と議員報酬等分科会との合同分科会を開催し、これまでの議員定数分科会における議論の経過を報告しました。

令和5年6月26日、議員定数分科会を開催し、「定数については、今後の人口推移や志布志港の整備が進んでいることなど、本市の現状と行く末を踏まえるべきであるとともに、しっかりと議論された数字を示すべきと考える。当分科会では、定数減という意見で一致している。あとは、具体的に、定数を16人、18人のいずれにすべきなのか、次回分科会において各会員の意見をまとめる」と決定しました。

令和5年9月29日、議員定数分科会を開催し、前回の分科会の決定に基づき、各会員から意見が述べられました。

まず、定数は、「16人がよい」とする意見について、「前回の市議会議員選挙は、立候補者が何とか定数を超えて選挙戦となった。簡単に当選できるという考えではなく、選挙戦に負けてもいいから立候補したい、市民のために頑張りたいという方のための定数であるべき」、「選挙戦を乗り越えて議員となる重み、厳しさというものはあってしかるべきと考える。覚悟をもって立候補いただくためには、4人の減もやむを得ない」、「4人の減がよいと考えるが、これまでの各委員の意見を伺うと、16人と18人という意見は拮抗しているのではないかと思う」、「旧町時代に、定数削減の議論に率先して動いていた議員が落選した。それだけ選挙というものは、非常に厳しいものであると認識している。また、数年後の人口推移では、大幅な減少がはっきりと示されている中であって、そのことを根拠にした定数の在り方を考えるべき」とのことでありました。

次に、定数は、「18人がよい」とする意見について、「議員は、市民の声を代弁する存在。急

激な定数減は避けるべき」、「市民からの定数減を求める声があることは理解している。定数見直しの議論は、次の任期でも継続していく必要があると考える。議員の資質向上を目指しながら、段階的に削減する形が望ましい」、「当初は、他自治体の状況を踏まえると、4人減の16人が妥当と考えていた。しかし、定数の在り方を継続して議論しつつ、混乱のない議会運営につなげるためには2人の減が妥当と考える」、「急激な議員の減は、各地域にとって損失につながるおそれもある。議員の資質向上につなげる意味でも、2人の減が妥当である」、「急激な議員減は、議会の成長と移り変わりを阻害するおそれがある」とのことでありました。

次の任期でも定数の議論を継続してはどうかということについては、「現在の任期中の議員がそのことを決定できるものではないが、次期議員へ議論の継続を求めるような意見があったことを申し伝えることとしたい」との意見が出されました。

結論として、「定数分科会の意見としては、16人と18人が拮抗しており、どちらの意見も一理あるという状況である。全会一致という形であれば、一定の結論を導き出せるが、今回議論されたことをそのままの形で全体会に示すことが本分科会での思いがよく伝わるのではないか」との意見が出され、定数を16人、18人とするそれぞれの意見を次回全体会で示すことに決定しました。

令和5年12月15日、議員定数分科会を開催し、次回実施予定の全体会に向けて、前回までの議員報酬等分科会における協議内容に係る概略を確認しました。

令和6年2月9日、議員定数等特別委員会を開催し、議員定数を16人または18人とする議員定数分科会が決定した案を示しました。議員報酬等分科会の会員から「人口は減少する見込みだが、面積は変わらない。議員が一人もいないという地域が出るおそれもある。そのことの議論はなかったか」との意見があり、「人口減少の一点だけをみて、定数の減という意見を取りまとめたわけではない。類似団体との比較、市の人口ビジョンに基づく推計、議員一人当たりの人口など、総合的に勘案して決定したものである。また、議員活動は、市全域を網羅して行うべきものであり、市全体の議員として選任されるものである。そのことを踏まえ、定数については、減とすることの一致をみて、16人あるいは18人とする案を示したところである」と回答しました。

「市民の意見を広く聴くために、『議員と語る会』を開くべきという議論はなかったか」との意見があり、「議員定数分科会では、そのような意見は出ていないが、定数の見直しとともに、議員の質の向上が必要であるとの議論がなされている」と回答しました。

議員定数等調査特別委員会において、議員定数分科会における議論の経過資料などの配布を改めて行ったこと、それぞれの分科会間で意見交換した内容を踏まえる必要があることなどから、今後さらに議論を深めていくことに決定しました。

令和6年3月14日、議員定数等調査特別委員会委員長の辞任に伴い、正副委員長の互選を行いました。

令和6年6月27日、議員定数等調査特別委員会を開催し、議員定数に係る意見交換を行いました。委員から「議員定数を削減した場合、仮に人口が増加に転じても、定数増とすることは困難であると思われる。また、定数削減に伴う委員会構成の変更は、議員の負担増となると思われ

る」、「議員のなり手不足は、議員定数を削減することで解消される問題ではないと思う。議員の責務を果たすことや市民に議員活動を理解してもらうことが肝要であり、人口減少を理由に定数を削減すべきではない」、「議員定数分科会において、議員定数の案を一本化できなかったのは、16人と18人とする案が拮抗していたものであり、それぞれの意見には妥当性がみられた。議員定数分科会の示した意見や定数の案については、尊重をいただきたいと考えており、議員定数等調査特別委員会において全体での採決に委ねることとしたものである」との意見が出されました。

令和6年12月6日、委員全員出席の下、議員定数等調査特別委員会を開催し、議員定数を16人とするについて、記名投票により採決を行いました。その結果、賛成11票、反対7票となり、議員定数は、16人とすることに決定しました。

次に、議員報酬及び選挙の公費負担について申し上げます。

令和4年9月13日、議員報酬等分科会を開催し、今後の議論の参考とするため、九州内の人口類似自治体の状況や本市議会議員定数・報酬の推移、県内19市の選挙公営状況等を調査した資料を配布しました。会員から「分科会のタイムスケジュール、審議の進め方を議論してはどうか」、「議員のなり手不足の原因は、報酬かもしれない。今後、議員になりたいという若い人のためにも、一つの目安として、分科会での議論を尽くす必要がある」などの意見がありました。

また、「選挙費用の公費負担について、選挙管理委員会事務局から詳しい説明を伺うことはできないか」との意見があり、次回、選挙管理委員会事務局から担当職員の出席を求めることに決定しました。

令和4年12月14日、議員報酬等分科会を開催し、選挙管理委員会事務局から担当職員が出席し、選挙公営検討資料による説明がありました。会員から「選挙費用の公費負担について、県内ほとんどの市町村で導入されている。県内の導入状況は、どうなっているのか。また、選挙管理委員会での直近の議論の経緯を伺いたい」との意見があり、選挙管理委員会事務局担当職員から、「市で導入していないのは、南九州市と本市であったが、南九州市は、令和4年9月定例会で条例案が可決されたところである。本市での導入に向けた議論については、平成18年の合併以降、議論を継続しているが、結論には至っていない。今後は、新たに導入した南九州市を視察した上で、選挙管理委員会としての結論を出したいと考えている」との回答がありました。

その他として、「選挙費用の公費負担について、市民や立候補する方から様々な意見があると思うが、法で認められている制度があるのであれば、ぜひ次期選挙から導入していただきたい」などの意見がありました。

令和5年3月20日、議員定数分科会との合同分科会を開催し、これまでの議員報酬等分科会における議論の経過を報告しました。

令和5年6月26日、議員報酬等分科会を開催し、会員から「立候補者が減少傾向にあるのは、報酬も含めて、議員になることへの魅力を感じないからではないか。若者や子育て世代が立候補者となっていていただくためには、それなりの報酬が必要と考える」、「若い人だけではなく、女性

も含め、多種・多様な意見を政治に反映することは重要なことである。政治に関心を持ち、本市のために働きたいと思う方への門戸を開くためには、経済的な支援も不可欠であるため、報酬の増額は必要と思う」といった増額に賛成の意見がありました。

また、「市民の経済状況は厳しいとの声がある現状では、議員報酬の増額は難しいため、現状維持でもよいのではないか。増額に反対ではないが、議員定数をどのくらい減とするのか、具体的な数字が提示されないと、増額に向けた議論や検討は難しいのではないか」、「市民から議員報酬についての意見が出てから議論すべきであって、単に増額となれば、市民からの批判は避けられないと思う。立候補者を増やすためだけに増額すべきではないと思う」といった議員報酬の増額に対して慎重な意見がありました。

これらの意見を踏まえ、具体的な議員定数の案を基に、次回以降の議論を行っていくことに決定しました。

令和5年9月29日、議員報酬等分科会を開催し、今後の議論の参考とするため、議員一人当たりの経費等を調査した資料を配布しました。会員から「議会としても議員定数等調査特別委員会を設置し、それぞれの分科会で議論していることから、議員報酬等分科会として、報酬を『引き上げる』、『引き下げる』または『現状維持』、いずれかの意見の取りまとめを行うべきと思う」、「報酬について、過去20年間で一度引き下げたことがあったものの、引き上げたことはない。今後、若い世代が議員になった場合でも、子育てができるくらいの報酬額に引き上げるべきと思う。議員定数が減となった場合、減員分の費用が削減されるため、その範囲内で議員の報酬を引き上げたとしても、新たな公費の負担にはならないのではないか」などの意見がありました。

議員定数分科会においては、議員定数を削減する方向で議論が進んでいることや議員報酬はこれまで一度も引き上げていないことを踏まえ、議員報酬の引上げに向けて、今後の検討を行っていくことに決定しました。

令和5年12月15日、議員報酬等分科会を開催し、次回開催される議員定数等調査特別委員会に向け、会員の意見を集約し、報告書を作成することに決定しました。

会員から、報酬の増額を求める主な意見として、「本市の発展のため、市民生活を良くするため、議員は一生懸命取り組んでいるが、生活基盤というものが最低限保障されないと、議員活動はできないと思う。老若男女問わず、立候補する意思があっても、生活が保障されていないことを理由に断念しているとすれば、非常に残念なことである。合併後18年間、こういった議論を行っていなかった経緯を踏まえ、議員報酬を増額することに関しては、当然そうあるべきだと思う」とのことでありました。

一方、現状維持を求める主な意見として、「報酬を増額するならば、市民の方々と向き合う覚悟が必要だと思うが、現状の報酬額で市民から理解を得ているのであれば、報酬を増額する必要はないと思う。定数を削減して報酬を増額する手法は理解できるが、市民からの支持を得ることは困難であると考えるため、現状維持でよい」とのことでありました。

選挙の公費負担を求める主な意見として、「若い世代であっても、中高年の方であっても、経

費の負担を理由として、政治家になることを断念したという話を聞いている。公費負担を実施することで、我がまちを良くしたいと思う立候補者が増加し、議員同士の議論の活発化にもつながり、資質向上に寄与するのではないかと考える。議員報酬等分科会の提案として、次期選挙から導入していただきたい」とのことでありました。

令和6年2月9日、議員定数等調査特別委員会を開催し、これまでの議員報酬等分科会における議論の経緯、意見を示しました。議員定数分科会の会員から「報酬の引上げについての意見が多数であるように読み取れるが、その根拠となるような数字的なものがあるか」との質疑があり、「根拠となるものは、特段設けていない。現在の報酬の在り方について議論している」と議員報酬等分科会長が回答しました。

「議員定数を減とした分の報酬額の範囲内で増額を検討してはどうかという議論はなかったか」との質疑があり、「いろいろな議論があった中で、市民の理解を得るためには、議員定数を減とした範囲内で報酬額を見直してはどうか、という意見が多数であった」と議員報酬等分科会長が回答しました。

「議員一人当たりの経費について、議員定数が2人の減となった場合と4人の減となった場合の、それぞれにおける総額を比較した資料を作成した。報酬額の具体的な算定に必要となる根拠としていただきたい」との意見があり、それぞれの分科会間で意見交換した内容についても踏まえながら、今後さらに議論を深めていくことに決定しました。

令和6年3月21日、会員全員出席の下、議員報酬等分科会を開催し、議員報酬を増額することについて、採決を行いました。その結果、賛成多数により、議員報酬は増額とすることに決定しました。

次に、令和6年2月9日に開催した議員定数等調査特別委員会において、委員から提案のあったとおり、議員定数が2人の減となった場合と4人の減となった場合の、それぞれにおける議員一人当たりの経費の総額から、それぞれの定数に応じた議員報酬額を算出することとし、定数が16人となった場合は月額報酬を35万円に、18人となった場合は月額報酬を32万円とすることについて、反対意見はなく、議員報酬額の案とすることに決定しました。

次に、選挙の公費負担については、公職選挙法で認められる項目は全て要望することに決定いたしました。

令和6年12月12日、委員15人出席の下、議員定数等調査特別委員会を開催し、令和6年12月6日に開催した議員定数等調査特別委員会において、議員定数は16人とすることに決定した結果を踏まえ、議員報酬は35万円とすることについては、起立採決の結果、全会一致をもって、市長に対し要望することに決定しました。

次に、選挙の公費負担については、起立採決の結果、全会一致をもって、選挙管理委員会に対し、公職選挙法で認められる項目を全て要望することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議員定数等調査特別委員会は、調査終了とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会は、調査終了とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第11、議案第71号から日程第16、議案第76号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第76号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第71号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第71号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長に対して、同年12月に支給する期末手当の額を増額する措置を講ずるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） 議案第71号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して説明申し上げます。

本案は、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行う必要があることから提案するものです。

今回の人事院勧告は、令和6年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったこと

を受けまして、月例給、期末・勤勉手当等の引上げが行われたものでございます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

期末手当等の引上げについて、勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を平均2.76%引き上げ、期末・勤勉手当を現行の4.50月分から4.60月分とし、年間0.1月分引き上げるものとなっています。

これを受けまして、1の一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定するものであります。

特別職等についても、令和6年12月期の期末手当を一般職の職員に準じて改定し、1.70月を1.75月とし、年間0.05月分引き上げるものです。

国会におきましても、12月17日、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律について、可決されています。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、2の市長、副市長、教育長及び議員の期末手当を現行3.4月から3.45月とし、年間0.05月分引き上げる率の改定を提案するものです。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

第1号・第2号関係、令和6年12月支給の特別職の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

議案書に戻ります。

本条例は、公布の日から施行するものでありますが、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は令和6年12月1日から適用することを定めています。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱うことを定めています。

参考までに、今回の改正による影響額は、市長等三役分が年間で約12万円、議員の皆様方は、年間で約34万円を見込んでいます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 引上げということですけど、今の住民の皆さん方の状況、この物価高等々含めてですね、据置きといった議論は、一切なかったものですか。

○総務課長（小山錠二君） 特別職の引上げについての据置きという議論は、なかったところがございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行議員） 人事院勧告に基づいての期末手当の引上げについて、一般職はよく理解をいたします。私たち特別職というのは、基本的に公務員という立場ですが、住民の皆さんから私たち議員、そして市長は特にそうです。あと副市長や教育長においては、もうそれぞれでしょう。でも、基本的には、住民の皆さん方の状況を考えたときに、額は三役で12万円、議会の議員で34万円という少ない額です。今、こういった大変な状況にあるときに、果たして議会等々がこういうことでいいのかという、私は、住民の皆さんの理解を得るには、大変難しいという思いがあります。一般職の人たちの人事院勧告を受けてのそういう引上げは理解しますが、この特別職においては、ぜひ謙虚な姿勢が必要だというふうに私は思います。

そういう立場から、この条例については反対という立場で討論としたいと思います。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第71号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福重彰史議員） 起立多数です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第72号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第72号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第72号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

先ほど説明いたしました1の人事院勧告に鑑み、2の国の一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、同様の内容で提案・可決されています。これを受け、本市におきましても、今回、給料表の額、期末手当及び勤勉手当の率の改定等を提案するものです。

付議案件説明資料6ページをお開きください。

第23条第2項で、令和6年12月支給の期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改めるものでございます。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の122.5」ですので、今回の改正では、6月の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しています。

また、同項の規定に基づく規則で定める職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については、「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げるものです。

次の第3項、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引上げとなることから、「100分の68.75」から「100分の71.25」に改め、定年前再任用短時間勤務職員で管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員は、「100分の58.75」から「100分の61.25」に改めるものです。

次に第26条第2項第1号で、令和6年12月支給の勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改めるものです。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の102.5」ですので、今回の改正では、6月支給と区別するため、6月支給についての条文を追加しています。

また、同項の規定に基づく規則で定める職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については、「100分の122.5」から「100分の127.5」に引き上げるものです。

次の第2号、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引上げとなることから、「100分の48.75」から「100分の51.25」に改め、7ページの左上段になります。定年前再任用短時間勤務職員で管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員は、「100分の58.75」から「100分の61.25」に改めるものです。

7ページから10ページになります。

別表行政職給料表を、民間給与水準を踏まえ、平均2.76%引き上げるものです。

初任給については、大卒では2万3,800円、高卒では2万1,400円に引上げとなっています。

また、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に、給料表の引上げ、改定となっています。

平均改定率は、全体で3%となっており、1級では11.1%、2級では7.6%、3級では3.1%、4級では1.3%、5級から7級までは1.2%となっています。

議案書に戻ります。

本条例は、公布の日から施行するものでございます。附則第1条第2項では、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、令和6年4月1日から遡及適用することを定めています。

附則第2条では、給与を追加で支給することになることから、これまで支給済みである給与について、今回、改正後の給与の内払い分として、取り扱うことを定めています。

参考までに、今回の人事院勧告による改正の影響額は、一般職員で年間給与一人当たり約23万8,000円の増額となる予定です。総額では約7,383万円を見込んでいます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回のこの改定率ですが、若年層には厚いわけですね。ベテランといえますか、長く勤務されている人たちに対しての経験年数、技術、そういったものには、どういった評価があって今回のこの5級から7級までは1.2%だという、この配分の仕方ですね。そこについては、当然、経験年数やそのスキルを重ねておられるわけで、そこに対しての当局の評価の在り方としては、どういう議論がされて、こういう提案だったんですか。

○総務課長（小山錠二君） 今回の改定につきましては、先ほども言いましたように、若年層に重点を置いたということでの改定でございます。中堅層につきましては、約1.2%ということでございますが、やはり、国家公務員、地方公務員と民間との給与の格差ということと比較しての改定ということでございますので、今回その改定に基づいて中堅層の引上げ率については、1.2%ということで、当局としては、理解して提案させていただいているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第73号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議案第73号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例の制定につきまして、社会情勢の変化等に鑑み、会計年度任用職員の給与の改定の適用の時期を、当該改定について規定する条例の公布日の属する会計年度内とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第73号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、社会情勢の変化等に鑑み、会計年度任用職員の給与の改定の適用の時期を、当該改定について規定する条例の公布日の属する会計年度内と改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の11ページをお開きください。

これまで、会計年度任用職員の給与については、第4条第2項に基づき、一般職の給料表が会計年度の途中で改定された場合の給料表の準用は、翌年度の4月1日からとしており、一般職の給料表の改定があった場合においても、当該年度で遡及等の措置は行っておりませんでした。社会情勢の変化等に鑑み、会計年度任用職員においても、一般職と同様の取扱いとするため、今回、こちらの第4条第2項を削除するものであります。

給料と同様に、期末手当におきましても、第14条第4項を削除し、勤勉手当についても、第15条第2項中の「第2項から第4項まで」を「第2項及び第3項」とするものです。

次の第24条の期末手当から、12ページ第25条第2項の勤勉手当におきましても、前条のフルタイム同様、パートタイムの会計年度任用職員の第4項を削除し、一般職と同様の取扱いとするものであります。

議案書に戻ります。

本条例は、公布の日から施行するものでありますが、附則第1条第2項では、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について、令和6年4月1日から遡及適用することを定めています。

附則第2条では、給与を追加で支給することになることから、これまで支給済みである給与について、今回改正後の給与の内払い分として取り扱うことを定めています。

参考までに、今回の改定による影響額は、会計年度任用職員で年間給与一人当たり約21万4,000円の増額となる予定で、総額で約6,336万円を見込んでいます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 今回、こういう形で会計年度任用職員の給与改定があって、4月遡及ということです。志布志市のいわゆるそれに準ずる、例えば一部組合とか、その会計年度任用職員の人たちについては、これに基づいてそれぞれ負担金等々あるわけですけど、そこについての考え方は、どういうものになっているのか、お示しをいただきたい。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

お尋ねの市長部局、教育長部局なんですが、それ以外の出先機関につきましても、本市のこの改定に伴い、本市に準ずるということでございますので、例えば水道課、そして南部厚生事務組合につきましても、本市の条例改正に基づきまして引き続いて改定を行って、遡及するというところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第74号 令和6年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（福重彰史議員） 日程第14、議案第74号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第8号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,325万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ313億1,441万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億5,325万4,000円増額するものであります。

続いて、7ページから30ページまでの歳出の各費目には、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費をそれぞれ計上しています。

その詳細につきまして、給与費明細書で説明を申し上げます。

31ページをお開きください。

特別職の期末手当は、市長、副市長及び教育長分を12万円、議員分を34万2,000円、それぞれ増額するものであります。

また、一般職の給料等を1億3,897万6,000円、共済費を1,202万4,000円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第75号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第15、議案第75号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億3,123万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、事務費等繰入金を144万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費の会計年度任用職員の報酬を57万9,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の総務費の徴税費は、賦課徴収費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて32万6,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費は、特定健康診査等事業費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて32万9,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

保健事業費の疾病予防費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて21万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第76号 令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福重彰史議員） 日程第16、議案第76号、

令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、令和6年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、人事院の令和6年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億7,064万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて23万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金を11万5,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳入の県支出金の県補助金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて11万7,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援総合事業分を、合わせて11万7,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、認知症総合支援事業費及び生活支援体制整備事業費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて33万9,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費の会計年度任用職員の報酬等を、合わせて42万3,000円増額するものであります。

11ページを御覧ください。

予備費を17万7,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議員派遣の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第17、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第18 閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第18、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長及び文教厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和6年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。